

令和7年度版

非行少年・再犯防止支援ガイドブック

RE:STARTを応援するあなたへ



一人ひとりと生きるまち。  東京都

令和8年1月

目 次

序章	はじめに	4
第1章	再犯防止の基礎知識	9
	01 事件を起こしてから社会復帰までの流れ	10
	02 社会復帰に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体	16
第2章	事例に基づく支援機関等の紹介	23
	事例01 仕事についての相談（少年・若年者）	24
	事例02 仕事についての相談（成人）	28
	COLUMN 刑務所出所者等の就労支援における課題（前歴の開示／非開示） 株式会社小学館集英社プロダクション キャリアコンサルタント 田辺 準	31
	事例03 心身の不調、孤立についての相談	32
	COLUMN 協力雇用主としての日々に 美紘建興株式会社 代表取締役 平中 洋行	37
	事例04 少年本人の悩みについての相談	38
	Topic 女子（10代、20代）の相談窓口	42
	COLUMN 貧困と障害と犯罪 一生きづらさに寄り添う支援— 東京都地域生活定着支援センター 菊地 伸宏	43
	事例05 進学・就学についての相談	44
	COLUMN 薬物依存と闘わない 特定非営利活動法人 東京ダルク 施設長 森田邦雅	47
	事例06 障害があるかもしれないと悩んでいる家族からの相談	48
	事例07 障害者の就労についての相談	52
	事例08 生活困窮、住居についての相談	56
	事例09 薬物等の依存についての相談	60
	COLUMN 保護司とAさんの往復書簡	66
	事例10 子供の非行に悩む保護者からの相談	68

COLUMN	断らない入居支援、ハウジングファーストの取り組み (株) ふるさと代表取締役 秋山 雅彦	72
事例11	加齢等を背景にした困りごとについての相談	74
Topic	弁護士による社会復帰支援	78
COLUMN	刑事司法領域における福祉的支援のひろがり 福祉専門職の再犯防止に向けての活動 公益社団法人東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長 一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく 代表理事 小林 良子	79
事例12	DV、児童虐待についての相談	80
Topic	ひとり親への支援、仕事と子育ての両立支援	84
事例13	暴力団に関する相談	86
COLUMN	もう一度、家族のために ～暴力団脱会からの再出発～	89

支援機関電話番号一覧 **90**

索引 **100**



アンケートのお願い

**よりよいガイドブックづくりの参考とするため、
Web アンケートに御協力ください！**

アンケートは、都民安全総合対策本部ホームページから回答できます。
なお、ホームページにはガイドブック全文も掲載しておりますので、
冊子と併せて御活用ください。

○都民安全総合対策本部ホームページ
「東京都 再犯防止支援ガイドブック」で検索



このガイドブックについて

このガイドブックは、再犯防止に関する基礎的な知識や相談事例をはじめ、相談に応じてくれる関係機関や支援制度についての情報を掲載し、保護司、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関・団体の職員など、現在支援に携わっている方々、またはこれから支援に携わろうとしている方々の「立ち直りを支援する力」の向上を図るとともに、再犯防止に資する社会資源を一元化し、支援ネッ

トワークの基礎を構築することを目的として作成しました。

犯罪をした人などから相談を受けた時など、立ち直りを支援する一助として、広くご活用いただければ幸いです。

なお、本ガイドブックの掲載内容の検討にあたっては、支援者の皆さんからいただいたご意見を参考とさせていただきます。

本ガイドブックの構成	
第1章 再犯防止の 基礎知識	成人又は少年が事件を起こしてから社会復帰に至るまでの流れや、矯正施設内・地域社会内で行われる処遇の内容等を示すとともに、社会復帰を支える関係機関・団体の概要や役割について解説します。
第2章 事例に基づく 支援機関等の 紹介	相談事例をもとに、支援機関・団体や支援制度等について解説します。 なお、本章の参照にあたっては、以下の点にご留意ください。 <ul style="list-style-type: none">●事例とフローチャートの次のページに、事例の中で紹介した関係機関・団体等や制度についての情報を掲載しています。●事例とフローチャートは、「このガイドブックを手にとった地域の支援者の皆さんが、各事例の相談者から相談を受けた場合」を想定して作成しています。<ul style="list-style-type: none">→保護司である場合、「自分が担当している対象者等から相談があった場合」を想定して参照してください。→保護司以外の支援者である場合、支援対象者が「刑務所や少年院に収容されている」又は「保護観察中である」場合には、担当の保護観察官や保護司とも連携できることを念頭において参照してください。●事例とフローチャートは、あくまで参考・一例として掲載しています。実際の支援にあたっては、同じニーズであっても別の機関等につなぐ場合、矢印が一方向だけには向かない場合、同時に複数の支援を行う必要がある場合など、さまざまな状況が想定されます。<u>犯罪をした人などの背景にある生活や特性に目を向けていただき、関係機関・団体等と相互に連携しながら、個々の状況やニーズなどに応じた支援をご検討ください。</u>
支援機関 電話番号一覧	第2章で紹介した支援機関・団体のうち、詳細を掲載できなかった機関の名称及び電話番号を掲載しているので参照してください。

※本ガイドブックは、令和8年1月1日時点の情報に基づき作成しています（特に断りのある場合を除く。）。

1 再犯防止とは

再犯の現状

犯罪をした人や非行のある少年（以下「犯罪をした人など」といいます。）は、やがて社会に戻ってきます。犯罪をした人などの多くは、犯罪や非行の責任等を自覚し、自ら社会復帰に努め、再び社会を構成する一員として暮らしていきます。

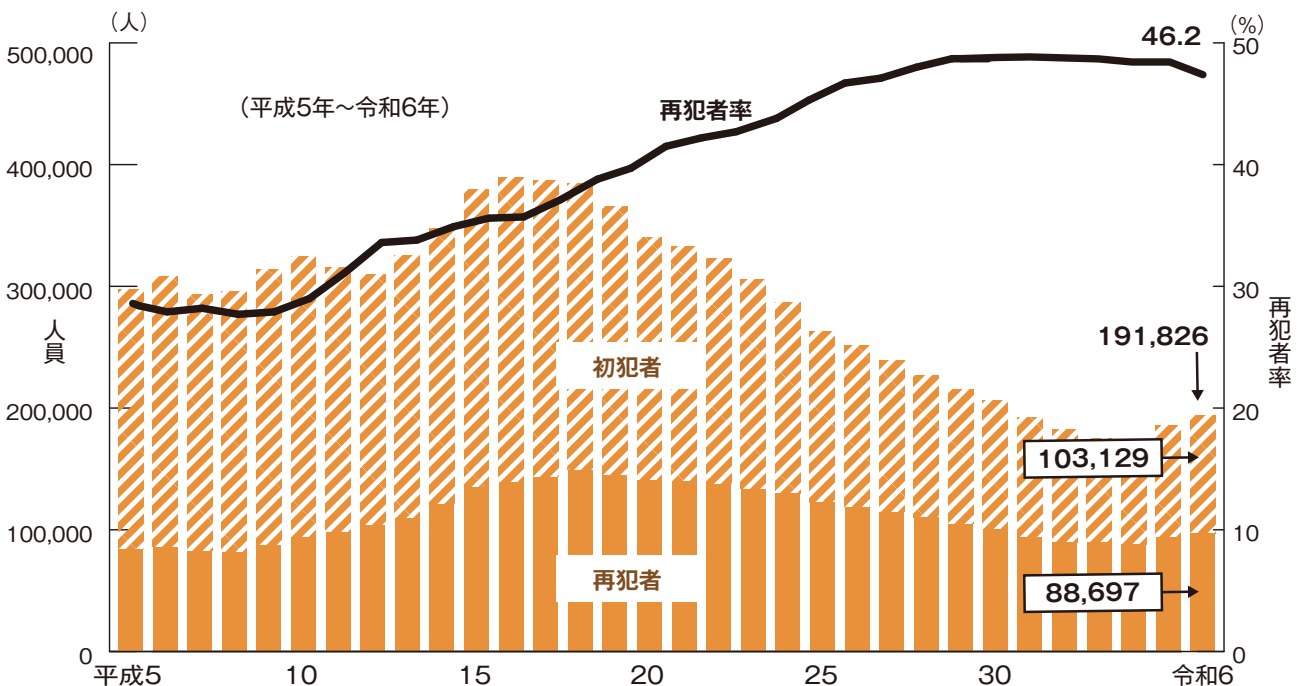
しかし、さまざまな理由から犯罪や非行を繰り返すケースも少なくありません。刑法犯で検挙される人の数は、直近2年は増加したものの、平成16年以降令和4年まで減少し続け、その傾向は続いています。一方で、「再

犯者」の減り方は、刑法犯で検挙される人全体の減り方に比べて緩やかであることから、刑法犯検挙人員全体に占める「再犯者」の割合は、令和6年には46.2%となっており、検挙される人の約半数が「再犯者」という状況が続いています（図表1）。

なぜ犯罪をした人などに対する支援が必要なのか

新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」を実現するには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐこと（再犯防止）が大切であり、その

図表1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(全国)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

※警察庁犯罪統計をもとに作成

ためには、犯罪をした人などを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要であるといえます。

「研究部報告 59 再犯防止対策等に関する研究」（法務総合研究所、2019）によると「もう二度と罪を犯したくないと思っている」と回答した人は初入者で94.5%、再入者で93.6%というように、ほとんどの受刑者は出所に向けて立ち直りを決意しています。

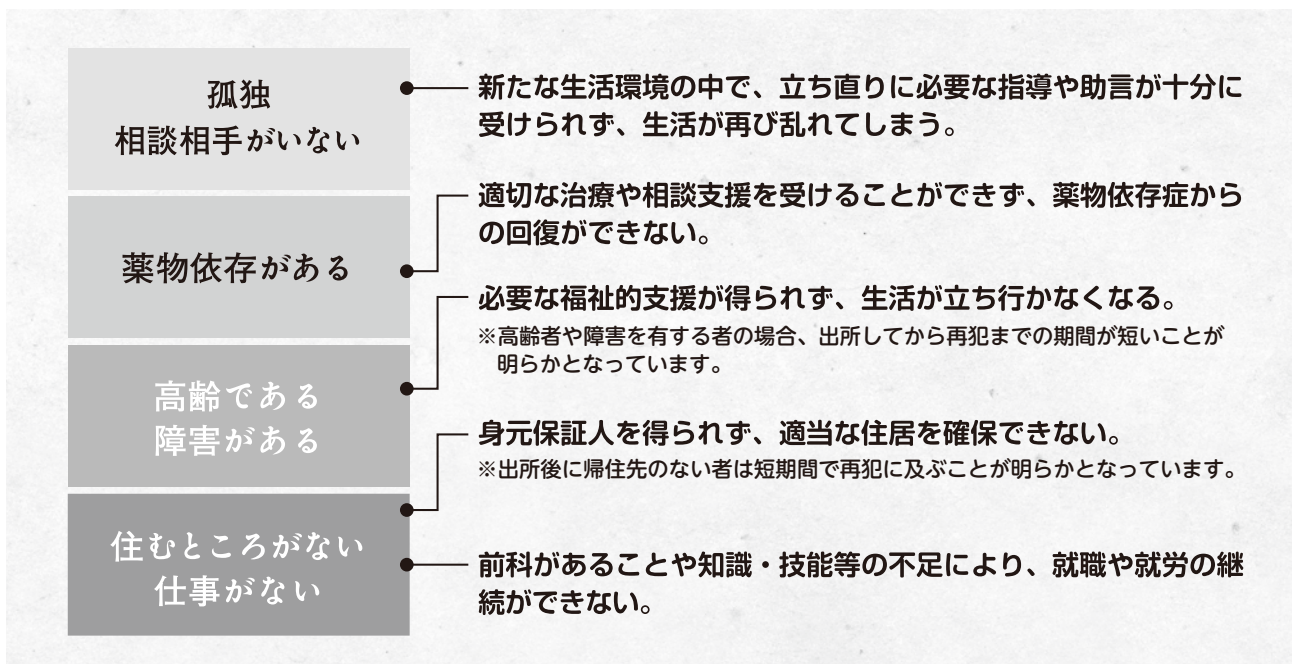
ところが、出所しても「住むところがない」「仕事がない」「高齢である」「障害がある」「薬物依存がある」「孤独・相談相手がいない」といった“生きづらさ”がハードルとなり、これを乗り越えられずに犯罪や非行を繰り返してしまう人が少なくありません（**図表2**）。

逆説的に考えると、こうした“生きづらさ”に着目し、地域社会において適切な支援を受けられる仕組みを構築することができれば、再犯のリスクは低くなるといえます。再犯を防ぐためには、本人の努力はもちろん重要ですが、それだけではなく、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用につなぐなど、地域のサポートも必要なのです。

再犯防止推進法と再犯防止推進計画

こうした背景を踏まえ、政府一体となった再犯防止の取組が進められ、平成28年12月、再犯の防止等に関する施策の基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が公布・施行されました。さらに、同法に基づき、平成29年12月に、「再犯防止推進計画」（第一次計画）が、令和5年3月17日には、第一次計画下の施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的とした、「第二次再犯防止推進計画」（第二次計画）が閣議決定されました。第二次計画においては、第一次計画の5つの基本方針を踏襲するとともに、第一次計画の重点課題を踏まえつつ、7つの重点課題を設定し、96の具体的な再犯防止施策が盛り込まれています（**図表3**）。

図表2 立ち直りのハードル



出典：法務省「再犯防止リーフレット」をもとに作成

5つの 基本方針

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 犯罪をした者等の特性に応じた刑事司法手続のあらゆる段階における切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人などに犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの 重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

※「第二次再犯防止推進計画」をもとに作成

2 東京都再犯防止推進計画について

東京都では、国や関係機関・団体と連携しながら、“社会を明るくする運動”をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできましたが、再犯防止推進法の趣旨や、誰もが社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も踏まえ、令和元年に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

東京都は、この「東京都再犯防止推進計画」に基づいて、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。

これらの取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を

図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、令和6年3月に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました（図表4）。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。この計画に基づき、犯罪をした人などであって、東京都に居住する又は居住する見込みのある人が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会を目指していきます。

また、この計画は、国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえた重点課題に取り組むもので、本ガイドブックもこの計画に基づき作成されたものです。

基本方針

- 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

重点課題と主な取組

- | | | |
|--|---|--|
| <p>1 就労・住居の確保等のための取組</p> <p>(1) 就労の確保等
(2) 住居の確保等</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルファームの創設を促進 ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用 <p>…等</p> |
| <p>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組</p> <p>(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
(2) 薬物依存を有する者への支援等</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施 ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援 <p>…等</p> |
| <p>3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</p> <p>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成 ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置 <p>…等</p> |
| <p>5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供 ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成 ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施 <p>…等</p> |
| <p>6 再犯防止のための連携体制の強化等のための取組</p> | ▶ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化 ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催 ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等 <p>…等</p> |

家族が万引きを繰り返している... 思わず暴力...
 そんなときは... **犯罪お悩み** **なんでも相談** **があります!!!**
 立ち直りを支えたい... やめたいのにやめられない...
 電話相談はこちら **03-6907-0511**
 メール相談はこちら 

受付日・時間
 火曜日・木曜日・土曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前9時～午後5時

匿名相談 OK 秘密厳守 相談無料 
※利用に伴う電話・通信費用は相談者負担です。相談員から来所相談についてご案内することがあります。

対 象 都内在住の、万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、支援に携わる方など

実施期間 令和7年4月1日（火曜日）～令和8年3月21日（土曜日）

このサービスは国の不自由な方のための音声コードです

- 犯罪をやめたいのにやめられない人、犯罪や非行から立ち直りたい人、一人で抱え込まず、どんなことでもお気軽にご相談ください。
- 社会福祉士等の専門職がお話を丁寧に聴き、あなたに合った支援につなぎます。
- ご家族、支援に携わる方からの相談も受け付けています。



●本事業に関する問合せ 東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 都民安全課 ☎03-6388-2747 令和7年4月発行

「犯罪お悩みなんでも相談」窓口について

東京都では、「犯罪お悩みなんでも相談」窓口を設置し、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう人やその家族、支援に携わる人などを対象に、あらゆる犯罪に関する相談を受け付けています。

【受付日・時間】

火曜日・木曜日・土曜日（祝日・年末年始を除く）
 午前9時から午後5時まで

【対象】

都内在住の、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、支援に携わる人など、あらゆる犯罪に関するお悩みを持ちの方

【受付方法】

電話相談 03-6907-0511

メール相談は、東京都ホームページ

「犯罪お悩みなんでも相談」から ↓
<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/soudan/>



支援に携わる方からの相談も受け付けています！



「リスタネット」について

東京都では、犯罪や非行からの立ち直し支援に携わっている支援者の方や、犯罪をした人とその家族等を対象に再犯防止に関する情報を集約したポータルサイト「リスタネット」を開設しています。

犯罪をした人から相談を受けたときなどに、悩みや困難に応じた相談窓口等を、いつでもどこでも簡単に検索できます。

また、再犯防止を主たる目的とする支援機関・団体、制度のみでなく、就労・心身の不調・生活困窮など各相談機能に応じて広く相談を受け付ける支援機関・団体、制度も含んで検索できます。

【URL】

<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/>



第1章

再犯防止の 基礎知識

事件を起こした場合、どのような流れで処分が決まり、
また、社会復帰に至るのでしょうか。
再犯防止について考えるにあたり、
その流れや関係機関・団体の役割等について見ていきます。

01 事件を起こしてから社会復帰までの流れ

02 社会復帰に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体

事件を起こしてから 社会復帰までの流れ

再犯防止を考えるにあたり、まずは、事件を起こしてから社会復帰に至るまでの流れを見ていきましょう。

1 成人の場合

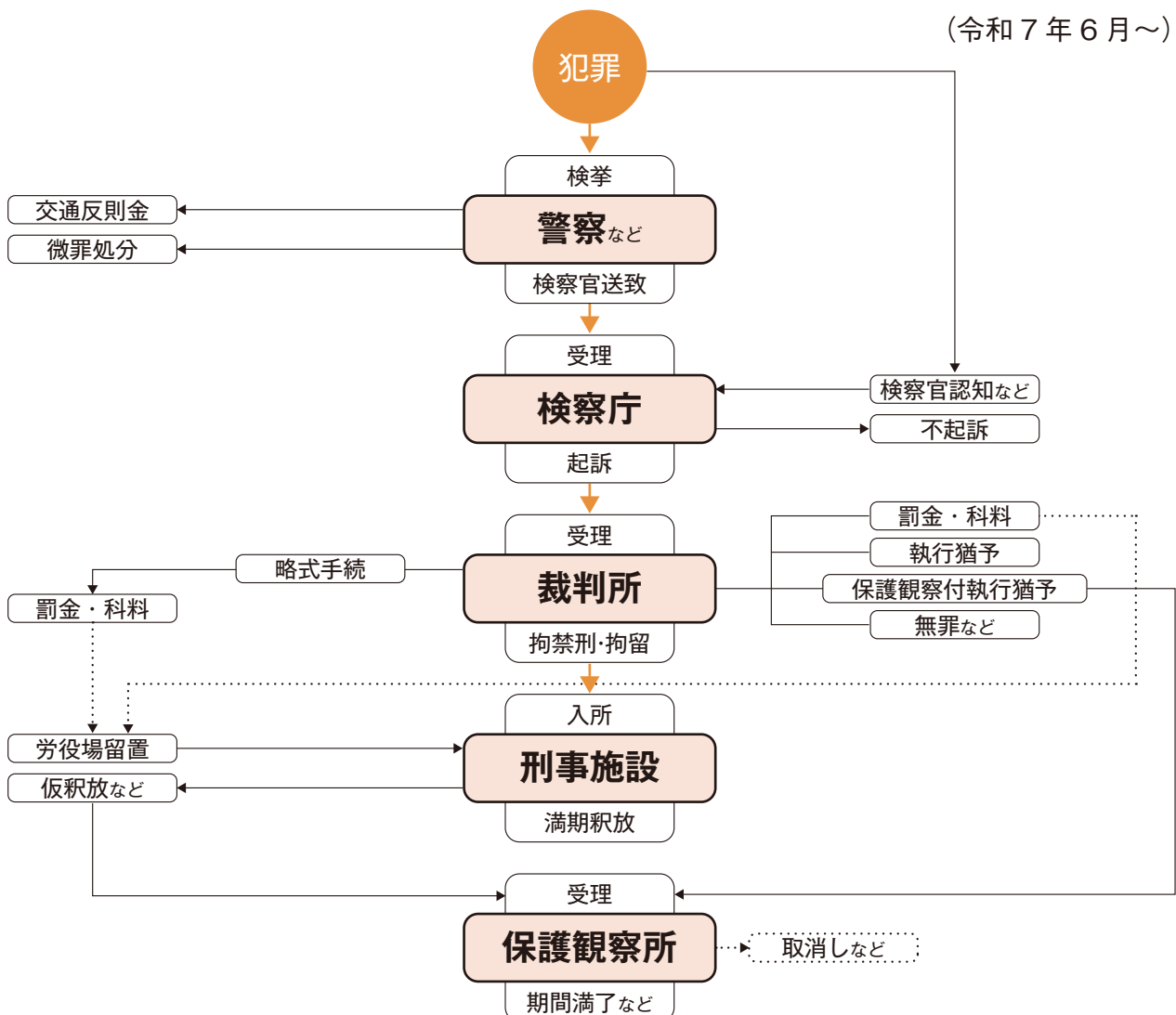
事件（犯罪）が発生すると、多くの場合、警察などの捜査機関が、第一次的に捜査を行い、被疑者（犯罪をした疑いがあり、捜査の対象とされている人）を逮捕したり、証拠を収集したりした後、検察官に事件を送ります（送致・送付）。

検察庁で受理した事件について、検察官は、自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の

取調べを行ったり、警察等に補充捜査を指示したりして、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、最終的に、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。

検察庁では、不起訴処分や罰金、執行猶予付判決により社会内での生活が継続することが見込まれる被疑者・被告人（検察官から起訴されて訴訟が係属中の人）のうち、家がな

図表5 成人による刑事事件の流れ



い、身寄りがない、障害等を抱えているなど、再犯防止のために生活環境の調整が必要な人々に対して円滑な社会復帰をするために適切な支援策を検討します。そして、居住先の確保や福祉的サービス等を受けることができるよう、関係機関と連携の上、福祉関係機関等に対し、適切な受入れ施設等のコーディネートなどを委ねる取組を行っています。

一般的に、起訴された後は裁判が行われ、刑の全部執行猶予が付かない拘禁刑又は拘留の判決を受けた人は、刑事施設に収容されて刑を受けます。保護観察付執行猶予の判決が確定した人（全部執行猶予者）や、刑事施設からの仮釈放を許された人は、保護観察を受けながら社会へ復帰することになります。

用語 検察庁

検察庁は、検察官の行う事務を統括するところで、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁があり、必要に応じて高等検察庁及び地方検察庁に支部が置かれています。検察庁では検察官、検察事務官等が執務しています。

検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられています。

注 検察庁においては、対象者が居住先を確保したり福祉的サービスを受けられるようにするための支援のほか、加害者と被害者の間に夫婦（内縁を含みます）、親子などの関係があるため、刑事事件の処理が終わった後も両者のつながりが切れないDV、高齢者虐待、児童虐待等の事案について、夫婦、親子の世帯分離や子の見守りのため、当事者が居住する地域の福祉関係機関を始め、児童相談所、学校、警察等の多機関の間で情報を共有するなどの再犯・再被害防止のための総合的な支援を実施しています。

用語 刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を「刑事施設」と総称します。刑務所・少年刑務所は、主として、刑の執行を行う施設で、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇等を行います。なお、拘置所には、主として、勾留中の被疑者や被告人を収容しています。

刑事施設は、全国に74施設と99の支所があり、都内には4施設（刑務所2施設、拘置所2施設）あります。これらの刑事施設は法務省が所管していて、法務省矯正局と全国8か所に設置されている矯正管区が指導監督に当たっています。

少年刑務所についてはP.15、刑事施設での処遇についてはP.16を参照してください。

用語 保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の所在地（基本的には県庁所在地）に置かれ、更生保護の第一線の機関として、保護観察（P.18参照）、生活環境の調整（注1）、更生緊急保護（注2）、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策等の事務を行います。

保護観察所には、心理学、教育学、社会学及び医学等の更生保護に関する専門的知識を有する保護観察官が配置され、民間ボランティアである保護司と協働して保護観察や生活環境の調整等を実施しています。

成人については、刑務所等から仮釈放を許された場合、実刑部分の執行を終了して釈放された一部執行猶予の場合と裁判所で保護観察付執行猶予（全部執行猶予）の判決を受けてその刑が確定した場合に、保護観察を行います。

なお、保護観察官や保護司については、P.18も参照してください。

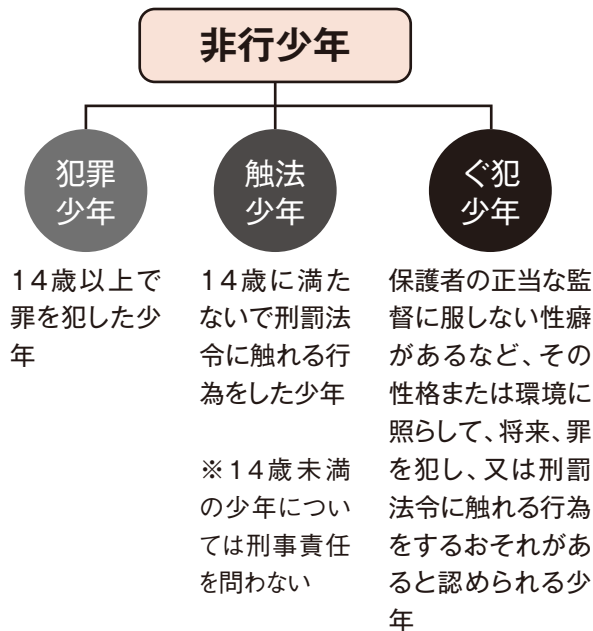
注1（生活環境の調整）：刑務所や少年院等に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることです。なお、帰住先がなく、高齢や障害により特に自立が困難な人については、保護観察所が地域生活定着支援センター（P.21参照）や矯正施設等と連携して、出所後すみやかに福祉サービス等を受けられるようにする「特別調整」を実施しています。

注2（更生緊急保護）：刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で、援助や保護が必要な場合に、本人の申出に基づいて、宿泊場所や食事等の提供等を緊急的に措置することです。

2 少年の場合

被疑者が少年である場合にも、基本的に一般の刑事事件と同様の手続によることとなりますが、少年法第3章及び第5章に特別の措置が定められています。少年は可塑性に富み、教育可能性が高いので、非行のあった少年に対しては保護優先主義の考えがとられており、捜査手続の面においても、この観点から成人の刑事事件とは異なった取扱いがなされています。

図表6 非行少年について



成年年齢は20歳から18歳に引き下げられましたが、罪を犯した少年については、18歳19歳も「特定少年」として、引き続き少年法が適用されています。

非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいいます（図表6）。

警察は、非行少年を発見した場合、取調べや質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じて児童相談所等に送致・通告します（図表8の①）。18歳未満の犯罪少年で、法定刑が罰金以下の罪を犯した場合は家庭裁判所に（図表8の②）、法定刑が拘禁刑等の比較的重い罪を犯した場合は検察庁に事件を送ります（図表8の③）。18歳以上の犯罪少年の場合は、法定刑に関係なく、検察庁に事件を送ります（図表8の③）。（図表7）

検察官は、捜査の結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、家庭裁判所に送致しなければなりません（図表8の④）。

家庭裁判所は、18歳未満の犯罪少年のう

図表7 警察による手続の概要

少年の種類	年齢	警察の手続1	法定刑等	警察の手続2
犯罪少年	14歳以上 18歳未満	検挙	罰金以下	家庭裁判所送致
	18歳以上		拘禁刑等 —	検察官送致
触法少年	14歳未満	補導	故意の犯罪により被害者を死亡させた事件等	児童相談所長送致
—			福祉事務所又は児童相談所に通告	
ぐ犯少年	14歳以上 18歳未満	補導	—	福祉事務所又は児童相談所に通告、若しくは家庭裁判所送致

※令和4年4月1日から施行された改正少年法では、特定少年（18歳及び19歳の者）はぐ犯の対象から除外され、法定刑が罰金以下の場合も事件を検察庁に送致することができることとなりました。

ち、死刑又は拘禁刑に当たる罪の事件を犯した少年について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をします（**図表8**の⑤）。他方、18歳以上の犯罪少年については、前記のような刑の制限はなく、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をします（**図表8**の⑥）。

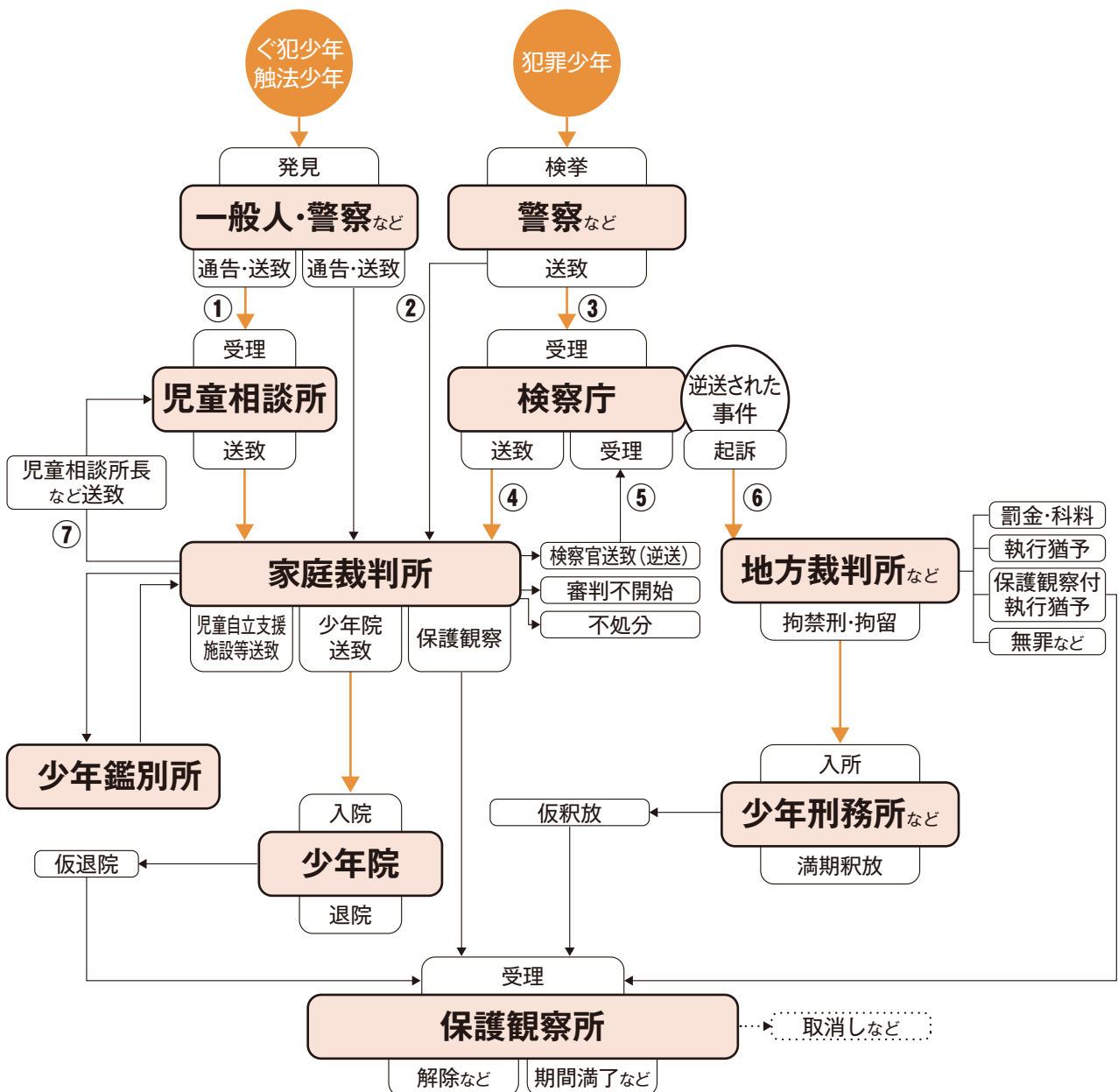
また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で、その罪を犯したとき16歳以上の少年については、原則として検察官送致決定をしなければなりません。他方、18歳以上の少年については、前記のほか、死刑ま

たは無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したときは、原則として検察官送致決定をしなければなりません。

家庭裁判所から事件送致を受けた検察官は、一定の例外を除き、起訴しなければならないとされています（**図表8**の⑥）。起訴後は、成人と同様の流れになります。

その他の犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に対する家庭裁判所の決定には、都道府県知事又は児童相談所長送致（18歳未満に限る。）（**図表8**の⑦）、保護処分（保護観察、児童自立支援施設等送致（18歳未満に限る。）、少年院送致）などがあります。（**図表8**）

図表8 少年非行に関する手続の流れ



用語 少年とは？

刑事司法手続において、少年とは、「20歳に満たない者」を意味します。刑事司法手続における少年の年齢については、成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化も踏まえ、国の審議会で議論されてきました。令和2年10月には、18歳及び19歳の者について18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる扱いをすべきとの答申が出され、これを踏まえた改正少年法が、令和3年5月に国会で成立し、令和4年4月1日から施行されました。改正法では、「20歳に満たない者」を少年とする現行の少年法の考え方を維持しつつ、18歳及び19歳の者を「特定少年」とし、少年法の適用対象としながらも(1)ぐ犯(図表6、7)による保護処分の対象から除外され、(2)原則として逆送(図表8の⑤)しなければならない事件の範囲が拡大されるなど、特例的な取扱いをすることとしています。

用語 家庭裁判所

家庭裁判所では、主に、①離婚や相続など、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するための手続に関する事件(家事事件)と②非行少年の再非行防止のために最も適した措置を決めるための手続に関する事件(少年事件)を取り扱います。

少年事件については、家庭裁判所に事件が送致されると、裁判官による審理が行われます。審理の結果、非行事実が認められる場合には、家庭裁判所調査官による調査で得た情報を参考として審判が行われ、処分が決定されます。少年事件における審判の目的は、少年を罰することではなく、その非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにありますので、法律的な解決を図るだけでなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、このような観点から、事件送致された少年や、その保護者等に対する調査を行い、少年が非行に至った動機、生育歴、生活環境等について細やかに調べます。

用語 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別(注3)を行うほか、②少年鑑別所に送致するとの観護措置(注4)の決定により収容されている少年等に対して観護処遇(注5)を行う施設です。また、③「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助する機能も有しています。

少年鑑別所には、心理の専門家である心理技官や教育の専門家である法務教官が勤務しています。全国52か所(分所を含む)にあり、東京都には、東京少年鑑別所(東京法務少年支援センター「ねりま青少年心理相談室」)と東京西少年鑑別所(東京西法務少年支援センター「もくせいの杜心理相談室」)があります。

注3(鑑別)：医学、心理学、教育学、社会学などの専門的な知識や技術に基づき、本人の非行等に影響を及ぼした資質・環境上の事情等を明らかにし、その改善に向けた適切な指針を示すことを目的として行われます。

注4(観護措置)：家庭裁判所に送致された少年の審判を円滑に進めたり、少年の処分を適切に決めるための検査を行ったりすることなどが必要な場合に、少年を家庭裁判所調査官の観護に付すこと、又は、少年鑑別所に送致し、一定期間(原則2週間ですが、更新によりおおむね4週間以内。最長は8週間)収容することをいいます。

注5(観護処遇)：少年鑑別所が、収容されている人に対して行う働きかけで、鑑別を除くものを指します。

少年院

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する施設です。少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

少年院は、概ね12歳から20歳までの少年を収容しています(家庭裁判所の決定などにより、収容を継続することができます)。また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。少年院には、犯罪的傾向の進捗や心身の著しい障害の有無などにより、第1種から第4種までの種類があります。

なお、令和4年4月1日の改正少年法施行により、第5種少年院が新設されました。第5種少年院には、保護観察に付された特定少年のうち、重大な遵守事項違反により、家庭裁判所から少年院収容決定を受けた者を対象として収容することとなります。

少年院での矯正教育については、P.16を参照してください。

少年刑務所

少年刑務所は、主として26歳未満の受刑者を収容する刑務所のことをいい、全国に7つの施設があります。

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為を行った、あるいはそのおそれがある児童、家庭環境等の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。子供の日常の生活を支えるとともに、学校に代わって学科指導、職業指導などが行われています。

保護観察所

保護観察所の概要はP.11で説明したとおりです。

少年については、家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合と、少年院からの仮退院が許された場合に保護観察を行います。

なお、保護観察官や保護司については、P.18も参照してください。

社会復帰に向けた処遇と社会復帰を支える関係機関・団体

犯罪をした人などが、社会復帰するまでにどのような処遇を受けるのか、「施設内処遇（刑務所や少年院等での指導・教育）」と「社会内処遇（地域社会での保護観察官等による指導・支援）」とに分けて見ていきます。

1 施設内処遇

・ 刑事施設における処遇

裁判で実刑判決を受けた人は、刑事施設で刑が執行されます。入所から出所までには、受刑者一人ひとりの特性や生活環境が調査され、それに応じて、改善更生に向けた処遇要領が策定され、24の矯正処遇課程ごとに集団編成した上で、矯正処遇として、作業及び各種指導（改善指導・教科指導）を行い、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ります（図表9）。

なお、令和7年6月1日から懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されました。懲役では、一律に作業を行わせることとされていたところ、拘禁刑においては、従前以上に個々の受刑者の特性に応じて、作業、改善指導及び教科指導をより柔軟に組み合わせる処遇を行うことが、可能となりました。

改善指導には、改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す個別の事情を改善するために行う「特別改善指導」と、その他の「一般改善指導」があります。

また、円滑な社会復帰と再犯防止には、「居場所（住居）」と「出番（就労）」の確保が重要であり、社会復帰支援として就労支援や居住支援及び福祉的支援を行うために、自治体を始めとする出所後の支援者との連絡調整なども行われます。

・ 少年院における処遇

家庭裁判所の決定により保護処分（少年院送致）となった少年は、少年院に収容されて、矯正教育、社会復帰支援等を受けます（図表10）。

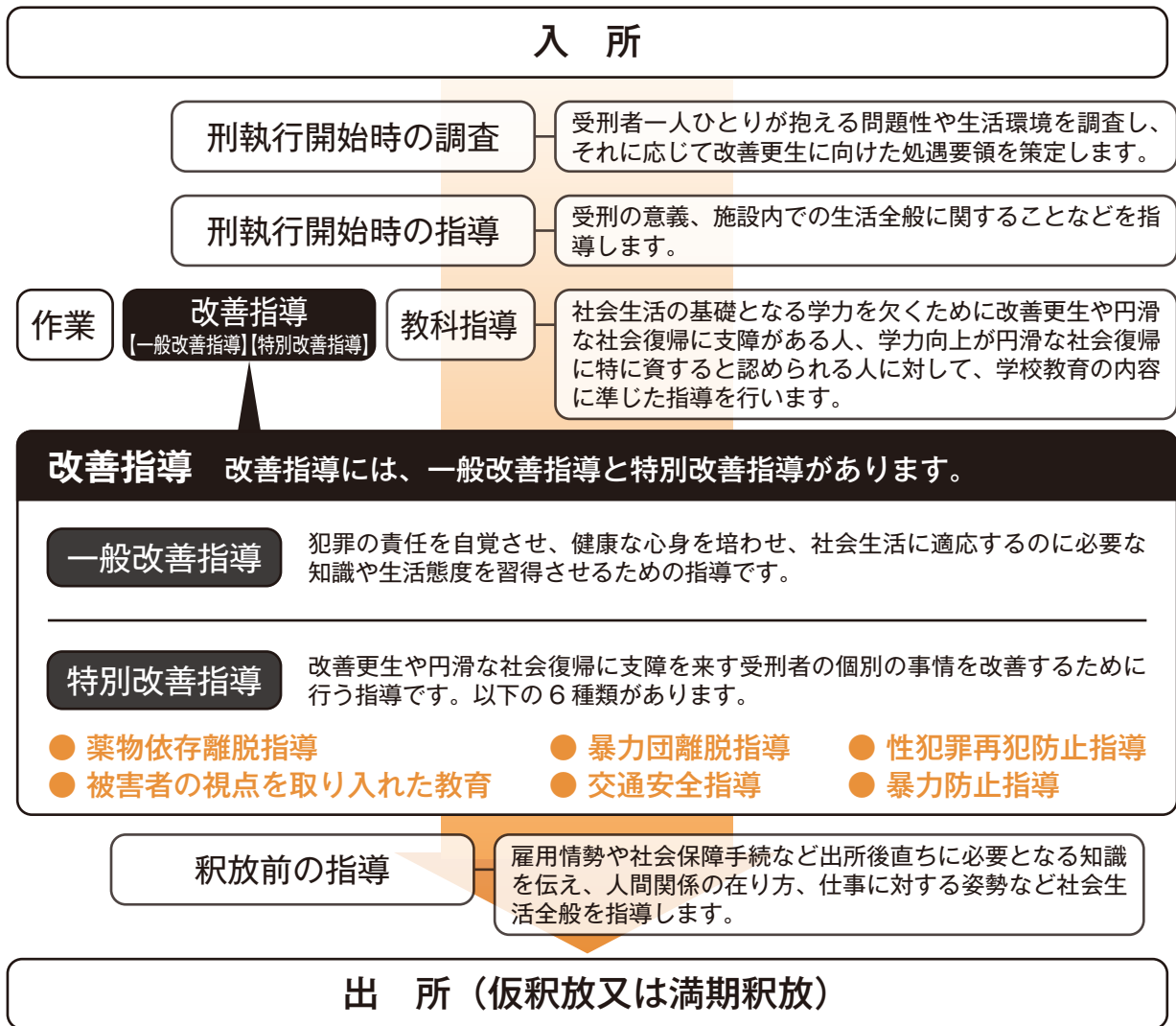
少年院では、設置された矯正教育課程（注6）ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所や少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画（注7）を作成し、きめ細かい教育を実施しています。

注6（矯正教育課程）：在院者の共通する特性ごとに重点的に実施する矯正教育の内容や期間を定めた標準的なコースで、義務教育課程、社会適応課程、支援教育課程、医療措置課程、受刑在院者課程があり、少年院ごとに指定されています。

注7（個人別矯正教育計画）：在院者一人ひとりの特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間、実施方法等を具体的に定めたものです。

図表9

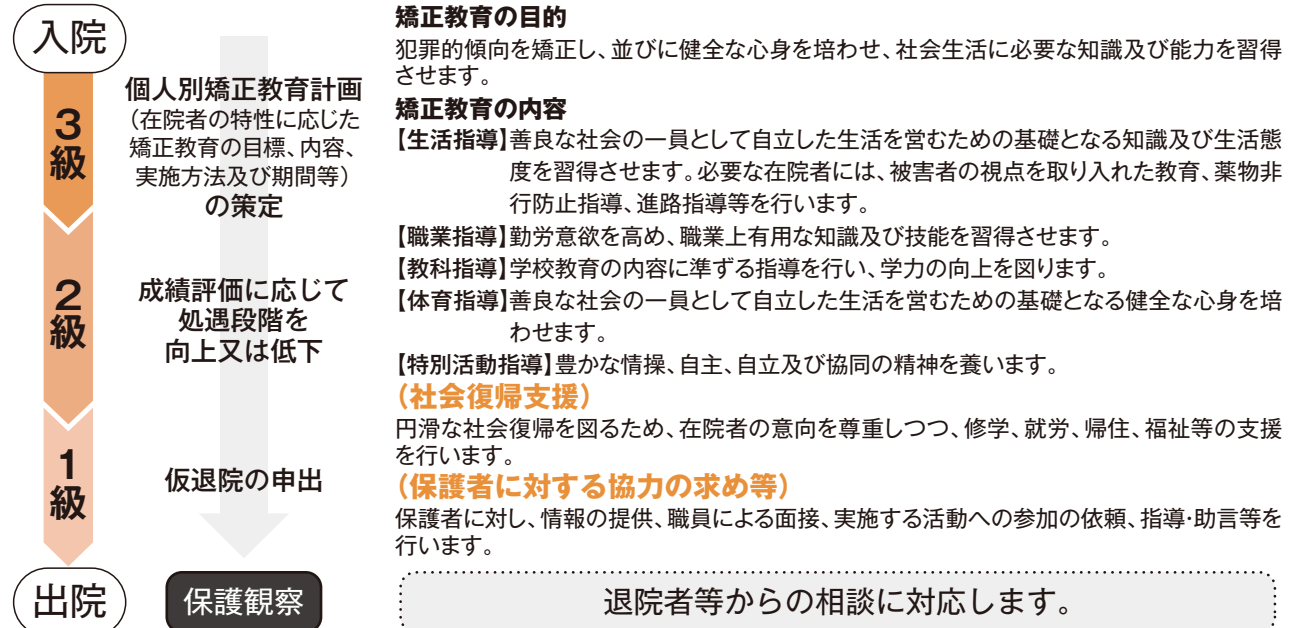
刑事施設入所から出所までの矯正処遇等の流れ



図表10

少年院における処遇の概要

(処遇段階)



2 社会内処遇

刑務所や少年院等で行われる「施設内処遇」に対して、犯罪をした人などが地域社会の中で立ち直るための保護観察官及び保護司による指導監督・補導援護を行う仕組みとして「保護観察」があり、「社会内処遇」と呼ばれます。

犯罪をした人の更生には、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけではなく、地域社会の理解と協力が不可欠であり、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護の民間団体のほか、関係機関・団体との幅広い連携によって社会内処遇は行われています。

・保護観察とは

保護観察とは、犯罪をした人などが、地域社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導監督と補導援護を行うものです。保護観察の対象者は、**図表11**のとおりで、全国で年間約4万9,000人（東京都は年間約5,000人）が保護観察を受けています（令

和5年取扱事件数）。

保護観察は、全国50か所（各都府県1か所・北海道は4か所）の保護観察所に配置される保護観察官（全国に約900名、東京都に約140名）と地域で活動する保護司（全国に約4万7,000名、東京都に約3,300名）とが協働して行っています。保護司は、犯罪をした人などの立ち直りを地域で支える民間のボランティアです（法務大臣から委嘱されており、身分上は非常勤の国家公務員です。）。保護観察官の持つ専門的知識と保護司の持つ地域性・民間性（地域の事情や慣習に対する深い理解と民間人としての柔軟性）を組み合わせ、保護観察の実効性を高めています。

なお、保護観察官と保護司以外にも社会内処遇を支える民間協力者がいますが、それら協力者についてはP.21、22で紹介しています。

図表11 保護観察の対象者

保護観察対象者		保護観察の期間
保護観察処分少年	（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで、又は2年間（注1）
少年院仮退院者	（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで（注2）
仮釈放者	（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者	（裁判所で刑の全部または一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察があります。

注1 特定少年は2年又は6月（更生指導）の保護観察となります。

注2 特定少年は言い渡された期間の終了までの保護観察となります。

・保護観察ではどのようなことをしているのか

保護観察では、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、保護観察官及び保護司が、面接等の方法による指導（指導監督）

と、対象者が自立した生活を送るために必要な援助・助言等の支援（補導援護）を行います（**図表12**）。

図表12 保護観察の指導と支援

指導（指導監督）の例

行状の把握

面接等で保護観察対象者と接触し、生活状況等を把握します。

指示・措置

遵守事項（注8）を守って生活するよう必要な指示・措置をします。

専門的処遇

特定の犯罪傾向（性犯罪・薬物依存・暴力傾向・飲酒運転）を改善するための専門的処遇をします。

しよく罪指導

再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実な対応を促します。

注8(遵守事項):保護観察対象者が、保護観察中必ず守らなければならない約束事のことです。

保護観察対象者全員に共通して付けられる「一般遵守事項」と、対象者個々の問題性等に応じて付けられる「特別遵守事項」とがあります。

支援（補導援護）の例

住居・宿泊場所

- ・同居可能な家族・親族のもとに帰住できるよう助言や援助を行います。
- ・身寄りがない者について更生保護施設等への入所を調整します。

医療・療養

- ・病状に応じて適切な医療機関に関する情報を提供します。
- ・通院や服薬を継続するよう助言します。

職業補導^(注9)・就職援助

- ・就労に関する情報を提供します。
- ・ハローワークの利用を促します。

教養訓練の援助

- ・ボランティア活動への参加を促します。
- ・健全な余暇の過ごし方を助言します。

生活環境の改善・調整

- ・通学を継続できるように、学校へ協力を依頼します。
- ・家族関係の調整をします。

生活指導

- ・アルコールや薬物依存からの回復を支援する団体の情報を提供します。
- ・SST（社会生活技能訓練）を実施します。

注9(職業補導):特別の知識、技能を要する職業に就こうとする人に対して、その職業に就くために必要な知識、技能を授けることです。

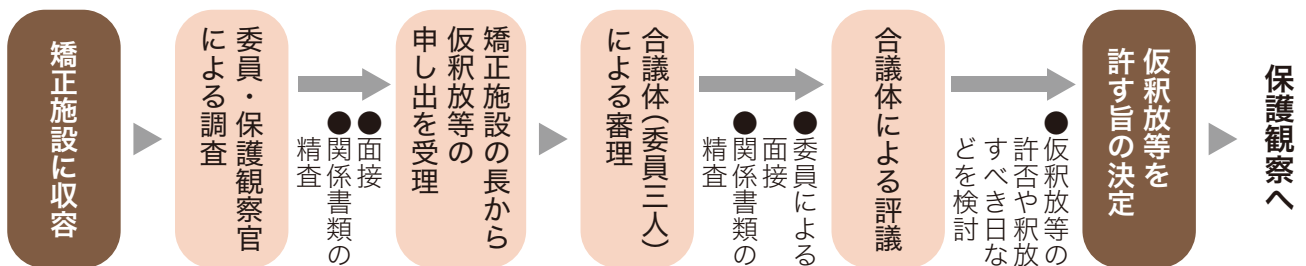
3 施設内処遇から社会内処遇への移行

犯罪をした人などが、施設内処遇を経て円滑に社会復帰を図るために、以下の制度があります。

仮釈放・少年院からの仮退院 等

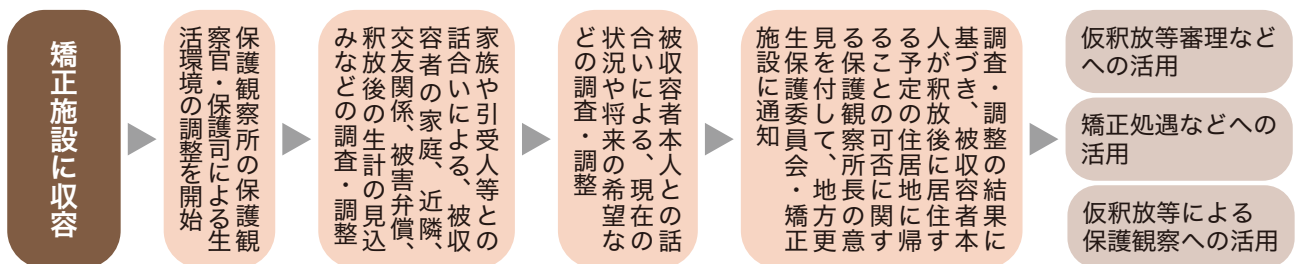
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続（典型的な例）



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適應するための指導が行われています。

4 社会復帰を支える関係機関・団体

犯罪をした人などの地域社会での立ち直りに重要な役割を果たすのが、地域に密着した民間ボランティアや、地方公共団体が運営する支援機関です。そのいくつかを紹介します。

・更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とする女性によるボランティア団体です。全国で約11万4千人（東京都は約8,300人）おり、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会や親子ふれあい行事などに取り組んでいます。

・BBS会

BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体で、全国で約4,650人（東京都は約430人）の会員が参加しています。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子供とのふれあい活動等も実施しています。

・協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などを雇用する民間の事業主です。現在、全国で約2万5,000（東京都は約1,200）の企業が協力雇用主として登録していますが、うち実際に出所者などを雇用している事業主は、約900（東京都は約80）にとどまっています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定

着のためには、事業主との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の登録が求められています。

・更生保護施設

更生保護施設は、刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に、宿泊場所や食事を提供等する民間の施設で、法務大臣の認可を受けて、運営されています。

保護している期間、宿泊場所や食事の提供のほか、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、再犯・再非行の防止を図っています。

・自立準備ホーム

更生保護施設と同様の機能・役割を持っており、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、法人で管理する施設の一部を宿泊場所として活用し、それぞれの特長を生かして自立を促します。

施設の形態はさまざまで、集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もあります。いずれの場合も、ホームの職員が毎日生活指導などを行います。

・地域生活定着支援センター

高齢または障害により自立が困難な矯正施設入所中の人に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図るため、平成21年度から国により「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始されました。

この事業では、東京都を含む各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携して、以下の業務を行うことにより、支援対象者の社会復帰

と再犯防止に寄与しています。

また、令和3年度から勾留中の被疑者及び被告人に対して釈放後の生活を安定させるため、同様の支援を行っています。

1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者に対して、本人の福祉サービスのニーズ等を確認し、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行います。

2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、福祉施設等を利用している人に関して、受入れ先施設等に対して必要な助言等を行います。

3) 被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事司法手続段階にある被疑者・被告人等に対して、本人の福祉サービスのニーズ等を確認し、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行います。

4) 相談支援業務

矯正施設を退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人またはその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

保護司、更生保護女性会員、BBS会員となってもっと更生保護に関わりたい方、協力雇用主となって刑務所出所者等の雇用を通じ社会貢献をしたい事業主の方は、東京保護観察所にご連絡ください。

東京保護観察所

保護司： **03-3597-0120**

更生保護女性会、BBS会： **03-3597-0123**

協力雇用主： **03-3597-0137**

第2章

事例に基づく 支援機関等の紹介

犯罪をした人などから支援や悩み事の相談を受けた場合、
具体的にどう行動すればよいのでしょうか。

本章では、具体的な事例をもとに、
それぞれの事例に合わせた対応の仕方や活用できる機関・団体
や制度などについて紹介していきます。

本章を参照する際の留意事項

- 事例とフローチャートの次のページに、事例の中で紹介した関係機関・団体等や制度についての情報を掲載しています。
- 事例とフローチャートは、「このガイドブックを手にとった地域の支援者の皆さんが、各事例の相談者から相談を受けた場合」を想定して作成しています。
 - 保護司である場合、「自分が担当している対象者等から相談があった場合」を想定して参照してください。
 - 保護司以外の支援者である場合、支援対象者が「刑務所や少年院に收容されている」または「保護観察中である」場合には、担当の保護観察官や保護司とも連携できることを念頭において参照してください。
- 事例とフローチャートは、あくまで参考・一例として掲載しています。実際の支援にあたっては、同じニーズであっても別の機関等につなぐ場合、矢印が一方だけには向かない場合、同時に複数の支援を行う必要がある場合など、さまざまな状況が想定されます。犯罪をした人などの背景にある生活や特性に目を向けていただき、関係機関・団体等と相互に連携しながら、個々の状況やニーズなどに応じた支援をご検討ください。

仕事についての相談(少年・若年者)

事例 01

喧嘩が原因で高校を中退し、父の紹介で工務店に就職したが、会社のお金を盗んだことで家庭裁判所で保護観察処分となり、会社も解雇された。再び仕事に就きたいが、自分がどのような仕事に向いているのかわからず、資格や経験もないので自信がない。

相談者：本人（18歳男子少年）



相談内容

非行歴があり、
資格や経験がなくても就職できますか？

A

東京都若者総合相談センター 若ナビα

i 若者のさまざまな悩みに対応する総合相談窓口

- 非行専門相談員に面接相談したところ、まずは、就職活動に向けた自信をつけるため、**B** 地域若者サポートステーション(サポステ)へ相談に行くことを勧められた。
- 一人で行くことに不安がある様子だったので、非行専門相談員も同行してくれることになった。



若ナビαは、若者に関する総合相談窓口です。就労に限らず、生活、就学、人間関係に関することなどさまざまな相談を受け付けています。

B

地域若者サポートステーション(サポステ)

i 働くことに悩みを抱える若者に就労支援を行う機関

- スタッフとの面談の中で本人の悩みを共有し、今後の方向性とサポート内容を決定。
- コミュニケーション講座やパソコン講座等の就職に役立つスキルの獲得に向けた支援も活用していくことに。
- 同じような悩みを持った相談者や多くのスタッフとの会話を通じ、本人も一人ではないという思いを持ち、就職活動に向けて前向きな気持ちになれた様子。
- 就職後の悩みや不安に対するサポート、仕事のステップアップに関する相談の制度も活用可能と聞き、本人も安心していた。

さまざまな職業への可能性
を広げるためには？

「高等学校卒業程度認定試験」を受験
⇒P.44「進学・就学についての相談」へ

支援の ポイント

- ✓ 選択肢が広がる資格や制度の理解
- ✓ 適性や志向に合った就労先の検討



※就職活動や仕事に関する問合せはこちらも

若者しごとホットライン(**D** 東京しごとセンター)

i 電話やメールで、就職支援アドバイザーに相談することができます。

D

東京しごとセンター 「ヤングコーナー(ジョブカフェ)」

i さまざまな仕事探しをサポート

- 就職支援アドバイザーによる、個別カウンセリングを受講。自己分析や仕事探しの方向性を決めるためのアドバイス、職業適性検査を受け、各種セミナーやイベントに参加することになった。
- 併設されている ハローワーク飯田橋U-35も活用し、求人情報の検索や、職業相談・紹介を受けてみたいと積極的な様子。
- 企業の合同説明会にも参加することになった。

キャリアカウンセリングや
さまざまなセミナーを活用
しながら、仕事を探したい

都内に限らず、
主に仕事探しをしたい

資格や経験ではなく、意欲重視の募集を
していた企業を見つけ、採用試験へ

C

わかものハローワーク

i 正社員就職を目指す若者の就職支援を専門的に行う機関

- ハローワークの正社員求人情報の検索方法についてのレクチャー、個別の職業相談・紹介を受けた。
- 若者向け就活セミナーや合同就職面接会への参加を提案され、積極的に参加するとの意思を見せた。

気になる企業を見つけ、
正社員雇用の採用面接へ

就職後も支援して
ほしい／さらなる
ステップアップの
相談がしたい


本人が自信をもって前向きに
働ける職場への就労決定





活用できる機関・団体や制度

A 東京都若者総合相談センター 若ナビα

概要	若者やそのご家族等を対象として、人間関係、不安、孤独、非行などの相談を受け付けています。必要に応じてその方にあった専門の相談機関をご案内します。若者が一歩踏み出すきっかけづくりのお手伝いをしています。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね18歳～39歳の方とそのご家族（非行に関する相談については、中学卒業後の方とそのご家族） ・対象の若者を支援中で、引継ぎ先を検討されている支援機関（行政及び民間）の支援員・相談員 ※メールと面接相談のみ、英語・中国語・韓国語の対応ができます。	
主な支援内容	電話相談	☎03-3267-0808 [受付時間]月～土（年末年始を除く） 11:00～23:00
	メール相談	24時間受付。利用者登録後、専用フォームによりご相談ください。 https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/about/#soudan2
	LINE相談	[受付時間]月～土（年末年始を除く） 11:00～23:00 LINE相談は、友だち登録が必要です。 東京都公式「相談ほっと LINE@東京」の「若者総合相談」が若ナビαの入口になります。 
	面接相談	まずは電話、メール、LINEにてご相談ください。相談の中で、ご本人やそのご家族の申し出や、相談員の判断により、面接相談のご案内をいたします。 オンラインによる相談も行っています。
URL	https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/ （「若ナビα」で検索）	

B 地域若者サポートステーション(サポステ)

概要	働くことに悩みを抱えている若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳～49歳の方 ・働くことに悩みを抱えている方 ・ブランクやつまずきにより就活に踏み出せない方 	
主な支援内容	コミュニケーション講座、就業体験、ビジネスマナー講座、就活セミナー（面接・履歴書指導等）、集中訓練プログラム（合宿など）、パソコン講座、アウトリーチ支援（高校中退者等の希望に応じて自宅等を訪問）、就職情報の提供など ※基本的に無料ですが、プログラムの内容によっては参加費や交通費が発生する場合があります。	
連絡先等	都内に9か所あります。（P.90参照）	
URL	https://saposute-net.mhlw.go.jp/ （「サポステ」で検索）	

C わかものハローワーク

概要	「正社員就職を目指す方」や「正社員で働いた経験が少ない方」を対象とした若者向けのハローワークで、都内に3か所あります。若者個々の背景に応じた一貫した支援を行うことで、仕事への不安や焦りを解消し、自信を取り戻し、正社員就職へのチャレンジを支援します。	
対象	「正社員」での就職を目指す34歳以下の若者	
主な支援内容	求人情報検索、担当者制による職業相談・紹介、各種セミナー、ジョブクラブ(就活応援塾)、適職診断 など 初回来所時は予約不要	
連絡先等	東京わかものハローワーク	渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8階 ☎03-3409-0328
	新宿わかものハローワーク	新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9階 ☎03-5909-8609
	日暮里わかものハローワーク	荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7階 ☎03-5850-8609
URL	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kyushokusha/wakaharo.html (「わかものハロワ」で検索)	

D 東京しごとセンター

ヤングコーナー (ジョブカフェ)

概要	就職支援アドバイザーによる個別カウンセリングをはじめ、さまざまな仕事探しのサポートメニューを提供しています。また、『ハローワーク飯田橋U-35』が併設されており、職業相談・職業紹介などのサービスもご利用いただけます。	
対象	29歳以下の方(一部サービスは34歳以下)	
主な支援内容	カウンセリング(個別またはグループ)、マナー講座や面接講座等の各種講座、就職活動に踏み出せない方のための「ワークスタート」、未就職または非正規雇用が長い方向けの「若者正社員チャレンジ事業」 など ※手話通訳サービスや託児サービスもあります。	
連絡先等	☎03-5211-2851(ヤングコーナー代表) はじめての方は03-5211-1571(しごとセンター総合相談)	
URL	https://www.tokyoshigoto.jp/young/	

若者しごとホットライン

概要	就職活動や転職活動など仕事に関するご相談に、東京しごとセンターの就職支援アドバイザーが電話またはメールでおこたえます。 ※労働法律相談やメンタルケアに関する相談は不可	
対象	34歳以下の方、その保護者	
相談方法	電話相談	☎03-3511-4510 [受付時間]月～金 10:00～19:00、土 10:00～16:00 (日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く。) ※1回のご相談時間は、15分程度です。
	メール相談	以下のホームページから入力フォームでご相談ください。 https://www.tokyoshigoto.jp/young/career_counseling/hotline/

事例 02

40歳男性のAさんは、飲食店で調理師として働いていたが、違法賭博で財産を失い、勤務先の金庫から現金を盗んだことで逮捕され受刑することとなった。実弟を引受人として出所後の生活環境を調整する中、本人から私（担当保護司）宛てに、出所後の就労先について心配する手紙が何度か来たため、焦らず頑張ろうと伝えていた。その後本人は無事出所してきた。本人は刑務所入所中の職業訓練で建築関係の資格を取得し、就労支援スタッフから「出所後は建築業への再就職を目指してはどうか」と勧められたようだが、どこに相談したらいいかと言っている。

相談者：保護司

A

ハローワーク(公共職業安定所)

連携

i 就労に関する相談の総合受付窓口

- 担当保護観察官とも相談し、まずはハローワークに行くことに。受付で事情を話すと専用窓口案内され、ナビゲーターから、刑務所出所者等が利用可能な就労支援制度について説明を受けた。

前歴を
開示しても
よい

- 前歴を開示し、刑務所の職業訓練で取得した建築関係の資格を生かして就労したい意向を伝え、出所者であることを理解して受け入れてくれる**②協力雇用主**を紹介してもらった。
- 意欲を重視してくれる協力雇用主が営む会社（建築業）への応募を決めた様子で、「紹介状」を受け取っていた。

前歴を
開示したく
ない

- 前歴を開示したくないことをナビゲーターに伝え、ハローワークが実施する、応募書類の書き方や面接対策などの講座を利用しながら、一般求人の中から就職先を探すことにした。

採用面接へ



前歴の開示／非開示について

開示：自分が出所者等であることを明らかにして就職活動を行うこと

非開示：自分が出所者等であることを明かさずに就職活動を行うこと

⇒刑務所出所者等の就労の課題について、詳細はコラム(P.31)で紹介しています。

支援の ポイント

- ✓ 継続できる就労先の確保
- ✓ 前歴の開示と非開示



相談内容

出所後の就労に不安がある人の就労支援について教えてください。
(本人は前歴を開示してもいいと言っている／開示したくないと言っている)



更生保護就労支援事業

i 犯罪をした人などに対する寄り添い型の就労支援を実施

- 保護観察所から委託を受けた民間事業者が、矯正施設在所中から就職まで、切れ目のない就労支援を実施します。利用にあたっては保護観察所に問合せが必要です。

B

協力雇用主

i 刑務所出所者や少年院出院者等を積極的に受け入れる事業者

- 面接前に本人に「先方は出所者であることを理解されているのだから、安心して正直にお話ししてください」とアドバイスした。
- 面接では、就労への意欲だけでなく、犯罪に至った経緯や、二度と犯罪をしない意思などを確認されたようで、本人も社会復帰したい思いを伝え、内定をもらえたとのこと。

理解のある雇用主のもとで就労



就職に向けて、必要な知識や技能を習得したい場合

C

都立職業能力開発センター

- 求職・転職希望者等に対し、一般向け、高齢者向け、障害者向け等の訓練を行っています。
- 機械、建築、情報、ファッション、介護など、多様な科目を学べます。



活用できる機関・団体や制度

A ハローワーク(公共職業安定所)

概要	厚生労働省の総合的雇用サービス機関で、求人の受理や職業相談・紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導等の業務を行っています。刑務所、少年院、保護観察所等から協力依頼がされた方については、関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行っています。
主な支援内容	支援対象とされた方についての支援メニューは以下のとおりです。 ①求人状況や雇用情勢の情報提供 ②経歴の棚卸し支援、応募書類作成支援 ③個々人のニーズに合った求人の選定、個別求人開拓 ④トライアル雇用制度等を活用した求人への応募支援 ⑤就職後のフォローアップ なお、前歴等を事業主に開示したくない方も、上記の支援を受けることが可能です(④は除く)。開示を希望しない場合、前歴等があることを事業主へ伝えることはありません。
連絡先等	都内に17か所あります(P.90参照)。 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
URL	https://www.hellowork.mhlw.go.jp (「ハローワーク」で検索)

B 協力雇用主

概要	犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などの事情を理解した上で雇用し、または雇用しようとする事業主です。現在では全国で約25,000(都内は約1,200)の協力雇用主が登録しています。犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくためにも、保護観察所では協力雇用主を募集しています。
対象	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者等
主な支援内容	犯罪をした人などを、前歴を承知の上で雇用し、就労を通じて本人の改善・更生や社会復帰を支援します。
連絡先等	協力雇用主制度に関するお問合せ、協力雇用主への登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所にご連絡ください。 東京保護観察所 ☎03-3597-0137
URL	https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_tokyo_tokyo.html

C 都立職業能力開発センター

概要	新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施しています。
対象	新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方
主な支援内容	求職・転職希望者等に対し、一般向け、高齢者向け、障害者向け等多様な科目の訓練を行っています。科目の詳細な内容や授業料については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	都内に13か所あります(P.90、91参照)。そのほか、東京障害者職業能力開発校があります。 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 ※職業能力開発センター等によって対応時間が異なります。詳細は、各職業能力開発センター等にお問い合わせください。
URL	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp

刑務所出所者等の就労支援における課題 (前歴の開示／非開示)

株式会社小学館集英社プロダクション
キャリアコンサルタント 田辺 準

弊社は2007年より法務省との委託契約に基づき、全国5つの官民協働刑事施設で受刑者の矯正教育業務を行っています。

刑務所出所後の円滑な社会復帰と再犯防止のために重要な要素の一つと言われる就労。刑務所在所中の内定と就業後の職場定着を目指して、キャリアコンサルタントによる相談受付や、出所後の就労に必要な能力の付与を目的とした教育プログラム・職業訓練等の提供をしています。

私は以前、静岡刑務所で就労支援スタッフとして、受刑者のカウンセリングや、出所後の就労で困らないようにするための指導・支援を担当していました。3年間で約150名の受刑者と面談しましたが、求職する全ての受刑者に共通して、犯罪・非行の前歴を「開示するか」「開示しないか」という課題がありました。これは、刑務所や少年院等を出る人が就職活動を行う上で選ばなければならない2つの選択肢です（注1）。

開示して就職活動を行う場合、犯罪・非行の前歴等を理解して雇用してくれる民間事業主（＝協力雇用主）や職親プロジェクト、ハローワークの刑務所出所者等総合的就労支援対策など、支援の輪は広がっているものの、やはり選択肢は狭まるものと思います。他方で、開示することで、「いつか前歴がバレてしまうかもしれない」という心理的負担が緩和される、職場から必要なサポートを受けられるなどのメリットもあります。

開示せずに就職活動を行う場合、一般の求職者と変わりなく広く仕事を探すことができるメリットがあります（注2）。ただし、開示しないということは、黙っている（秘密にしている）ということなので、就労が決まり就業後に前歴が発覚した場合、特に成人は、履歴書の賞罰欄に前科を記載しなかったことが不実記載として解雇されるといったリスクが生まれます。

このように、どちらにもメリット・デメリットがあり、どちらが良いとは一概には言えません。私は、このことを丁寧に説明した上で、「よく考えて、最後は自分で決めましょう」と、受刑者自身で意思決定してもらうことを大切にしてきました。

刑事施設内でできる支援と時間には限りがあります。本ガイドブックの読者である地域の支援者の

皆さんには、本人と向き合える時間を多く持っていただき、どんな社会生活を希望しているのかを聴き、実現するにはどんな支援が必要なのかを伝え、その意思決定を尊重し、本人が納得して進んでいけるよう、社会復帰に向けた就職活動を応援していただきたいと思います。

「罪を憎んで人を憎まず」とも言います。たとえ罪を犯してしまった人でも、償って社会に戻ってきた後、スムーズにリスタートできる社会になればと願っています。



刑務所内での就労カウンセリング

（注1）本コラムでは、刑務所出所者及び少年院出院者について記載していますが、執行猶予となった人でその猶予期間が経過していない人や、家庭裁判所で保護観察処分となり保護観察中の少年などにも、就職活動にあたって同様の選択が求められます。

（注2）職業によっては、法律等で欠格事由が規定されているものもあります。前歴を開示した場合でも、この欠格事由が免除されるというわけではありませんので、職業は一般の求職者と比べて限定される可能性があります。

事例 03

数年前にリストラにあってから全てに対してやる気を失い、昼間から酒を飲んで過ごす日々が続いた。酒を買うお金が無いときは酒屋等から盗んでいた。そのことが発覚して罰金刑となったが、貯金はなく、妻や知人からも見限られ、お金が払えず労役場留置となった。約2か月間、労役場で作業に従事した後、社会に戻り、今は単身生活しているが、毎日孤独で、生きていく意味がないと思っている。

相談者：本人（50代男性）

A 保健センター

i 地域住民の一次的な相談窓口

- 本人が保健センターに電話してみたところ、職員が丁寧に話を聞いてくれ、少し気持ちが落ち着いたとのこと。
- 職員から、**B** 保健所で健康相談を実施していることなどを教えてもらい、興味を持った様子。

B 保健所

i 地域住民の健康の保持及び増進のための拠点

- 保健所へ健康相談に行き、保健師に話を聞いてもらったところ、現在の健康状態を確認した方がいいとのアドバイスを受け、医療機関への受診を勧められたとのこと。
- 受診に当たり、お金がないことについては、福祉事務所（P.96参照）に相談できるとのこと。また、アルコール依存症については、**C** 都立（総合）精神保健福祉センターのプログラムを紹介してもらった。

C 都立（総合）精神保健福祉センター

i 都内の依存症相談拠点

- 都立（総合）精神保健福祉センターのこころの電話相談で、現在の状況を説明したところ、一度来所相談をしてみる事となったとのこと。
- 本人に同行し、センターの相談員と面接相談。健康や生活に影響が出る量の飲酒を見直し、アルコールを飲まない生活を送るため、センターが実施している依存症回復支援プログラムに参加してみる事になった。

支援の ポイント

- ✓ 依存症について知る
- ✓ 医療を活用しながら、生活の立て直しを図る



相談内容

寂しさから飲酒をやめられず
体調もよくない。
どうしたらいいでしょうか。

自助グループ

i AA(アルコールリクス・アノニマス)等の当事者同士で回復を目指すグループ

- アルコール依存症からの脱却には、AA等の自助グループや回復施設を利用し、当事者同士の交流を持つことも効果的であると精神保健福祉センターから助言を受け、前向きに考えている様子。

お金がないなどの生活困窮に関する相談はこちらへ

⇒P.56
「生活困窮、住居についての相談」

医療機関

- アルコール依存症について、治療や指導を受けることに。

D

参考

医療機関受診等に際して経済的な負担を軽減するための支援制度

自立支援医療制度(精神通院医療)

- ・区市町村の保健予防課や障害福祉課等が窓口となり、受給者証に記載された指定医療機関で制度の適用が受けられます。
- ・生活保護受給の場合、自己負担は無料です。

無料低額診療等事業

- ・対象病院の医療相談員と面談を行い、収入状況などが基準に該当すれば、無料または低額な料金を診療を受けることができます。
- (注)「無料低額診療等事業」は一時的な措置です。

参考

孤独感などから「死にたい…」「消えてしまいたい…」という気持ちがある場合、電話で相談することもできます。

E こころといのちのほっとライン
(東京都自殺相談ダイヤル)

F 東京いのちの電話

G 東京多摩いのちの電話

H 日本いのちの電話連盟



活用できる機関・団体や制度

A 保健センター

概要	地域住民の一次的な相談窓口として、健康相談や保健指導などのサービスを実施しています。
連絡先等	お住まいの地域の保健センターまでお問い合わせください。(P.91 参照)
URL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/hc.html (「東京都 保健所・保健センター」で検索)

B 保健所

概要	地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として設置され、思春期・依存症などの専門相談を行っています。
主な支援内容	保健師、専門医による精神保健福祉相談や訪問指導
連絡先等	お住まいの地域の保健所までお問い合わせください。(P.91 参照) [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ※区部の保健所は特別区が、八王子市保健所と町田市保健所は各々の市が、その他の多摩地域及び島しょ地域の保健所は都が設置しています。
URL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/hc.html (「東京都 保健所・保健センター」で検索)

C 都立(総合)精神保健福祉センター

概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、各都道府県に設置されています。都立(総合)精神保健福祉センターは、東京都の依存症相談拠点です。	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール・薬物・ギャンブル等の問題を抱えて困っているご本人 ・ご家族、関係機関の方 	
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・依存症家族教室 ・依存症回復支援プログラム 	
連絡先等	中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7 ☎03-3302-7711(こころの電話相談)
	多摩総合精神保健福祉センター	〒206-0036 多摩市中沢2-1-3 ☎042-371-5560(こころの電話相談)
	精神保健福祉センター	〒110-0004 台東区下谷1-1-3 ☎03-3844-2212(こころの電話相談)
	[受付時間(電話相談)]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	
URL	中部総合精神保健福祉センター	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/chusou
	多摩総合精神保健福祉センター	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/tamasou
	精神保健福祉センター	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/sitaya
	(「都立総合精神保健福祉センター」で検索)	

④ 医療機関受診等に際して経済的な負担を軽減するための支援制度

自立支援医療制度

概要	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。	
対象	精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
	更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳以上)
	育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方(18歳未満)
主な支援内容	対象となる主な障害と治療例 (1)精神通院医療 精神疾患→向精神薬、精神科デイケア等 (2)更生医療、育成医療 ア.肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 イ.視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術 ウ.内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術 腎臓機能障害→腎移植、人工透析	
URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/jiritsu/ (「自立支援医療制度」で検索)	

無料低額診療等事業

概要	社会福祉法第2条の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療等を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療等を行う事業です。	
対象	低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者(医療保険加入の有無、国籍は問いません。)	
主な支援内容	無料低額診療事業	(1)当該医療機関に直接相談 (2)福祉事務所に相談 (3)社会福祉協議会に相談
	無料低額介護老人保健施設利用事業	当該介護老人保健施設に直接相談
連絡先等	東京都福祉局 生活福祉部 保護課 医療担当 ☎03-5320-4065	
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu//hogo/mutei.html (「東京都 無料低額診療」で検索)	

⑤ こころといのちのほっとライン(東京都自殺相談ダイヤル)

概要	生きるのがつらいと感じた時の電話相談窓口を設置しています。
対象	都内在住、在学、在勤の方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談により、相談者の悩みを受けとめます。 ・必要に応じて支援機関をご紹介します。
連絡先等	☎0570-087478 [受付時間]12:00～翌朝5:30 ※年中無休。相談料は無料。

URL	https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/ (「東京都 ここナビ」で検索)
その他	SNSでも相談できます。 [アカウント名]相談ほっとLINE@東京 [受付時間]15:00~22:30

F 東京いのちの電話

概要	困難や危機にあって、誰ひとり相談できる人もなく、自殺などのさまざまな精神的危機に追い込まれる方たちが、再び生きる喜びを見出すことを願いつつ、よき隣人として活動しています。
主な支援内容	・電話相談 ・土曜医療相談
連絡先等	☎03-3264-4343 [受付時間]年中無休 ※変更の可能性があります。ホームページでご確認ください。
URL	https://www.indt.jp/ (「東京いのち」で検索)

G 東京多摩いのちの電話

概要	困難や危機にあって、誰ひとり相談できる人もなく、自殺などのさまざまな精神的危機に追い込まれる方たちが、再び生きる喜びを見出すことを願いつつ、よき隣人として活動しています。
主な支援内容	・電話相談
連絡先等	☎042-327-4343 [受付時間]毎日 10:00~21:00 毎月第3金曜日 10:00~翌々日曜日21:00
URL	https://www.tamainochi.com/ (「東京多摩いのち」で検索)

H 日本いのちの電話連盟

概要	毎月10日に、自殺を含むさまざまなこころの危機にある方からの相談を、フリーダイヤル(無料)で受け付けています。				
主な支援内容	・電話相談(自殺予防いのちの電話) ・インターネット相談(メール相談)				
連絡先等	<table border="1"> <tr> <td>電話相談</td> <td>☎0120-783-556(非通知発信は不可) IP電話からの利用の場合:☎03-6634-7830(有料) [受付時間]毎日 16:00~21:00 毎月10日 8:00~翌日8:00</td> </tr> <tr> <td>インターネット相談</td> <td>[受付時間]常時 ※ホームページから、新規利用登録が必要です。</td> </tr> </table>	電話相談	☎0120-783-556(非通知発信は不可) IP電話からの利用の場合:☎03-6634-7830(有料) [受付時間]毎日 16:00~21:00 毎月10日 8:00~翌日8:00	インターネット相談	[受付時間]常時 ※ホームページから、新規利用登録が必要です。
電話相談	☎0120-783-556(非通知発信は不可) IP電話からの利用の場合:☎03-6634-7830(有料) [受付時間]毎日 16:00~21:00 毎月10日 8:00~翌日8:00				
インターネット相談	[受付時間]常時 ※ホームページから、新規利用登録が必要です。				
URL	https://www.inochinodenwa.org/ (「日本いのちの電話連盟」で検索)				

協力雇用主としての日々に

美絃建興株式会社 代表取締役
(協力雇用主／東京都認証ソーシャルファーム) 平中 洋行

当社は東京都町田市で型枠工事業を営んでいます。協力雇用主であるとともに、東京都認証ソーシャルファーム(注)としても活動しています。

「時にお互いを苦々しく思うことがあっても、一緒に喜び・楽しみ、苦しみ・悲しみ・悔しさも共有しそれを一緒に乗り越え、共に希望を持って職業人生を歩んでいく」…。協力雇用主としてそんな希望をもっていた。しかしそこは相手のあること。当然ながら実際はそんなに上手くいくわけもなく、とても一筋縄ではいかない。やり場のない憤りや虚しさを感じ、後悔の念にかられ、自分の不甲斐なさに打ちのめされる日々である。

9年程前のこと。面接後、採用を伝えると「たくさんの面接に行ったけれど履歴書の空白期間(服役)が引っかけりどこにも雇って貰えなかった。」「やっと働ける。」「ありがとうございます。」と涙していた。が、数年後にあえなく失踪。寮に大量の荷物とゴミを残していった。寮・生活用品・仕事道具など準備万端整えて迎え入れても失踪する者は多い。雇用契約書記載の通りの手続きを踏んで辞めていく人には、長く在籍する従業員から感嘆の声が上がるほどである。やむなく退職の手続きをした後も気が抜けない。どこぞの警察から連絡がくることもある。電話のディスプレイに『0110』の数字が浮かび上がるのだ。気に入らないことがあると欠勤、現場から逃走、揉め事を起こす。ギャンブル、前借り、借金・税金などの滞納、時々給与差押え。「今度は誰だ!? 何が起きた!?'と、なかなか気が休まらない…。

とはいえ、悪いことばかりではない。手を貸すことで変化が起こり、それぞれの人生を歩き始めていく姿を見られるのは協力雇用主の醍醐味といえる。更生保護施設から通い始め会社にも慣れてきた頃、入社前に起した別の罪により、出勤前の早朝に警察に連行されてしまうという出来事があった。結果は服役。しかし本人から「出所後に戻りたい」との申し出があった。希望を失い自暴自棄にならないよう連絡を取り続け、必要なものは差し入れし、飛行機に乗り空港からレンタカーを走らせ面会に行った。待っているからと伝え続け、ひたすら帰りを待った。出所の際には迎えに行き、帰り道で一緒に蕎麦を食べた。会社名が入った揃いの紺色の作業着を着て現場に立った姿を見た時は、あまりに眩しくて目が潤んだ。彼は今でも当社の職長として現場に立ち、プライベートでは家族もできた。素晴らしい!! そこまでドラマチックでなくても、少しずつ前借の頻度や金額が減っていく、欠勤が減っていくのを見れば嬉しい。借金・滞納・差押が終了したときのホッとした安堵の顔が見られればこちらも安心する。暗い顔をして自信がなさそうだったり、いつも不機嫌そうだったりした姿が、同僚と冗談を交えながら笑顔で生き生きと働いている姿に変わっていくと本当に嬉しい。そういった積み重ねこそが協力雇用主を続けるモチベーションとなっている。

私達はみな違う人間で、同じ人は一人としていない。違いを認識し、お互いを尊重して認め合い、共に生きていきたい。よくないところは改善しながら…。

私達のところからは居なくなってしまったあの人も、どこかで笑顔で過ごしていただけたらと思う。



(注)「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える人が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。東京都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となる事業所を認証しています。

事例 04

中学時代の先輩不良グループに誘われ、流されるままに特殊詐欺に加担しており、少年院に送致された。祖母に引受人になってもらい仮退院して地元に戻ったが、再び先輩から連絡があり応じずにいたところ、特殊詐欺に関わっていた事実と名前をSNSで公開されてしまった。もうグループには戻りたくないが誘いを断るのも怖いし、自分の事件に関する情報も人に知られたくなかったのに困っている。誰か助けてほしい。

相談者：本人（17歳男子少年）

インターネット上の情報の問題について

A ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」

i インターネットやスマートフォンでのトラブルで困っている青少年、保護者、学校関係者等のための相談窓口

- SNS上に投稿された情報を削除してほしいと困っていたので「こたエール」を紹介したところ、LINEで相談をした様子。
- SNSへの投稿内容を削除できるのは、投稿者及び運営会社であるので、先輩には連絡をとりたくないという本人の意向を受けて、運営会社への削除依頼方法についてアドバイスを受けたという。
- 依頼から数日経ち、投稿が消えたことが確認でき安心した様子。

情報の拡散を防ぎ、社会復帰の一步に

不安な気持ちを聞いてほしい場合

E 東京都若者総合相談センター 若ナビα

i 若者のさまざまな悩みに対応する総合相談窓口

- この先の人生への不安な思い、非行の後悔など、悩んでいる気持ちも含めて相談に乗ってもらえたとのこと。

支援の ポイント

- ✓ 情報のさらなる拡散を防ぐ
- ✓ 非行グループの誘いを断る手段を身に付ける



相談内容

非行グループとのつながりを断ち、
公開された情報を削除するには
どうしたらいいですか？

本人が抱える問題・法的なトラブルについて

弁護士会の相談窓口

- 非行グループの誘いを断るのにいい方法がないか知りたいということで、無料で法律相談ができる先として紹介した。
- 無料法律相談を受け、専門弁護士より、脅しや嫌がらせを受けるようなことがあれば、脅迫罪等が成立する可能性があるので警察に通報することも必要とアドバイスされ、そういう方法や支援してくれる人がいることを知って安堵していた。

B 子どもの人権110番【東京弁護士会】

i 子どもの人権に関する全ての相談を弁護士が電話(面接)受付

C 子どものための法律相談【第一東京弁護士会】

i いじめ、虐待、両親の離婚、体罰・退学などの学校問題、少年事件(非行)などの悩みについて、経験豊富な弁護士が電話(面接)受付

D キッズひまわりホットライン・弁護士子どもSNS相談 【第二東京弁護士会】

i 子どもに関するいじめ、虐待、少年事件、非行、体罰、学校問題、家族の問題などの相談を弁護士が電話(面接)受付。2021年12月からLINE相談も開始。

非行グループの誘いを断る手段を身に付ける



特殊詐欺や闇バイトに関しては、最寄りの警察署に相談するよう促してください。



活用できる機関・団体や制度

A ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」

概要	青少年やその保護者、学校関係者などからのインターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルの相談を受け付けています。	
対象	青少年やその保護者、学校関係者等	
主な支援内容	電話相談／メール相談／LINE相談 (相談内容の例) ・スマートフォンでアダルトサイトに入り、よく分からずボタンを押すと有料会員登録されてしまった。 ・SNSで相手を誹謗中傷する書き込みをしてしまった。 ・子供がネットゲームばかりしている。親のクレジットカードで高額課金した。 ・SNSで知り合った人に、自分の裸の写真を要求され、送ってしまった。	
連絡先等	☎0120-1-78302(インターネット なやみゼロに)	
	電話・LINE相談	[受付時間]月～土(祝日・年末年始を除く) 15:00～21:00 [LINEアカウント名]相談ほっとLINE@東京
	メール相談	24時間受付(返信は電話受付時間内に行います。)
URL	https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/ (「こたエール」で検索)	

B 子どもの人権110番【東京弁護士会】

概要	いじめ・不登校・体罰・虐待・少年事件・無戸籍等、子どもの人権に関する全ての相談を受け付けています。	
対象	子ども本人も大人も無料で相談できます。	
主な支援内容	・電話相談 ・面接相談(まずは、電話相談でご相談いただき、面接相談の希望をお伝えください。) ・子どもシェルター(社会福祉法人カリヨン子どもセンター)の入居相談窓口	
連絡先等	☎03-3503-0110	
	[受付時間]月～金 13:30～16:30(最終受付時間16:15)、17:00～20:00(最終受付時間19:45) 土 13:00～16:00(最終受付時間15:45)	
URL	https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/tel/children.html (「東弁 子どもの人権110番」で検索)	

C 子どものための法律相談【第一東京弁護士会】

概要	子どもたちが巻き込まれるいじめ、虐待、両親の離婚、体罰・退学などの学校問題、少年事件(非行)などでお悩み、お困りの方はご相談ください。お子さんからの相談も受け付けています。	
対象	子どもも大人も無料で相談できます。	
主な支援内容	・電話相談 ・ご要望があれば、面談による相談も実施しています。(大人の面談相談は有料です。)	
連絡先等	☎03-3597-7867	
	[受付時間]毎週土曜(年末年始を除く) 15:00～18:00	
URL	http://www.ichiben.or.jp/bengoshi/soudan/kodomo.html (「子どものための法律相談 一弁」で検索)	

D キッズひまわりホットライン・弁護士子どもSNS相談【第二東京弁護士会】

概要	第二東京弁護士会が運営している相談窓口です。子どもに関するいじめ、虐待、少年事件、非行、体罰、学校問題、家族の問題などの相談を受け付けます。子どもの問題に詳しい弁護士が担当します。弁護士費用についてもさまざまな援助制度があります。	
対象	子どもも大人も無料で相談できます。	
主な支援内容	いじめ、少年事件・非行、学校問題、体罰、児童虐待、家族の問題などの相談。弁護士費用についてもさまざまな援助制度があります。	
連絡先等	電話相談	「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 専用電話番号: ☎03-3581-1885 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~19:00
	面接相談	「キッズひまわりホットライン(子どもの悩みごと相談)」 予約電話番号: ☎03-3581-2257 [受付時間]毎週火・木・金(祝日を除く) 15:00~17:00(前日16:00までに電話でご予約ください。)
	LINE相談	「弁護士子どもSNS相談」 URL: https://niben.jp/kodomo_sns.html LINE: @256fxird(予約不要、開始までに友だち登録をお願いします) [受付時間]毎週日・火・木 19:00~21:00
URL	https://niben.jp/or/kodomo/ (「キッズひまわりホットライン」で検索)	



E 東京都若者総合相談センター 若ナビα 事例1 (P.26)参照

① 一般社団法人 若草プロジェクト

概要	生きづらさをかかえる少女や若い女性たちと、彼女たちを支援する人たち（支援者）とをつなげ、彼女たちの心に寄り添う支援を届けるために「つなぐ・まなぶ・ひろめる」の3つの事業を行っています。	
対象	10代、20代の女性	
主な支援内容	つなぐ	LINEとメールを通じた相談支援及び関係機関等の情報提供/弁護士、社会福祉士等との面談及び関係機関への同行支援/居室（若草ハウス等）の提供/無料で利用できる居場所の提供（まちなか保健室）
	まなぶ	少女や若年女性を支援する方のための研修開催
	ひろめる	シンポジウムの開催、企業や社会への広報 など
連絡先等	LINE相談	当事者のみご利用いただけます。ホームページ→「LINE・メールで相談」ページからLINEで友達追加してください。相談日時は、LINEにて友達追加して下さった方にお送りします（概ね週2回、1回2、3時間開催。24時間対応ではありません。）。
	メール相談	支援者、保護者等もご利用いただけます。ホームページ→「LINE・メールで相談」ページ内にあるメール相談お申込みフォームに必要事項を記入してお送りください。 ※当事者以外の方からのLINE相談は対応しておりませんので、支援者の方はメール相談をご利用ください。
URL	https://www.wakakusa.jp.net/sodan （「若草 相談」で検索）	

② 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト

概要	家族やパートナーからの身体的な暴力がある、性的に体を触られる、脅される、重い病気になっても病院に連れて行ってもらえない、言葉の暴力がある、家出したい、食べるものや暮らす場所がない、死にたい・消えたいと思う、人間関係の悩み、パパ活、自傷行為、望まない妊娠や出産など様々な問題や悩みを抱えた10代、20代の女の子たちのための支援をしています。	
対象	10代、20代の生きづらさを抱える女の子	
主な支援内容	LINE相談、メール相談、電話相談、面談、出張面談、街頭パトロール、ネットパトロール。 女の子の生きる力となるような講座・イベントの開催。 必要な場合は弁護士等と連携し、専門機関への同行、シェルターでの緊急一時保護、中長期的な自立支援を実施。	
連絡先等	LINE相談	[ID]@bondproject [受付時間]月・金・土 16:30~22:00(受付は21:30まで)
	メール相談	hear@bondproject.jp [受付時間]24時間
	電話相談	☎080-9501-5220 月曜・木曜 16:00~19:00
	面談	随時。まずはLINE相談にご連絡ください。
URL	https://bondproject.jp/ （「BONDプロジェクト」で検索）	

貧困と障害と犯罪

—生きづらさに寄り添う支援—

東京都地域生活定着支援センター
菊地 伸宏

2009年に地域生活定着支援センターの設置が開始され、東京都においても2011年に東京都地域生活定着支援センターが開設し、現在13年以上経過しています。服役中から障害サービスや介護保険の導入など、障害や高齢の刑余者の出口支援である特別調整を主な業務として行ってきました。また、本年度から東京都地域生活定着支援センターも被疑者等支援業務を開始し、出口支援だけでなく、入口支援にも関与することとなりました。

日頃、支援している対象者は様々な問題や生きづらさを抱えています。特に貧困と障害と犯罪は密接であると考えています。貧困が犯罪につながりやすいこと、障害による能力的制約が貧困や犯罪を招きやすいことはもちろんですが、犯罪による服役後貧困に陥り、障害が悪化することもあります。さらに原家族の機能不全、何らかのトラウマ、不安定な交際や対人関係障害、アディクションなど、生きづらさが負の連鎖を起こしている対象者が極めて多いです。

こうした状況を解決する際に、「犯罪を防ぐ」という行動障害のみを修正することを支援者や家族は皆、考えると思います。犯罪をやめて欲しいのです。ところが犯罪に至る経緯や認知は千差万別です。「犯罪を防ぐ」のみの対応では根本の問題が解決していないため、一時的に落ち着いたとしても、支援者や家族が油断した頃に再犯に至ることが多いです。行動障害のみの修正による再犯防止は難しく、やはり生きづらさや、対人関係障害、認知の歪み、家族関係といった問題を包括的に支援することにより、結果、犯罪が減っていくことを目指すこととなります。こちらの対応の方がより福祉的支援寄りであると言えるかもしれません。

東京都地域生活定着支援センターでは専門性の高い特別な支援を導入しているわけではありません。支援計画は犯罪を防ぐことよりも、犯罪に至る経緯のアセスメントと必要な福祉的支援の包括的支援計画を目標としています。東京都地域生活定着支援センターが特別な支援を行っているのではなく、地域福祉のネットワークが互いの専門性を活かすことができるようなコーディネートが心がけております。

また地域生活定着支援センターだけではなく、司法福祉は全般的に質・量ともにマンパワーの不足が問題となっています。「犯罪に至る以前に福祉支援の対象者だった」「服役を終えたが自立に至らず福祉的支援が必要になった」「服役中に加齢や障害、疾病の悪化により福祉支援の対象者となった」このような対象者の支援は一般的な福祉支援とそれほど差がないと感じています。司法福祉が特別な支援となる社会ではなく、一般的な福祉支援の対象となる社会作りにより、マンパワー不足が解決することを願っており、また地域生活定着支援センターがこうした社会作りの一助となれば幸いです。

事例 05

息子（17歳男子少年）は、中学生の時から非行少年の仲間に加わり、高校在学中に傷害事件を起こして少年院に送致され、高校を中退した（現在も少年院入院中）。在院中に教官や保護司から話を聞くうちに、大学進学にも関心が出てきたもよう。しかし、元の高校には戻りたくないし、今からでは遅いのではないかと諦めかけている様子。どこに相談すればいいのか教えて欲しい。

相談者：両親

A

東京都教育相談センター

i 子供の教育に関わるさまざまな相談（進路、不登校、いじめ、高校転編入・中途退学等の相談）を受け付け、電話・来所相談等で支援を行う相談機関

- まずは進路選択にあたってさまざまな相談を受け付けてくれる同センターへの相談を促した。電話で問い合わせたところ、在院中にできること、出院後の選択肢などを教えてくれ、今後の情報取得の助けになるよう、同センターの青少年リスタートプレイスへの登録を案内されたとのこと。
- 高卒資格の取得には、再び高校に就学して卒業することが必要であるが、それ以外に、高等学校卒業程度認定試験を受験し、高校卒業同等以上の学力があると認定される方法もあると言われた。
- また家計的な不安についても相談し、奨学金制度の利用や、全日制、定時制以外に**B** 通信制高校の案内も受けることができたとのこと。
- 本人が出院した後の、親としての不安を伝えると、教育相談一般の来所相談を案内され、これからも支援してもらえると安堵した様子。

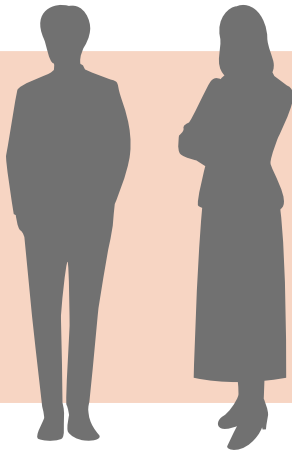
出院後、
就学を目指す場合

就学の場合、通信制高校のほか、全日制や定時制の高等学校に復学する選択肢もあります。

出院後、
高卒認定試験の
合格を目指す場合

支援のポイント

- ✔ 高卒資格取得のための選択肢の理解
- ✔ 各種支援制度の活用



相談内容

息子はどうすれば再度高校に入学したり、その先の大学・専門学校へ進学したりできますか？

B 通信制高校

i 主に自宅などで学習し、定期的にレポートを提出して添削指導を受けスクーリングを行い、テストを受けて単位を修得する高校

- 家計的に全日制、定時制の学費支払いが厳しいということと、本人もアルバイトをして貯金もしたいということで、学費が安く、働く時間がつくりやすい通信制高校を選択することにした。
- 3年程度をかけて生活スタイルを整え、家族で過ごせる時間をとりながら卒業を目指すとのこと。

C

学費等の経済的支援については奨学金制度

i 経済的困難が理由で進学、就学ができない人に対し、貸付もしくは給付により、学費を援助する制度です。

高校を卒業

大学・専門学校の受験等

高等学校卒業程度認定試験

i さまざまな理由で高等学校を卒業できなかった人のための制度。合格すれば高校卒業と同程度の学力があると認められ、大学・短大・専門学校の受験資格が得られる。

また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。

ただし、最終学歴は高等学校卒業とはならない。

- 保護者は本人にも家計を支えてほしいと考えているので、在院中から高卒認定試験の合格を目指して勉強することとなった。
- 出院後は、東京都教育相談センターから試験の案内等を受けながら、通信教育を活用して勉強していくとのこと。

高卒認定試験合格証明書の取得

卒業または高卒認定試験合格証明書取得後、さまざまな職業への可能性を広げるためにはこちらへ

⇒P.24
「仕事についての相談
(少年・若年者)」へ



活用できる機関・団体や制度

A 東京都教育相談センター(青少年リスタートプレイス)

概要	高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方、小学校や中学校で登校しづりや不登校の状態にある方やその保護者等、進路についての情報や助言を得にくい状況にある方を対象に、都立高校についての情報提供や、都立高校への就学支援を行います。	
対象	原則として高校生相当年齢までの方とその保護者等	
主な支援内容	リスタートのための学校説明会	特色のある教育課程を実施している都立高校(チャレンジスクール、昼夜間定時制、通信制等)の学校説明会を行います。
	就学サポート	高等学校を中途退学した方等(現在どの学校にも籍がない方)本人に対し、都立高等学校への就学に向けた支援を行います。
連絡先等	青少年リスタートプレイスについての問い合わせ ☎03-3360-4192 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	
URL	https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/works/restart/index.html (「青少年リスタート」で検索)	

※東京都教育相談センターでは、「青少年リスタートプレイス」のほかに、教育や子育て等に関する相談事業も行っています。

B 通信制高校

概要	基本的に自宅などで自主学習し、定期的にレポートを学校に提出して添削指導を受け、スクーリング(面接指導)を行い、試験を受けて単位を修得する高校です。公立と私立があり、全日制・定時制と同じ高校卒業資格を取得できます。自主学習が基本ですが、私立学校のなかには、全日制のように週5日、または週1日や3日など、通学コースを設けているところもあります。自由な時間が作りやすいため、仕事をしたり資格の勉強やスポーツなどに励んだりしている人も少なくありません。勉強のペースや単位の取り方など、自由に選べる点が大きな特徴です。	
特徴	都立通信制高校	<ul style="list-style-type: none"> 一橋高校、新宿山吹高校及び砂川高校で募集を行います。 基本的に自主学習で、レポートを提出し添削指導を受けます。 年間に20～24日間ほど学校に通って直接授業を受けるスクーリング(面接指導)があります。 全日制及び定時制高校と同じ高校卒業資格を取得できます。 高校卒業を目的としているだけでなく、大学進学対策にに応じているところもあります。
	私立通信制高校	<ul style="list-style-type: none"> 東京都認可校は8校です。大原学園美空高校、NHK学園高校、科学技術学園高校、北豊島高校、聖パウロ学園高校、東海大学付属望星高校、目黒日本大学高校、立志舎高校 添削指導、面接指導及び試験を基本として、各学校がさまざまな教育をしています。 <ul style="list-style-type: none"> ①テレビ放送、インターネットなどのメディアを使って学習できる。 ②自主学習が苦手な生徒のために、通学コースを設けている。 ③技能連携校とのダブルスクールにより、専門科目を学びながら高校卒業を目指すことができる。 ④高校卒業を目的とするだけでなく、大学進学対策にに応じている。 など
連絡先等	インターネットの通信制高校のポータルサイトや、各学校にお問い合わせください。	

C 奨学金制度

東京都や区市町村などでは、都内の経済的に困難な家庭に対し、児童・生徒の学業を支援する事業を行っています。事業ごとに、目的や貸付けの条件が異なりますので、詳細についてはホームページをご確認ください。
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html

薬物依存と闘わない

特定非営利活動法人東京ダルク

施設長 森田 邦雅

「薬物依存と闘う」「病気と闘う」「己と闘う」、苦難を打ち破って逆境に打ち克つ物語は日本人なら誰もが好むところですが、残念ながら依存症の回復は闘うことに主眼をおいていません。むしろ逆です。

自助グループの第1番目のステップに「私たちはアディクションに対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた」とあります。ここにおける「無力」とは、闘わないこと、闘いを諦めることを意味しています。薬物との果てなく虚しい闘いから降りることから始めましょうと宣言しているのです。これはつまり、薬物を闘うべき相手としている限り抜け出ることのできない仕組みがあることを表現しているとも言えます。

私がダルクにやってきた約35年前、よく言われたのは「闘うのをやめろ」ということでした。薬物をやめるために来たのに「闘うのをやめろ」とか「やめることをやめろ」とか言われるので訳が分からなかったのを今でも憶えています。詳しくは書きませんが、ダルクでのリハビリ生活は困難の連続で、この意味がわかるまで私の場合約3年かかりました。

薬物を使わなければ成功、仕事と家があればそれが回復だと信じて、意気揚々とダルクを退寮するのですが3ヶ月ともちません。これを何度も繰り返し、そのたびに仲間に救われて、自助グループに通う日々を重ねました。そこでようやく気づいたのは、薬物をやめることがミーティングに行くこと、仕事や一人暮らしよりも健康な心と新しい生き方を手に入れること、「闘わない」とは何もしないことではなくて意識の方向性を変えることでした。この方向転換に欠かせないステップが第1ステップでした。そこから、私のクリーンは肩の力が抜けた自然な日々に変化しました。

朝起きてミーティングに行き、人の話を聞いて自分の話をする、これを3回繰り返すというシンプルな毎日でした。余計なものがない単調な日々でしたが、時間が経つに連れて少しずつ自分が変えられていくことに気づきました。「闘わない」日々は「薬物を使う必要のない」日々だということにも気づきました。仕事に就き、結婚して家族にも恵まれました。以前のように、闘って勝ち取ったという感じはありません。

「求めて、必要ならば与えられる」ミーティングで仲間が言っていました。依存症は治らないが回復可能な病気だと言われます。例えば高血圧や糖尿病と同じように、治すことにこだわるよりはその病気とうまく付き合うことを考えた方が気楽です。より良く生きるために食事制限や運動をして生活するように、私たち依存者はミーティングに行って仲間と会うことでこの病気の進行を防ぎます。ここに闘いの要素は全くありません。あるのは癒しと寛容です。

こうして皆が回復を繋いでいくことで多くの薬物依存者は救われてきました。「闘わない」という逆説的な生き方、もしよければ皆さんも実践してみてください。意外と効果があります。



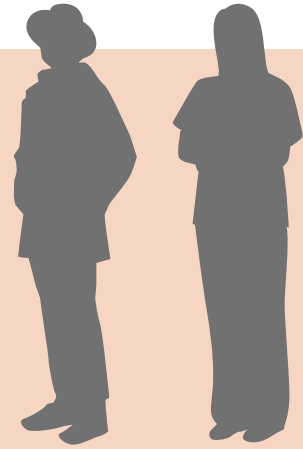
障害があるかもしれないと悩んでいる家族からの相談

事例 06

19歳の長男が、アルバイト先で同僚が話しているのを自分の悪口だと誤解して喧嘩になり、軽く押しただけのつもりだったが、相手に怪我をさせてしまった。

このようなことが度々あり、ネットで調べたところ、発達障害の特徴に合っているように思える。長男にはこれからも仕事を通じて社会参加してほしいが、どこに相談したらいいか。

相談者：母親



相談内容

発達障害の特徴がある息子について
就労も含めて相談できる先はありますか？

A 東京都発達障害者支援センター(TOSCA)

i 発達障害のある人とその家族、支援者が相談することができる発達障害の専門機関

- 来所相談の予約をしたとのことなので母親に同行すると、日常生活や人との関わり方についてのアドバイスに加えて、医療機関の受診や、手帳を取得して福祉的就労をする可能性についても助言があったため、住んでいる区市町村の窓口を紹介してもらった。

区市町村窓口

i 身近な地域での相談窓口(手帳の取得など)

- 区の障害者福祉窓口で相談し、長男の特徴やこれまでの成育歴を話したところ、医療機関の受診を勧められた。地域の医療機関を紹介してもらい、長男とともに受診すると、発達障害の診断が出た。
- 一般就労と福祉的就労の違いについても説明してもらい、長男自身も精神障害者保健福祉手帳を取得し、自分に合った就労方法をさがす方向で頑張りたいとの話になった。しかし、今までの失敗経験から就労に不安を持っていたため、**B** 区市町村障害者就労支援センターを紹介してもらった。

※区市町村により、障害福祉課や保健所、発達支援センターなど相談窓口はさまざまです。発達障害に関する区市町村や医療機関の情報は、

福祉局のHP

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/hattatsushougai.html

(「東京都福祉局 発達障害」で検索)

をご確認ください。

支援の ポイント

- ✓ 子供の障害について正しい知識を得る
- ✓ 障害を理解した上で社会参加と自立の機会を模索する



B 区市町村障害者就労 支援センター

i 区市町村に在住・在勤の障害のある人に、就労に関する相談・支援を行う機関

- 母親は、住んでいる地域の区市町村障害者就労支援センターに相談し、適切な支援があれば就労しやすいことを知り、障害者雇用の仕組みや、長男の障害に適した就労支援施設、福祉サービスについても理解したとのこと。
- 同センターからは、長男の障害の状況と希望から、一般就労への就職を目指す「**◎ 就労移行支援事務所**」の利用も勧められ、さっそく体験利用してみるようになった。

C 就労移行支援事業所

i 就労を希望する65歳未満の障害のある人に、就労に必要な訓練や、就労に関する相談・支援を行う機関

- 半年後の就職を目指して、ストレスコントロール能力の習得やコミュニケーショントレーニング、適性の把握、職場見学や雇用前実習を経ていくとのこと。
- 長男自身もサポートスタッフと話していくうち、自分の障害と向き合い、これからの就労に前向きになっているという。

参考

障害者基幹相談センター

i 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

参考

※障害者手帳について

⇒精神障害者保健福祉手帳

区市町村に申請

⇒身体障害者手帳

福祉事務所(P.96参照)、町村役場に申請

⇒愛の手帳

(知的障害者のための手帳)

18歳未満は児童相談所(P.99参照)、18歳以上は心身障害者福祉センター(多摩支所を含む)に申請

※都内の障害者支援事業所について

⇒東京都障害者サービス情報

(<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>)

参考

D 東京都立
小児総合医療センター
「こころの電話相談室」

i 3歳から18歳までの子供の精神的な問題や、行動や情緒面の問題などについて、相談することができます。

障害に向き合いながら適職を見つけ、充実した社会生活へ



活用できる機関・団体や制度

A 東京都発達障害者支援センター(TOSCA)

概要	発達障害に関するさまざまな相談に対応しています。また、地域の関係機関へつなぐ役割を担っています。この他、ご本人やご家族がお住まいの地域に必要な支援が受けられるように、学校や会社、支援機関、行政機関などへのコンサルテーションや支援者への研修等、地域のバックアップも行っています。	
対象	都内在住の発達障害のあるご本人とご家族、関係機関・施設の担当者等	
	18歳未満	18歳以上
主な支援内容	来所相談、電話相談 学校・企業・就労支援機関・各自治体など関係機関への支援	来所相談、電話相談 支援者向けの研修や講師の派遣、自治体主催の相談・ケース検討会への協力等
連絡先等	こどもTOSCA(18歳未満) 〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9 ☎03-6413-0231 [受付時間]受付:月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 相談:月・火・木・金(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00	おとなTOSCA(18歳以上) 〒112-0012 文京区大塚4-45-16 ☎03-6902-2082 [受付・相談時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ※まずは電話にてご相談ください。 相談内容、状況によっては後日来所相談予約または電話相談予約をご案内させていただきます。
URL	(18歳未満) http://www.tosca-net.com/	(18歳以上) https://otona-tosca.org
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・相談は無料、要予約。 ・メールでの相談は受け付けておりません。 ・検査・診断、療育・訓練、職業のあっせん等は行っておりません。 	

B 区市町村障害者就労支援センター

概要	障害のある方が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的としています。
対象	各区市町村に在住・在勤の、一般就労を希望する障害がある方
主な支援内容	ご本人、ご家族などから、障害者の就労に関わる相談を受けています。 <ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望される障害のある方の支援 ・就労前・就労後の日常生活に関わる支援
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syuroshien_center.html (「障害者就労支援センター 福祉局」で検索)

C 就労移行支援事業所

概要	企業等への就職を目指す障害のある方に対し、就職までの準備訓練や、就職後の職場定着のための支援等を行っています。利用を希望する際は、お住まいの区市町村にご相談ください。
対象	企業等への就職を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就職が見込まれる65歳未満の障害のある方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・希望を聞きながら24か月の内で利用期間を設定し、就労までの計画を一緒に立てます。 ・就職活動の準備(就職の知識やスキルアップのための講座開催、職場見学や実習を通して、職場探しのお手伝いをします。) ・就職活動のサポート(直接、職業紹介を行うことはできませんが、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等と連携し、本人に適した職場を見つけるサポートをします。) ・就職後、安定して働き続けるための支援(定期的な面談など、職場定着のサポートを実施しています。)
URL	https://www.shougai.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/ (「東京都障害者サービス情報」で検索)



地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター 「こころの電話相談室」

概要	子供のこころの問題や、発達の問題などに関する相談や精神科受診に関する相談を受けています。
対象	3歳から18歳までの子供(当院児童・思春期精神科未受診の方) ご本人やご家族だけでなく、学校の先生など関係者からのご相談にも応じます。
主な支援内容	お子さんの行動やこころの問題、発達の問題に関して、電話での相談に応じています。例えば…発達の遅れや偏り・落ち着きのなさ・友人関係での問題・不登校やひきこもり・反抗や暴力が激しい・手洗いなどに強くこだわる・食事をとらず痩せてきた、など。
連絡先等	☎042-312-8119(相談室直通) [受付時間]火・木(祝日・年末年始を除く) 午前9時～12時 ※詳細はホームページをご確認ください。
URL	https://www.tmhp.jp/shouni/section/support/psychology-welfare.html#kokorotel (「小児総合医療センター 心理福祉科 電話相談」で検索)

就 労

心身の不調

少年本人の悩み

就 学

障 害

生活困窮

薬 物

保護者の悩み

加 齢

DV・虐待

暴力団

障害者の就労についての相談

事例 07

25歳の娘は精神障害があり、しばしば不安や自分自身を否定する強い気持ちを押さえられず、自傷行為に及んだり、窃盗を行い逮捕されたことがある。今は通院しながら自宅で療養しているが、将来働くことを視野に何か支援を受けられないか。

相談者：両親



相談内容

精神障害がある娘が
就職するにはどうしたらいいですか？

A

障害者就業・生活支援センター

i 障害のある人の就業及びそれに伴う生活を支援する機関

- 本人と一緒に行って、説明を聞いたところ、精神障害のある人も安心して働ける事業所の例などを聞き、就職活動を開始した。
- 会社訪問や本人との面談、雇用後の定着支援も行ってくれるとのこと、本人の自立に向けて安心して相談できる先が見つかったと安堵していた。
- また、医療機関と連携しながら、日々の生活の困りごとについても相談に乗ってもらっているとのこと。

参考

東京障害者職業センター

E

i ハローワーク等の支援機関と連携し、就職や職場定着に向けた支援を実施

- 一次相談機能を有するハローワークや各支援センター等で相談される中で、どのような仕事内容や職場環境であれば適応しやすいのか、障害特性についてどのようなサポートが得られるとよいのか等をより具体的に確認することが望まれる場合に、面談や各種作業等を行いながらご本人と振り返りを行う職業評価等を行っています。
- 就職前に2～8週間程度通所し、ストレス対処スキルやコミュニケーションスキル等の向上を図る職業準備支援を行っています。



参考

東京障害者職業能力開発校

F

i 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な方向けに職業訓練を実施。

- 「職域開発科」では、ビジネスマナー・基礎体力の養成・コミュニケーションスキル等の社会生活技能の訓練の他、「事務」または「物流・サービス」などの訓練も行っている。
- 「就業支援科」では、基本的な事務スキルや就職に必要な社会生活スキルを習得し、就職するために準備性を向上させる訓練を行っている。修了後、6か月訓練にステップアップができる。
- その他、10の訓練コースがある。



B

就労移行支援事業所

i 就労を希望する65歳未満の障害のある人に、就労に必要な訓練や、就労に関する相談・支援を行う機関

- 見学や体験を経て職業訓練に通うようになり、日中、外で活動をすることで生活にメリハリがつき、仕事について前向きに考えられるようになった様子。
- キャリアカウンセリングや応募書類作成講座などを受けながら就職活動を始めたとのこと。

C

ハローワーク

i 障害者専門の相談員が職業紹介や職場適応指導などをしてくれます

- 通院先の主治医とも相談し、本人と一緒にハローワークを訪ね、障害者が利用可能な支援制度について説明を受けた。
- 求職登録を行い、具体的な求職活動の方法などを教えてもらった。
- 初めての仕事で不安もあったので、「障害者トライアル雇用」制度を活用することとなった。

本人がいきいきと働ける職場への就労

働き始めた後の不安があり
定着支援を受けたい

D

東京ジョブコーチ

i 就労後の定着支援やフォローを実施する制度

- 就職の決定を受けて職場で円滑に働き続けられるよう、コミュニケーション支援や通勤支援※を受けることになった。(※通勤支援の場合は、身体的介助を除く)
- 担当ジョブコーチが職場に入ってサポートしてくれ、本人も安心しているとのこと。



活用できる機関・団体や制度

A 障害者就業・生活支援センター

概要	都内には6センターが設置され、ハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉施設、区市町村障害者就労支援センター、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障害のある方の就労支援と企業への雇用支援を行っています。
対象	就労を希望される障害のある方、障害のある方を雇用する企業の方 ※障害種別を問わず、センター近辺にお住まいの方、お仕事をされている方(希望される方)であれば、どこの区市町村にお住まいの方でも登録や相談は可能です。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望される障害のある方の支援 ・日常生活に関わる支援 ・企業への雇用管理に関する支援
連絡先等	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syuroshien_center.html (「就労支援センター 福祉局」で検索)

B 就労移行支援事業所 事例6 (P.50) 参照

C ハローワーク 事例2 (P.30) 参照

概要	都内17か所のハローワークに障害のある方を対象とした専門の相談窓口を設置し、職業相談等を行うほか、事業主への障害者雇用支援も行っています。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望される障害のある方 ・障害者雇用を検討する、あるいは雇用している事業主の方、障害者の求人募集を行う事業主の方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方を対象に、個々の状況に応じた職業相談、職業紹介、入社後の職場定着支援などを行っています。 ・事業主に対しては、障害者専用求人の申込受付や障害者雇用支援を行っています。
URL	都内ハローワーク一覧 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list.html

D 東京ジョブコーチ

概要	障害のある方が職場に定着するためのさまざまな支援を行います。
対象	都内在住または在勤で各種障害者手帳をお持ちの方、公的な判定をお持ちの方、医師の診断書をお持ちの方で、下記の①②のいずれかに該当する方 ①就業中または就職が決定している方 ②就労に結びつく可能性のある職場実習等を行う方
主な支援内容	<p>個々のニーズに応じて以下の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の業務内容の検討・組み立て ・作業習得支援 ・コミュニケーション支援 ・通勤支援(身体的介助を除く) ・障害のある方を雇用する企業の従業員への理解促進・職場の環境調整 ・支援対象者の家族及び企業等への相談支援 ・職場に適応・定着するために必要な体制づくり

連絡先等	〒151-0053 渋谷区代々木1-11-2 フロンティア代々木3階 東京ジョブコーチ支援センター ☎03-3378-7057 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ※来所相談は、事前予約制です。
URL	https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/yourself_supporter/job_coach/index.html (「東京ジョブコーチ」で検索)

E 東京障害者職業センター

概要	都内には上野本所と多摩支所が設置され、ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを実施するとともに、地域の関係機関に対して職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。
対象	就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方
主な支援内容	・就職や職場定着、職場復帰に向けた職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等 ・障害者雇用に取り組む企業への助言・援助、企業向けセミナー、社員研修等 ・就労支援機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助、各種研修等
連絡先等	電話 【上野本所】03-6673-3938 【多摩支所】042-529-3341 (ご利用・ご相談は事前予約制です)
URL	https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/index.html

F 東京障害者職業能力開発校

概要	都内に1か所設置されている。12の訓練コースがあり、就職に向けて職業に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施しています。入校はコースにより年に4回(4月、7月、10月、1月)。
主な支援内容	就職希望者に対し、多様な科目の訓練を行っています。科目の詳しい内容や応募資格等については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 電話:042-341-1411 ※見学日は原則月、木、金。事前に電話等でお申込みください。
URL	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/index.html

生活困窮、住居についての相談

事例 08

刑務所出所後、更生保護施設に入所したが、寮のある就労先を見つけて退所した。しかし、会社の経営難のため、早期退職せざるを得ない状況になり、仕事も住居も失いそうである。これからどうしたらいいかわからない。

相談者：本人（50歳男性）



相談内容

仕事も住居も失ってしまいそうなのですが
どうしたらいいですか？

A

生活困窮者自立相談支援機関窓口

i 働きたくても働けない、住むところがないなど生活が困窮している人の包括的な支援窓口

- 働きたくても働けず、住居を失いそうな状況なので、同窓口相談することを勧めた。
- 自立相談支援として、専門スタッフが本人の現状や悩みを聴いたうえで支援プランを作成し、住居の確保と一般就労に向けた支援を受けることとなった。

就労は決まったが、
家がない場合

B

TOKYOチャレンジネット
(住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業)

i 居住地を失った人の住居探し、就労等を支援する窓口

- 住居の確保のために相談。一時利用住宅を利用しながら貯金をし、住居確保へ向けて動き出すことになった。
- 専門スタッフが健康面の相談にもものってくれるということで、引き続き相談を予定している様子。



支援のポイント

- ✓ 居住場所の確保、生活費の確保
- ✓ 就労して自立を目指す



自立した生活に向かっていく

住居確保の支援先は他にも

- C** **居住支援法人**
i 住まい探しにお困りの方のサポートを行う法人
- D** **自立援助ホーム**
i 15歳以上(義務教育を終了した方)20歳未満又は20歳以上の施設措置解除者等の自立支援を行う施設
- E** **認定特定非営利活動法人
自立生活サポートセンター・もやい**
i 社会的に孤立している生活困窮者へのさまざまな支援を行う団体

都営住宅

- i 住宅に困っている収入の少ない人に対し、低額な家賃でお貸しする公営住宅
※同居親族がいる(単身者の場合60歳以上)などの申込み資格に当てはまれば応募できる場合があります。
※連絡先等: JKK東京 都営住宅募集センター
(<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>)

参考

生活保護制度

- 生活保護が決定されると、生活費、居住に係る費用等生活保護法に定める最低生活が保障されます。
- お住まいがある場合はお住まいの地域の、お住まいがない場合には、現在いる地域の福祉事務所(P.96参照)で申請可能です。

生活困窮者自立支援制度

- 関係機関と連携し、就労、住居などの生活全般の困りごとについて支援を行います。
- 自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、認定就労訓練事業、子供の学習・生活支援事業、居住支援事業などがあります。
- 区市(町村部においては都)が窓口です。



活用できる機関・団体や制度

A 生活困窮者自立相談支援機関窓口

概要	働きたくても働けない、住む所がないなど、生活に困窮している方に包括的な支援を提供する相談窓口です。窓口は全国に設置されており、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立に向けたサポートを行います。
対象	・就労、住まい、家計など暮らしに悩みを抱え、生活に困窮している方
主な支援内容	関係機関等と連携し、就労、住宅、家計改善、子供の学習等をサポートします。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。
連絡先等	お住まいの区市(町村部においては都)の自立相談支援機関窓口にご連絡ください(P.95参照)。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu//seikatsukonkyuu/jiritsu.html ※制度についてはこちら(「東京都 生活困窮者」で検索)

B TOKYOチャレンジネット(住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業)

概要	住居を失いインターネットカフェや漫画喫茶などに寝泊まりしながら不安定な就労に従事する方や離職者の方をサポートする相談窓口です。
対象	[主な対象要件] ・都内での住居登録または生活実態がある方で、現時点で住居がない、または住居を失うおそれがある方 ・在学中でない方 ・生活保護を受けていない方
主な支援内容	生活相談 生活不安や人間関係などの暮らし全般に関わる相談を受け付けます。健康上の問題や借金等の問題についても、専門相談を受けることができます。
	住宅相談 賃貸物件についての情報提供や、保証人がいない方に対しては保証会社を利用した住居確保等のサポートをします。また、利用基準に適合する場合はTOKYOチャレンジネットが借りている一時住宅の利用も可能です。
	就労相談 相談やカウンセリングをもとに求人紹介を行うとともに、面接対策や履歴書の書き方のアドバイスなど、就職活動のサポートも行っています。
	介護職支援 ※別途対象者要件あり 介護職場への就労を目指す方には、介護職初任者研修の修了と介護職への就労について支援します。
	その他、資金貸付(要件あり)、技能資格取得支援、就労体験等の支援を行っています。
連絡先等	〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア3F ☎0120-874-225(女性専用ダイヤル) ☎0120-874-505 [受付時間]月・水・金・土 10:00~17:00、火・木 10:00~20:00 お問合せ・相談フォーム https://www.tokyo-challenge.net/formail/index.html
URL	https://www.tokyo-challenge.net/ (「TOKYOチャレンジネット」で検索)

C 居住支援法人

概要	低額所得者、高齢者、障害者、保護観察対象者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、生活支援等を実施する法人として都道府県が指定しているものです。
対象	低額所得者、高齢者、障害者、保護観察対象者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方(住宅確保要配慮者)

主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の入居者への家賃債務保証 ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
URL	<p>下記ホームページの法人一覧をご確認ください。 https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien (「東京都 居住支援法人」で検索)</p>

D 自立援助ホーム

概要	就職し児童養護施設等を退所した方等に対して、共同生活を通じて日常生活上の援助や、職業についての相談、指導等を行い、社会的な自立を支援する施設です。		
対象	15歳以上(義務教育を終了した方)20歳未満又は20歳以上の措置解除者等であって、児童自立生活援助の実施が必要とされた方		
主な支援内容	利用者は毎月3~4万円程度の利用料(家賃、朝夕食費、光熱費、日用品費等含む)をホームに支払いながら、就労し、貯金して一人暮らしを開始する準備をします。児童養護施設との違いは、下表をご参照ください。		
		児童養護施設	自立援助ホーム
	主な目的	養育	自立支援
	運営母体	社会福祉法人など	社会福祉法人、特定非営利活動法人など
	入所可能年齢	概ね2歳~18歳 (20歳になるまで延長可能)	15歳以上(義務教育を終了した方)20歳未満又は20歳以上の措置解除者等
	入所費用	保護者応能負担あり	本人負担あり
	主な生活	学校に行くこと	仕事をする
	医療費	全額公費負担(健康保険及び受診券)	3割自己負担(国民健康保険等)
連絡先等	お住まいの地域の児童相談所(P.99参照)へご相談ください。都内には21か所の自立援助ホームがあります。全国自立援助ホーム協議会のホームページでご確認ください。		
URL	https://zenjienkyou.jp/ (「自立援助ホーム」で検索)		

E 認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい

概要	さまざまな事情で生活に困窮した方や住まいを失った方などが新生活を始められるよう、アパートの連帯保証人を引き受けるなど、暮らしの基盤づくりのサポートを行います。
対象	生活にお困りの方全般
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入居支援事業(賃貸契約時の連帯保証人や緊急連絡先の引受け) ・面談・電話による生活相談、公的制度の利用支援 ・誰でも参加できる「サロン」のほか、コーヒー焙煎や農業体験などはたらく場づくり ・地方自治体などの公的機関に対する広報・啓発事業
連絡先等	<p>〒162-0801 新宿区山吹町362 みどりビル 2F ☎03-6265-0137 メール:info@npomoyai.or.jp [受付時間]火(祝日は除く) 12:00~18:00、金(祝日は除く) 11:00~17:00 面談は火(祝日は除く) 11:00~18:00 ※入居支援事業については、まずお電話もしくはメールでお問い合わせください。</p>
URL	https://www.npomoyai.or.jp/ (「相談 もやい」で検索)

薬物等の依存についての相談

事例 09

32歳の夫が違法薬物所持・自己使用で逮捕され、2年間服役し、来月の仮釈放が決まった。過去にも違法薬物の使用で逮捕されたことが複数回あり、服役はこれが2度目。

薬物依存からの回復のため、家族として夫を支えていきたいが、どうすればいいのか分からず、再び、薬物を求める状況に戻ってしまうのではないかと不安。

相談者：妻

A 都立(総合)精神保健福祉センター

i 都内の依存症相談拠点

- 都立(総合)精神保健福祉センターのこころの電話相談で相談をしてみると、夫の薬物依存からの回復と、家族に対しての個別相談を実施するほか、関係機関などについても教えてもらったとのこと。
- 後日、「依存症家族教室」に参加したところ、支援者や回復者の家族、回復者本人などからさまざまな話を聴くことで、夫への対応を具体的にイメージすることができた様子。

- また、依存症当事者を対象とした「依存症回復支援プログラム」も行っているため、夫に紹介するよう勧められたとのこと。

B 薬物依存症の治療に対応可能な医療機関

i 薬物依存症について治療が必要な人のための機関

- 精神保健福祉センターから、継続的な治療が必要となる場合もあるとの助言を受け、出所後、夫とともに医療機関を受診。薬物依存症に関して、医師から専門的な話を聞き、継続的な治療を受けることになった様子。

C 保健所・保健センター

i 地域住民の健康の保持及び増進のための拠点として、薬物依存に関する相談にも対応する機関

- 生活相談や家族相談を実施していることを伝えると、自宅(帰宅先)から比較的近いところにあるため、何か困ったり不安を感じるがあれば相談してみたいと、心強さを感じた様子。

民間リハビリ施設

i 依存症の回復と社会復帰を目指し、回復者が運営する施設

- 出所後、夫とともに施設を訪問し、入所と通所の違いやそれぞれの特徴などについて教えてもらったとのこと。

D ダルク(DARC)

E マック(MAC)

支援の ポイント

- ✔ 薬物依存症からの離脱につながる社会資源の理解
- ✔ 家族としての悩みの共有、本人の回復を見守る必要性の理解



相談内容

夫が薬物依存から回復するために、
家族として何をすればいいですか？
また、夫が利用できる支援を教えてください。

家族会

i 薬物依存について家族が知識を持ち、悩みを共有することで、本人への対応等を共に考える団体

- さまざまな家族会があるので、相談者である家族が所属しやすい形態の団体を選ぶ必要があるとアドバイス。
- 依存症者の家族としての悩みや困難を共有し、まず妻自身が健康に日々を過ごしながら、夫の回復を見守ることを目指していく大切さを伝えた。
- 妻は家族としてどのように夫と関わるべきか、時間をかけて答えを見つけていきたいとのこと。

G

ナラノン(Nar-Anon)

i 薬物の問題で苦しんでいる家族や友人達の自助グループ

- ミーティングに参加し、これまでのつらかった経験や、今後の不安などについて話をしたことで、少し落ち着いた様子。匿名で参加できることも安心材料となった様子。継続的な参加を前向きに考えてみるよう助言した。

出所後の本人をサポートする機関・団体

F NA(ナルコティクス アノニマス)

i 薬物依存症からの回復を目指す自助グループ

- 各地でミーティングを開催しているため、まずは最寄りのミーティング会場に行ってみよう勧めた。
※HPで、全国のミーティング開催予定が確認できます。

参考

依存症者本人が服役中や仮釈放中の場合は、保護観察所が開催する家族会・引受人会に参加できることもあります。詳細は、保護観察所や担当保護司にお尋ねください。



活用できる機関・団体や制度

A 都立(総合)精神保健福祉センター 事例3(P.34)参照

主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・依存症家族教室 ・依存症回復支援プログラム
--------	---

B 薬物依存症の治療に対応可能な医療機関

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院

概要	病院と研究所が一体となり、薬物依存症の実態解明や治療法の開発を行っており、その成果を生かして薬物依存症に悩む方の治療を行っています。当院の薬物依存症センターでは、「安心して正直になれる治療環境」を作るべく守秘義務を最優先し、ご本人のニーズに応じた治療を提供することを心がけています。当院は、薬物依存症に関する厚生労働省依存症対策全国センターであり、同時に、東京都の薬物依存症治療拠点機関でもあります。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物問題でお悩みの方、薬物に対する欲求が強くてつらい方 ・薬物使用による精神障害の治療を希望される方 ・薬物問題とともに、合併する精神疾患の治療を希望される方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存症外来における精神科医による個別診療 ・認知行動療法の手法を活用した薬物依存症集団療法(SMARPP) ・薬物依存症に対する個人認知行動療法 ・薬物依存症に対する集団作業療法(リアル生活プログラム) ・短期入院治療プログラム(FARPP) ・女性のための依存症回復支援プログラム
連絡先等	<p>〒187-8551 小平市小川東町4-1-1 メール: yakubutsuizon@ncnp.go.jp ☎042-346-1954 [予約受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～15:00 ※初診の申込みはEメールもしくは電話にてお願いします。具体的な申込み方法は、ホームページでご確認ください。</p>
URL	https://www.ncnp.go.jp/hospital/patient/special/drug-addiction.html (「国立 薬物依存症外来」で検索)

昭和医科大学烏山病院

概要	当院のアディクション専門外来では、アルコールに限らず薬物・ギャンブル等も含めたアディクション全般を対象とした治療に取り組んでおり、依存症を専門とする医師が診察を行います。
対象	アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム・万引きなどを含めたアディクション全般
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アディクション外来プログラム ・外来患者対象のSMARRP(毎週月曜日) ・自助グループへの紹介・連携 ・解毒(薬物を物理的に使わない時間を作るための)入院 ・入院患者対象にアディクション治療プログラム(週1回) ・行動嗜癖専門外来プログラム(第2・第4金曜日)
連絡先等	<p>〒157-8577 世田谷区北烏山6-11-11 ☎03-3300-5329(総合サポートセンター) [受付時間]月～金 8:30～17:00 ※日曜・祝日・本学創立記念日(11/15)・年末年始は休診となります。 初診日(アディクション専門医):毎週金曜 9:00～11:00 予約の必要はありません。火曜日も予約制で対応可能であるためお問い合わせください。 再診日:毎週火曜(予約制、診療の際に次回の予約をお取りします。)</p>
URL	https://www.showa-u.ac.jp/SUHK/patient/outpatient/special/addiction.html (「烏山病院 薬物治療」で検索)

地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立松沢病院

概要	薬物等の使用による障害をお持ちの方に対して専門的な医療を提供するため、専門病棟、専門デイケアを有し、急性期症状の対応から依存症の回復・社会復帰まで、切れ目なく支援できる体制で治療を行っています。
対象	薬物・アルコール等の使用による障害をお持ちの方
主な支援内容	・専門病棟(薬物・アルコール依存症治療病棟) ・依存症デイケア
連絡先等	〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-1 予約電話番号: ☎03-3303-8379 [受付時間]月～金 8:30～17:15、土 8:30～12:45 ※精神科外来を予約した上で受診してください。
URL	https://www.tmhp.jp/matsuzawa/alchole/ (「東京都立松沢病院 依存症」で検索)
備考	上記以外は、東京都立松沢病院(代表 ☎03-3303-7211)までご相談ください。 [受付時間]月～金 9:00～17:00

※これらのほか、市内には複数の医療機関があります。

③ 保健所・保健センター 事例3(P.34)参照

④ ダルク(DARC)

概要	ダルク(DARC)とは、ドラッグ(DRUG=薬物)のD、アディクション(ADDICTION=嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(REHABILITATION=回復)のR、センター(CENTER=施設、建物)のCを組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのミーティング中心のプログラムを行っています。
対象	・薬物・アルコールをやめられなくて困っている方 ・家族、パートナー、友人、支援者の方からの相談にも応じます。

特定非営利活動法人 東京ダルク

主な支援内容	・入所(ダルクホーム)仲間同士が共同生活をしながら生活リズムを整える ・通所(ダルク・セカンドチャンス)プログラムを通じて思いを分かち合い回復を目指す
連絡先等	〒110-0003 台東区根岸5-8-16-2F ☎03-3875-8808 [受付時間]月～土 9:30～17:00 メールフォームでのお問合せ(https://tokyo-darc.org/inquiry)
URL	https://tokyo-darc.org/ (「東京ダルク」で検索)

特定非営利活動法人 上野ダルク

主な支援内容	・入所(福祉ホーム、ナイトケアハウス) ・通所(アパクリニックデイケア)
連絡先等	〒110-0015 台東区東上野6-21-2 ☎03-5819-3877 [受付時間]月～金 10:00～17:00
URL	http://darc-ic.com/ (「上野ダルク」で検索)

特定非営利活動法人 八王子ダルク

主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(八王子ダルクホーム)仲間同士が共同生活をしながら生活リズムを整える(入所型生活支援・金銭管理・健康管理・就労支援など) ・通所(オネスティ(生活訓練施設)様々なプログラムを通じて依存症からの回復を目指す(グループミーティング・個別相談・外部講師・スポーツなど) ・家族相談(スマイル)薬物依存症のご家族のための心理教育プログラム・個別相談
連絡先等	〒192-0073 八王子市寺町43-9 中銀八王子マンション 101 ☎042-686-3988 [受付時間]月～土・祝日 9:30～17:00
URL	https://8oji-darc.org/ (「八王子ダルク」で検索)

特定非営利活動法人 ダルク女性ハウス

対象	依存症からの回復を望む女性
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入所(女性専用の入所施設(障害者福祉ホーム)) ・通所(フリッカ・ビーウーマン[生活訓練・就労継続支援B型施設]) ・生活上のさまざまな困り事について支援を行っております。どうぞお気軽にご相談ください。
連絡先等	〒114-0014 北区田端6-3-18 ビラカミムラA301 ☎03-3822-7658 [受付時間]月～金 10:00～15:30
URL	(「フリッカ・ビーウーマン」で検索)

※これらのほか、都内では複数のダルクが活動しています。

⑤ マック(MAC)

概要	マックは、全国に12団体17施設あるアルコール依存をはじめとする依存症の方の回復支援を行う民間団体です。全国マック協議会に所属し、マックグループの「理念」や「行動倫理に関する基準」に沿って運営されます。以下は、都内でアルコール依存症のほか薬物依存など多様な依存症の方を受け入れている特定非営利活動法人ジャパンマックについての記載です。
----	---

特定非営利活動法人 ジャパンマック

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール、薬物、ギャンブル、性的嗜癖、ゲーム、窃盗など、何らかの物質や行為がやめようと思ってもやめられなくなって依存症の状態にある方。 ・ご家族や支援者の方からの相談にも応じます。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通所サービス(マックミーティング、個別相談、リカバリー・ダイナミクス®プログラム、性嗜癖問題回復プログラム(REPSAM)、ギャンブル依存症回復プログラム、保釈期間中プログラム、法律相談等) ・宿泊サービス(東京都福祉ホーム、東京都福祉保健財団レジデンス事業、障害福祉サービス(共同生活援助)、東京保護観察所登録自立準備ホーム、自主運営ハウス。すべて個室。)
連絡先等	〒114-0023 北区滝野川5-40-13 ☎03-3916-7878 [受付時間]月～金 9:00～17:00
URL	https://www.japanmac.or.jp/ (「ジャパンマック」で検索)

F NA(ナルコティクス アノニマス)

概要	薬物使用等による問題を抱えた当事者同士が、匿名で定期ミーティングを行うことによって依存症からの回復を目指す非営利団体です。「年齢、国籍、性的アイデンティティ、主義、信仰の有無にかかわらず、いかなる人でも私たちの仲間に加わることができる」という方針の下、世界139か国のさまざまな地域でミーティングが開催されています。
対象	薬物乱用を止めたいと考えている方
主な支援内容	さまざまな薬物乱用の問題を抱えた方々のために開発・発展された伝統的な12ステップモデルを使用したプログラムの提供
連絡先等	NAでは、電話やメールでの相談業務を行っておりません。薬物の問題でお困りの方は、まずは最寄りのミーティング会場にお越しください(ミーティング会場はホームページでお調べいただけます。)
URL	https://najapan.org/ (「ナルコティクス」で検索)

G ナラノン(Nar-Anon)

概要	ナラノン ファミリー グループ ジャパンは、身近な人の薬物(覚せい剤・シンナー・処方薬・市販薬など)の問題で、自分の生活と生き方に影響を受けている人たちのための自助グループです。薬物の問題で苦しんでいる家族や友人たちの手助けをし、その人たちを同じ問題を抱えた仲間として、理解し、勇気づけ、暖かく迎え、そして安らぎを与えていくことを目的としています。
対象	薬物依存の問題を抱える方のご家族や友人等
主な支援内容	「ナラノン12のステップ」に基づいて、私達はミーティングで経験・力・そして希望を分かち合うことにより助け合います。(ミーティングは匿名で行われます。)
連絡先等	ナラノンでは電話相談には対応しておりません。まずはお近くのミーティング会場にお越しください。最新のミーティング会場の場所はホームページでお調べいただくか、ナラノンNSOにお問合せ下さい。(ナラノンNSO ☎03-5951-3571 月、水、金11:00~15:00 但し祝祭日休み。)
URL	http://nar-anon.jp/ (「ナラノン」で検索)

保護司からAさんへ

Aさんへ

保護観察が解除になってから半年後、

「こんにちは。お久しぶりです。今日、少しお時間空いていますか？」

とAさんからラインが届いて、私の好物を持って、顔を見せに来てくれましたね。運転免許を取得して、介護の資格も取り、仕事に就いて、遠くて初めての一人暮らしもして、大きな環境の変化があったと思います。頑張っているなと思ったし、会いに来てくれて涙が出るほど嬉しかったです。

年明けには、20歳の晴れ姿の写真を送ってくれましたね。母親と一緒に撮った写真を見て、とても成長を感じました。

5月には、私の誕生日を覚えていてくれて、プレゼントを持ってきてくれてびっくりしたよ。とても感激しました。

そして大きな変化が起きましたね。赤ちゃんのエコー写真を送ってくれて、いろいろ悩みながらも「春にはお母さんになります」と報告してくれました。これまでたくさんの困難を乗り越えてきて、一回りも二回りも大きく成長したAさん。私のこと、東京のおじいちゃんだと思って頼っていいからね。

春になり、「さっき生まれました。3800gとすごく大きくて滅茶痛かったです」と、可愛い赤ちゃんの画像と大変だった出産の報告をもらいました。出産おめでとう！

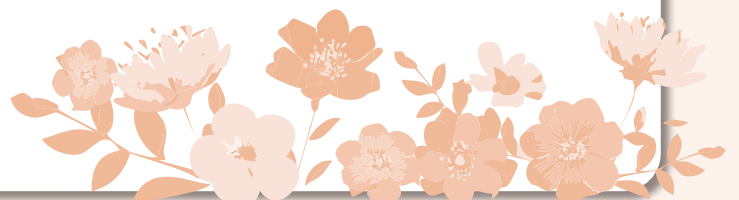
嬉しいことばかりではなかったですね。出産からあまり日を置かず、唯一の理解者だった、東北のおじいちゃんが亡くなられて悲しく、本当にショックを受けたと思います。おじいちゃんとお別れをするために、赤ちゃんをお預かりした日は、とんぼ返りで夜、東京に戻ってきて、我が家でご飯を食べましたね。

実子にも同じ時期に3人目が生まれ、同じ年の孫が2人できた気持ちで、成長が楽しみです。これから育児で、赤ちゃんの体調が悪くなったり、熱が出たりと心配な時や、うまくいくことばかりじゃないと思いますが、今のAさんならきっと乗り越えていけると思います。

そんな時はいつでも東京のおじいちゃんだと思って家に来てください。我が家には、赤ちゃんのおもちゃもたくさんあるので、Aさんのお子さんに遊んでもらえると嬉しいです。

Aさんと赤ちゃんは、家族の一員だと思っています。実子同様に私の生きがいです！いつまでも応援していますよ。

[都内保護司]



Aさんから保護司さんへ



保護司さんへ

先生こんにちは。

保護観察中は、いつも優しく、温かく見守ってくださり、ありがとうございました。

4年前の保護観察中に、介護職員の資格を取り、介護の仕事で東京を離れることになりました。それと同時に保護観察も終わり、初めての一人暮らしが始まりました。

翌年、久しぶりに東京に戻る機会がありました。お世話になった先生に会いたくて、先生が好きだと言っていた手土産を持って伺うと、とても喜んでくださいました。

令和5年には、二十歳の成人式を迎えました。母と並んで撮った写真を新年のあいさつと一緒に先生に送りました。先生は「お母さんに感謝を伝えよう」と言ってくださり、心が温かくなりました。少しずつでも親孝行をしていきたいなと改めて感じました。

昨年、妊娠がわかったときに先生に報告すると、まるで自分の娘のこのように喜んでくださいました。

令和7年の春、無事に赤ちゃんが生まれた時にも、「出産おめでとう。孫が増えたようだ。落ち着いたら顔を見に行くよ」と声をかけていただき、本当にうれしかったです。

初めての子育ては、想像以上に大変で思い通りにいかないこともたくさんあります。泣き止まない夜、眠れない日々、不安になる瞬間。。。

それでも先生が「無理しないでね」、「頑張っているね」と声をかけてくださり、私のことも、子どものことも気にかけてくれていると感じる度に、安心して心が軽くなります。

サポートしてくださる存在があることは、こんなにも心強いのだと実感しています。先生と出会ってからもう7年経ちました。

今では母となり、子どもの成長に毎日驚かせられながら暮らしています。笑ったり、泣いたり、少しずつできることが増えいく姿を見ていると、私も一緒に成長させてもらっているんだなと感じます。

これから先、子育てや生活の中でまた悩んだり、壁にぶつかったりすることもあると思います。それでも大切な存在を守りながら一步一步前に進んでいきたいです。

先生に出会えたこと、見守っていただいた時間があったからこそ、今の私があると思います。

これからも母子ともにお世話になることがあると思いますが、どうぞよろしくお願ひ致します。

[Aさん]

子供の非行に悩む 保護者からの相談

事例 10

16歳の娘がドラッグストアで化粧品を万引きして店員に見つかり、警察に通報された。娘は、友人たちのおしゃれをしたかったがお金がなかったと言う。

母子家庭で経済的に余裕がなかったのは事実だが、そこまで不便をさせているとは思わなかった。今回はお店側が被害届を提出しなかったことから逮捕はされなかったが、わが子が非行をしたことにひどくショックを受けている。今後、娘とどう接していくべきか。

相談者：母親

公的な相談先

A 法務少年支援センター 【法務省】

i 本人の年齢を問わず本人・家族・学校等からの相談・助言・研修等を実施する機関

- 心理・教育等の専門的知識及び技術を有するスタッフによる面接や検査に基づく非行の原因分析を踏まえた指導方法を提案してくれる機関として紹介。また、娘の心のケアも可能と伝えた。

B 警視庁少年センター

i 20歳未満の方、家族、学校関係者等からの相談に対応する機関

- 心理専門スタッフや警察職員による本人への指導・面接に加え、母親自身も娘への対応についてのアドバイスをもらったり、悩みも相談できる機関として紹介。

参考

児童相談所(P.82参照)

i 原則18歳未満の子供に関するさまざまな相談を受け付ける専門機関

- 本人と面接相談ができるほか、心理司による相談も可能な機関として、母親に紹介した。また、メンタルフレンド等の支援ツールもあると伝えた。

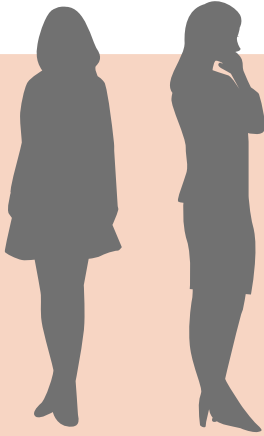
C 東京都若者総合 相談センター 若ナビα

i 若者のさまざまな悩みに対応する総合相談窓口

- 非行専門の相談員がおり、電話や面接だけでなく、LINEやメールでの相談も可能な機関として紹介。

支援の ポイント

- ✓ 子供の再非行を防ぐ
- ✓ 親子間の関係修復



相談内容

娘が万引きを繰り返さないよう
相談できる先はありませんか？

民間の相談先

D

特定非営利活動法人 非行克服支援センター

i 非行からの立ち直りを目指す子供と親の支援を行う団体

- わが子の非行を体験した親も相談員として在籍しているので、共感しながら相談に乗ってくれる団体として紹介。
- また、例会で同じ悩みを持つ他の家族と出会うことができることを伝えた。

同じ経験を持つ
相談員に話を
聴いてほしい場
合はこちらへ

E

特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会

i 非行からの立ち直りを目指す子供と親の支援を行う団体

- 本人向けの学習支援や就学・就労の相談だけでなく、保護者の相談も聞いてくれる団体として紹介。

就学・就労支援
など幅広い相談
をしたい場合は
こちらへ

※これらP.68、P.69の相談先は、保護者だけでなく、少年本人も利用することができます。



活用できる機関・団体や制度

A 法務少年支援センター【法務省】

概要	児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。	
対象	本人(年齢不問)、家族・学校関係者、さまざまな支援に携わる方	
主な支援内容	一般の方や関係機関からの依頼に応じて、能力・性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、子供や保護者に対する心理相談、事例検討会等への参加、研修・講演、法教育授業等の支援を心理学等の専門家が行っていきます。	
連絡先等	東京法務少年支援センター 「ねりま青少年心理相談室」 「サテライト相談室」	☎03-3550-8802 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～16:30 メール受付:ホームページのフォームから行ってください。 https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00036.html (「少年支援ねりま」で検索)
	東京西法務少年支援センター 「もくせいの杜心理相談室」	☎042-500-5295 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～11:30、13:00～16:30 メール受付:ホームページのフォームから行ってください。 https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei25_00001.html (「少年支援もくせい」で検索)

B 警視庁少年センター

概要	都内には、8か所の少年センターがあります。 少年・少女の非行などの問題でお悩みの方や、いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている少年・少女のために、心理専門の職員等がご相談に応じます。	
対象	20歳未満の少年・少女とその保護者等	
主な支援内容	非行に限らず、友達関係、不登校、親子間でのトラブル、いじめ、犯罪等の被害、児童虐待、インターネットや携帯電話でのトラブルなども相談できます。	
連絡先等	少年センター	・大森少年センター ☎03-3763-0012 ・世田谷少年センター ☎03-3419-0019 ・新宿少年センター ☎03-3227-8335 ・巣鴨少年センター ☎03-3918-9214 ・台東少年センター ☎03-3828-1044 ・江戸川少年センター ☎03-3651-8567 ・立川少年センター ☎042-522-6938 ・八王子少年センター ☎042-679-1082 [受付時間]月～金 8:30～17:15
	ヤング・テレホン・コーナー	☎03-3580-4970(電話相談窓口) 24時間受け付けています(平日の8:30～17:15は、心理専門の職員及び警察官等が対応。夜間及び土・日・祝日は、宿直の警察官等が対応)。
URL	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shonen/shonen.html (「少年センター」で検索)	

C 東京都若者総合相談センター 若ナビα 事例1(P.26)参照

D 特定非営利活動法人 非行克服支援センター

概要	子供の非行に悩む親たちを支えながら、子供の健全育成にかかわるさまざまな方々と共に、学習、交流、相談等の支援事業を行っています。また、非行からの立ち直りを目指す少年本人への相談・支援活動を行います。	
対象	子供の非行に悩む親や家族、及び非行からの立ち直りを目指す子供たち	
主な支援内容	電話相談	☎03-5348-7699 [受付時間]毎週火～木 14:00～19:30 ※相談料は、30分 2,500円(以後は30分ごとに2,500円ずつ加算)
	面接相談	予約電話番号:☎03-5348-6996 [受付時間]平日 13:00～ ※相談料は、1時間 5,000円(以後は30分ごとに2,500円ずつ加算)
URL	http://hikoukokuhuku.web.fc2.com/index.html (「非行克服」で検索)	

E 特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会

概要	非行少年、親からの相談に対応しています。逮捕された少年に対しては、鑑別所での面会・親との面接・弁護士との打ち合わせ等、保護観察の間は就学就労相談・学習支援等を通して、少年の立ち直りに寄り添い続けます。	
対象	非行から立ち直ろうとしている少年並びにその保護者	
主な支援内容	<p>非行少年の立ち直り支援事業(少年・親・弁護士等からの相談に、ソーシャルワーカーが対応します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行の期間:具体的な対応について検討・実施 ・審判までの期間:少年鑑別所への面会、親との面接、弁護士との打合せ、意見書の作成、審判への出席等 ・保護観察の期間:少年との面接、親との面接、就労・就学相談と同行支援、学習支援、医療に繋げる ・試験観察の期間:家庭裁判所の調査官と打ち合わせの上、少年との面接、親との面接、医療に繋げる ・少年院の期間:面会・手紙のやりとり、親との面接、退院後の居住先・就学・就労相談 	
連絡先等	<p>予約電話番号:☎03-5727-2133 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 11:00～17:00 お問合せ・相談フォーム https://www.jcsw.jp/contact/ ※面接相談料は、1時間 4,400円(以後は30分ごとに2,200円ずつ加算) ※電話相談料は、30分 2,200円(以後は30分ごとに2,200円ずつ加算) ※審判・試験観察・保護観察等支援の料金は、ホームページをご確認ください(応相談)。</p>	
URL	https://www.jcsw.jp/index.html (「子どもソーシャル」で検索)	

就労

心身の不調

少年本人の悩み

就学

障害

生活困窮

薬物

保護者の悩み

加齢

DV・虐待

暴力団

断らない入居支援、 ハウジングファーストの取り組み

(株) ふるさと代表取締役
(保護司) 秋山 雅彦

弊社は、浅草北部「山谷」を起点に、生活困窮者への支援活動を展開する「NPO 法人ふるさとの会」の不動産部門を分社化し、居住支援法人の指定を受け、路上生活からの脱却、社会的入院からの地域移行、刑事施設からの社会復帰支援など「住まい提供」に取り組んできました。

年間相談 166 件。入居につながった方は 78 件（生活保護受給者 26 件、高齢者 35 件、障害者 8 件、更生保護対象者 5 件、子育て世帯 4 件）が現状の実績となっております。



@「住所不定無職」

この言葉が当てはまる人のイメージは、罪を犯した人やホームレス状態の方などがすぐに思い浮かびます。事件報道では容疑者を表現するネガティブな印象の代名詞となっている感もあります。

@「ハウジングファースト」

住所不定無職について視点を転換して考えると、安定した住居や仕事、そして何らかのつながりやサポートがあれば犯罪被害や貧困を軽減することができるのではないのでしょうか。

そのような観点から「住まいは権利である」「まず、住まいを（ハウジングファースト）」の理念、例えばホームレス状態にある人は路上からすぐさまアパートに入居することができる居住支援が求められています。

しかし現状の社会的制約によって、その属性や目的別に収容あるいはケアをする施設を経て、「住むための準備が整った上で、住まいを提供する」というシステムが採用されています。

@「居住支援法人と社会的不動産の役割」

弊社は罪を犯した人をはじめ住まい確保に困難を抱える方に対して、基本的に「断わらない」入居支援、その後の見守りやサポートを行っていきたいと考えています。

そこで忘れがちなのが家主さんの存在です。居住支援を考えるうえで重要なプレイヤーでもある家主さんの不安を解消しなければ、住宅確保要配慮者が入居可能な住まいを増やすことはできません。

そのため弊社は「家主に寄り添う社会的不動産」をコンセプトに、賃貸経営に関する不安、例えば家賃滞納、ゴミ屋敷化、騒音の苦情や近隣トラブル対応などを家主さんに代わり、管理会社かつ居住支援法人として入居者に関わる社会資源の方々と連携のネットワークを作っています。

これらの実績から、56もの個人・事業法人の家主さんより物件管理を任せていただいております。(令和6年10月現在、81棟326戸)



before



after

@「空き家対策」と居住サポート住宅の供給

今後は、老朽アパートや空き家予備軍の戸建住宅などを再開発(リノベーション・リフォーム)して、アフォーダブル住宅の供給や、令和7年度に施行される「居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)」認定にもつなげていきたいと考えています。

自然災害も激甚化しており、生活基盤でもある「居住」の脆弱性が顕著となってきています。既存の建物を再利用した「住まい提供」にも挑戦していきたいと思えます。

加齢等を背景にした 困りごとについての相談

事例 11

76歳になる兄は、3年前に度重なる万引き行為で逮捕されて、保護観察付執行猶予判決を受け、私の家の近くで一人暮らしをしている。

加齢に伴う種々の機能も低下しているように感じられ、近隣住民から「自宅の周りにゴミを放置している」との心配の相談がある。高齢の兄の今後が心配だが、私自身も高齢で支援も段々難しくなってきているので、誰か兄の支援を手伝ってこないだろうか。

相談者：妹

A

民生委員・児童委員

i 地域住民の生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などを行うボランティア

- 妹に地域の民生委員・児童委員に相談することを勧めると、さっそく相談し、**B** 地域包括支援センターと **C** 社会福祉協議会を紹介してもらったとのこと。

C

区市町村社会福祉協議会

i 住民主体の理念に基づき、住民、公私のさまざまな関係者とのネットワークにより地域福祉を推進する民間組織

- 地域福祉コーディネーターが妹と一緒に兄の自宅を訪問し、兄本人の困りごとや近隣への思いを聴き取ってくれた。
- 後日、兄本人の了解のもと、地域福祉コーディネーターから近隣住民に状況を説明。近隣住民も理解を示し、以後、ゴミの収集日には兄に声をかけてくれるようになったとのこと。
- さらに地域福祉コーディネーターから、孤立しがちな兄が地域とのつながりを深められるよう、地域のサロンを紹介してもらったところ、最初は参加にためらいがちであったが、地域福祉コーディネーターが同行してくれたおかげで、何度か顔を出すことができてきている様子。
- また、安心して福祉サービスを利用するため、地域福祉権利擁護事業の契約を結ぶことになった。生活支援員が毎月一回訪問して、利用料の支払いや生活費のやりくりについて相談にのってくれているとのこと。今後、必要に応じて、成年後見制度を活用することについてもサポートしてもらおう予定。

支援の ポイント

- ✓ 介護保険制度等の適切な制度の活用
- ✓ 地域での見守り体制の構築



相談内容

兄が地域で安心して暮らし続けるにはどのような支援を受けたいですか？

B 地域包括支援センター

i 介護・医療・保健・福祉の側面から高齢者を支える総合相談窓口

- 家族からの相談も可能ということで、妹が兄の居住地の地域包括支援センターに相談。相談を受けて、妹とセンターの相談員が兄の自宅を訪問したところ、ゴミがたまっていたり家事が滞っている状況だった。
- センターの相談員より、介護保険サービスを利用する提案を受け、要介護認定の申請を行った。申請の結果、「要支援」と認定され、兄に担当ケアマネジャーがつき、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、課題の分析や介護予防ケアプランの作成をしてくれ、訪問型サービスを利用できるようになった。また、同じく高齢である妹の悩みや不安の相談にもものってくれたとのこと。

本人・家族ともに安心できる地域生活へ

参考

D 弁護士会の相談窓口

弁護士会にも、高齢の困りごとに対する相談窓口があります。

- 高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」
- 成年後見センター「しんらい」
- 高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり～な」

※電話相談は無料。面談による相談の場合は費用負担が発生します。

参考

※社会福祉士会や法テラスにも、高齢の困りごとに対する相談窓口があります。

E 高齢者安心電話【東京社会福祉士会】

i 高齢者やご家族の日々の心配事、悩みごとを電話で相談できる窓口

F 法テラス(日本司法支援センター)

i 国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所



活用できる機関・団体や制度

A 民生委員・児童委員

概要	厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、一人暮らし高齢者などへの援助活動をはじめ、さまざまな相談に対応し、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、関係機関への橋渡しを行っています。また、児童や乳幼児、妊産婦等の福祉や保護等のための相談や援助を行っています。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子育て世帯、障害者、生活にお困りの方など、支援の必要な方々のさまざまな相談を受け付け ・支援の必要な方々の相談を受けて福祉事務所等の関係機関に連絡 ・支援が必要な方々の状況に応じ、見守りや声かけ、訪問などを行い、関係機関と調整しつつ、生活を支援 など
連絡先等	区市町村の民生委員・児童委員の窓口の連絡先については、ホームページでご確認ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/sodan/minnsei_jidou/itiran.html (「民生 区市町村」で検索)

B 地域包括支援センター

概要	高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送れるよう、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの職員が高齢者やその家族等を総合的に支援します。
対象	介護保険の被保険者及びその家族等
主な支援内容	<p>地域の高齢者を支えるために、次の4つの業務を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談支援 ・権利擁護 ・包括的・継続的ケアマネジメント
連絡先等	お住まいの地域の地域包括支援センターが不明な場合は、自治体の高齢者福祉の担当課にお問い合わせください。また、ホームページでもご確認いただけます。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/chiikizukurikyotei/kyotei-jigyosha/ihen.html (「区市町村 地域包括」で検索)

C 区市町村社会福祉協議会

概要	住民を主体とした福祉活動の支援、福祉サービスの利用をはじめとする各種の相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的なネットワークを活かしながら地域の特性に応じたさまざまな活動を行い、地域福祉の推進に取り組んでいます。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者、子育て中の親子など、地域住民が気軽に集える「サロン活動」の推進・支援 ・「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」(高齢や障害等によって判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用料支払いに伴う日常的金銭管理サービス等) ※ご本人と契約を結んで支援します。契約後の支援には利用料がかかります。 ・成年後見制度の利用のサポート ・低所得・障害者・高齢者世帯への生活福祉資金の貸付 ※貸付要件、審査があります。 など
連絡先等	お住まいの地域の社会福祉協議会の連絡先等については、ホームページでご確認ください。 https://www.tcsw.tvac.or.jp/shikuchoson/shakyo.html (「区市町村 社会福祉協議会」で検索)

D 弁護士会の相談窓口

高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」 【東京弁護士会】

概要	高齢者・障害者のための法律相談であれば、どのような内容でもご利用いただけます。ご本人はもちろん、高齢者・障害者のご家族やお世話をしている方からのご相談や、福祉業務に従事している方や自治体の方からのご相談も受け付けています。
対象	高齢者・障害者
主な支援内容	・電話相談 ・面接相談 ・出張相談(高齢や健康上の理由から、弁護士会館に相談に来ることができない場合) ※電話相談のみ無料(通話料は相談者負担)。面接・出張相談の料金については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	電話相談 ☎03-3581-9110 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～11:45、13:00～15:45 ※相談時間は15分程度を目安とします。 ※電話相談を受けていただいた結果により、面接・出張相談をご案内しています。まずは、お電話でご相談ください。
URL	https://www.horitsu-sodan.jp/soudan/oasis.html (「オアシス 東弁」で検索)

成年後見センター「しんらい」 【第一東京弁護士会】

概要	高齢者や障害者、あるいはそのご家族が抱える問題についての法律相談を行っています。財産管理や遺言の作成、成年後見、保佐、補助、任意後見等の申立、これらの候補者となる弁護士のご紹介は勿論、老後や遺言に関する講演の講師派遣もいたします。
対象	高齢者・障害者
主な支援内容	・電話相談 ・面接相談 ・出張相談(高齢や健康上の理由から、弁護士会館に相談に来ることができない場合) ※電話相談のみ無料(通話料は相談者負担)。面接・出張相談の料金については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	電話相談 ☎03-3581-9110 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～11:45、13:00～15:45 ※相談料金:無料(15分程度)
	面接相談 予約受付番号: ☎03-3595-8575 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
URL	https://www.ichiben.or.jp/bengoshi/soudan/koureisya.html (「しんらい 一弁」で検索)

高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり～な」 【第二東京弁護士会】

概要	第二東京弁護士会の「ゆとり～な」は高齢者や障害者を総合的に支援する専門のセンターです。高齢者や障害者のための法律相談であれば、どのような内容でもご利用いただけます。ご本人からだけでなく、ご本人のサポートをしている方、福祉業務に従事している方からのご相談も受け付けています。
対象	高齢者・障害者
主な支援内容	後見申立や後見人候補者のご紹介等の成年後見制度に関するご相談、ホームロイヤル契約(見守り・財産管理契約)や任意後見契約に関するご相談などについて、無料電話相談、面談相談、出張相談を実施しています。
連絡先等	電話相談 ☎03-3581-9110 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～11:45、13:00～15:45 ※相談料金:無料(15分程度)
	面接相談・出張相談 予約受付番号: ☎03-3581-2250 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～16:30
URL	https://niben.jp/service/soudan/kojin/management/ (「ゆとり～な 二弁」で検索)

E 高齢者安心電話【東京社会福祉士会】

概要	高齢者やご家族の心配事、悩みごとに対して、情報提供を主として電話による相談サービスを実施しています。高齢者福祉制度に関することから、家族の介護に関すること、生きがいや人間関係のことなど、多岐にわたるご相談に対応しています。
対象	高齢者やそのご家族
主な支援内容	電話相談
連絡先等	☎03-5944-8640 [受付時間] 19:30~22:00
URL	http://www.tokyo-csw.org/content/03chiiki/03anshindenwa.html （「高齢者安心電話」で検索）

F 法テラス(日本司法支援センター)

概要	総合法律支援法に基づき設立された公的法人で、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。
主な支援内容	① 借金、消費者被害、夫婦・男女トラブル、労働問題等、法的トラブルの解決に役立つ情報、相談機関等の案内（どなたでもご利用いただけます。） ② 認知機能が十分ではないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができない高齢者や障害者に対する法律相談（福祉機関の職員等から法テラスに連絡いただけます。） ③ DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方や、受けるおそれがある方に対する法律相談 ④ 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときの無料法律相談（予約制・資力基準あり）、弁護士・司法書士費用等の立替え まずは下記連絡先にお問い合わせください。
連絡先等	①②④法テラス・サポートダイヤル☎0570-078374（おなやみなし）（IP電話からは☎03-6745-5600） ③犯罪被害者支援ダイヤル☎0120-079714（なくことないよ）（IP電話からは☎03-6745-5601） 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00（祝日・年末年始を除く）
URL	https://www.houterasu.or.jp

topic 弁護士による社会復帰支援

よりそい弁護士制度

①第一東京弁護士会

概要	令和7年1月から、罪に問われた人の社会復帰を支援する弁護士を援助する「寄り添い弁護士制度」が開始されました。罪に問われた人が抱える社会復帰をする上での困難や困りごとについて相談・支援に応じています。具体的には、罪に問われた人の帰住地の選択などについて支援団体に取り次いだり、社会福祉士など協力して依存症や精神障害などの治療を目的とする施設に取り次いだり、生活保護受給申請や障害者手帳の取得など日常生活上の不都合の解消を弁護士が支援することなど、更生を希望する人々と一緒に社会復帰を目指す弁護士を支援します。
対象	東京都内の刑事施設または少年院に収容されている方又は収容されていた方など
連絡先等	第一東京弁護士会 刑事弁護委員会寄り添い弁護士制度PT ☎03-3595-8585
URL	https://www.ichiben.or.jp/

②第二東京弁護士会

概要	令和4年10月から、罪に問われた人の社会復帰を弁護士が支援する第二東京弁護士会の制度が始まりました。社会復帰で困難を抱える人たちからさまざまな相談が寄せられています。就労や帰住地、生活保護受給申請や障害者手帳の取得、依存症の治療など、罪に問われた人が社会復帰をするうえで直面するさまざまな困難について、弁護士が相談に乗り、一緒に解決を目指します。
対象	刑の執行により東京都内の刑事施設に収容されている方又は収容されていた方 東京都内の少年院に収容されている方又は収容されていた方など
連絡先等	専用書式にてお申込みください。 お問合せ：第二東京弁護士会 刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会 ☎03-3581-2257
URL	https://niben.jp/right/keiji/yorisoi.html

刑事司法領域における福祉的支援のひろがり 福祉専門職の再犯防止に向けての活動

公益社団法人東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長
一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく 代表理事 小林良子

司法領域における福祉的支援の必要性が注目されるようになったきっかけは、平成15年に出版された山本譲司さんの「獄窓記」でした。この「獄窓記」によって、矯正施設(刑務所等)には、高齢や障害などで福祉的支援の必要な人々がたくさんいることが分かりました。その後、矯正施設や更生保護施設などに社会福祉士等が配置され、さらに矯正施設出所時に福祉に繋ぐ支援を行う地域生活定着支援センター(地域生活定着促進事業)ができるなど、司法領域で福祉的支援が行われるようになりました。

当初は矯正施設からの出所時支援が中心でしたが、平成25年からは、弁護士会と社会福祉士会・精神保健福祉士協会が連携し、裁判前に、福祉につなぐ計画(更生支援計画)を立てる、刑事司法ソーシャルワーク活動が開始されました。刑事司法ソーシャルワーカーは、弁護士会から依頼を受けて、福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を行います。警察や拘置所でご本人と接見し、なぜ罪を犯したのか、アクリル板越しにアセスメントを行い、関係者にも話を聞き、ご本人の生きづらさを理解し、どうしたら再犯をしない生活を送ることができるようになるか、ご本人と相談しながら「更生支援計画書」を作成します。

こうした被疑者段階での支援が必要と認められるようになり、令和3年からは、厚生労働省の地域生活定着促進事業でも、「被疑者等支援業務」が始まりました。

さまざまな理由で社会での生きづらさ感じている人はたくさんいます。仕事がなかった、住む所がなかったという理由で再犯をする人が多かったことから、就労や居住の支援が始まりましたが、なぜ仕事をしていなかったか、なぜ住むところがなかったかの問題があります。福祉的支援が必要と思われる方々は、仕事があればいいだけではありません。家族関係やその他の様々課題を抱えています。

刑事司法ソーシャルワークでは、アセスメントとご本人の希望を元に、裁判後の生活づくりの支援を行います。国選弁護士は裁判終了と同時に任務が終了しますが、刑事司法ソーシャルワーカーは更生支援計画書に沿ってご本人の社会復帰支援を始めます。執行猶予であれば、裁判終了後に福祉事務所や病院等へ同行します。支援は一日で終わらず数日かけて行われることもあります。その後、状況を確認し、生活が落ち着くまで、ご本人を支えます。司法や福祉の関係機関との連携も大切です。実刑になり矯正施設に行く場合は、手紙のやりとりを行い、数年後の出所時に支援開始となることもあります。

社会福祉士は福祉のいろいろな現場にいます。社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、福祉事務所等々福祉の現場等です。昨今は、刑事司法について勉強をしている社会福祉士も増えてきています。さらに、東京社会福祉士会では「立ち直りを支える地域支援ネットワーク作り」事業を、都内各地区で少しずつ始めました。生きづらさが犯罪につながることにならないように、地域でのさまざまな取組みを考えています。

東京社会福祉士会の取組みに関しては03-5944-8466にお問合せください。



事例 12

21歳になる姪は、家庭裁判所で保護観察処分を受け、保護観察中。姪は、18歳の頃から交際していた男性との間に子供を妊娠したため、結婚。姪の夫（現在23歳）は保護観察付執行猶予判決を受け、同じく保護観察中。姪の夫が、姪やその子供（現在2歳半）に手をあげたり怒鳴ったりするため、近所から心配だとたびたび相談がある。姪も子供を守るすべがない様子。姪や子供のためには、どうするのが一番いいのか分からない。

相談者：叔母

A 東京ウィメンズプラザ

i 女性のための悩み相談や普及・啓発、交流事業などを行う活動拠点
東京都配偶者暴力相談支援センターとしての機能もある

- 叔母が電話で相談したところ、姪本人や子供へのDVの影響や、暴力はエスカレートする可能性があるため危険であるとの説明を受けた。それを聞いた本人が弁護士による法律相談の予約をしたとのこと。
- 後日、本人が女性の弁護士による面接相談を受けた。弁護士からは、離婚の手続きやひとり親になった際の手当等の支援について助言を受けたほか、相談員からは子供への虐待については、**B** 子供家庭支援センターに相談してみるよう勧められたとのこと。
- その後しばらく妻子に対して優しい時期が続き、本人も離婚に対し躊躇し始めたとのこと。

子供への虐待について相談したい

一転して夫から本人に対して激しい暴力があり、子供とともに夫の暴力から緊急避難したい。

相談先（平日：福祉事務所 夜間休日：警察経由）

参考

E 子供食堂

i ボランティアが無料もしくは低額であたたかい食事を提供する食堂

食事を作ることがどうしてもできないときなどに子供や保護者が気軽に立ち寄り、利用できます。

F みんなの人権110番【法務局・地方法務局】

i 差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題に関する電話相談窓口

G 法テラス（日本司法支援センター）

i DVやストーカー、児童虐待に関する法的な問題の相談窓口

参考

H 母子生活支援施設

i 18歳未満の子供を養育している母子家庭等の女性が子供と一緒に利用できる施設
利用に当たっては、お住まいの地域にある福祉事務所(P.96参照)、または区・市役所内の母子生活支援施設担当までお問い合わせください。

支援の ポイント

- ✓ 配偶者と離れて暮らすための措置の検討
- ✓ 安心できる居場所の確保



相談内容

姪・子供を
DV や児童虐待から守るには
どうしたらいいですか？

B 子供家庭支援センター

i 18歳未満の子供や子育て家庭の相談受付や援助、地域の子育てに関する情報提供を実施する機関

- 叔母と本人とで、子供や子育て家庭に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口である同センターに相談に行ってきたとのこと。
- 同センターでは相談員が、虐待の頻度や程度だけでなく、日頃の家庭環境や経済状況など、親身になって話を聞いてくれた。子供への直接的な暴力だけでなく、DVは子供にとって心理的虐待にも当たることを教えてもらった。
- 今後、家庭訪問に来て、夫とも話をし、アドバイスをしてくれることになった。また、さまざまな子育て支援サービスも紹介してもらえたので、今度利用してみるようになった。
- 緊急の場合には、ためらわずに警察に電話することや、今後、夫の子供に対する暴力が悪化した場合など、必要に応じて、児童相談所が子供の一時保護などをしてくれると教えてもらった。

D 東京都女性相談支援センター

i 支援が必要な女性の相談受付窓口。DVで悩んでいる人のための東京都配偶者暴力相談支援センターとしての機能もある

- 「普段は優しいが暴力をふるう」という状態がDVの典型であり、そこから逃れるためには夫から距離を置かないことを説明され、本人は離婚を決意した様子。
- 貯金もなく、賃貸住宅を借りる経済的余裕もないため、一時的に、叔母の許に身を寄せながら自立の道を探ることとなった。

C 児童相談所

i 原則18歳未満の子供に関するあらゆる相談に対応する専門機関

- 相談者の立場や心配を受け止めながら話を傾聴してくれ、虐待の状況の中に置かれている当事者として受け止め、ともに家族の問題を考える姿勢で向かい合ってくれた。
- 相談者が児童相談所に何を求めているのかを考慮し、児童相談所における一時保護などの支援について説明してもらった。

子供が安心して過ごせる
居場所の確保


安心して子供と過ごせる
居場所の確保

ひとり親のための経済的な自立に向けた支援などはこちらへ ⇒P.84



活用できる機関・団体や制度

A 東京ウィメンズプラザ

概要	豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点です。	
主な支援内容	女性からのさまざまな相談・男性のための悩み相談に応じています。同時に、配偶者からの暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス＝DV」)で悩んでいる方のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。	
連絡先等	<p>〒150-0001 渋谷区神宮前5-53-67</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ☎03-5467-2455 ・DV専用ダイヤル ☎03-5467-1721 <p>[受付時間] 毎日(年末年始を除く) 9:00～21:00</p> <p>※外国語対応可能(英・中・韓・タイ・タガログ) 火・木・金 13:00～16:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性のための悩み相談 ☎03-3400-5313 <p>[受付時間] 毎週月・水・木(祝日・年末年始を除く) 16:00～20:00</p> <p>毎週土(祝日・年末年始を除く) 13:00～17:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害に関するLINE相談「ささえるライン@東京」 <p>[受付時間] 毎日(年末年始を除く) 14:00～20:00</p>	 ささえるライン@東京
URL	https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/ (「ウィメンズプラザ」で検索)	
備考	電話相談の他に、女性弁護士による法律相談、女性精神科医師による面接相談を行っています(要予約)。	

B 子供家庭支援センター


概要	子供自身や子育て家庭に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口です。各区市町村に設置され、地域の関係機関と連携をとりつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。	
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供家庭総合ケースマネジメント事業(総合相談、在宅サービスの提供・調整、児童虐待相談等の連絡・調整) ・地域組織化(子育てサークル、ボランティアの育成等) ・養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業(育児支援ヘルパー派遣等) ・在宅サービス基盤整備事業(子供家庭在宅サービス事業の担い手となる養育家庭の普及等の活動) 	
連絡先等	都内の61区市町村に設置されています(P.98参照)。	
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/center.html (「子供家庭支援センター 東京都」で検索)	

C 児童相談所

概要	児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子供に関する相談について、ご本人・ご家族・学校の先生・地域の方々等の相談に応じるなどしています。	
対象	原則18歳未満の子供に関する相談であれば、ご本人・ご家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。	
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のさまざまな問題についての相談 ・児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・指導 ・緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護 ・児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置 	

連絡先等	児童相談所は、都内に22か所あり(P.99参照)、住所地を担当する児童相談所で相談を受けています。各児童相談所の受付時間帯等はホームページでご確認ください。 ※受付時間帯以外の時間帯については、児童相談所全国共通ダイヤル189で対応しています。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/ (「児童相談所 東京」で検索)

D 東京都女性相談支援センター

概要	緊急の保護や自立のために支援が必要な女性の相談を受けています。	
対象	緊急の保護や自立のために支援が必要な女性	
主な支援内容	女性からのさまざまな相談に応じています。同時に、配偶者等からの暴力(いわゆる「ドメスティック・バイオレンス＝DV)で悩んでいる方のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。	
連絡先等	電話相談	23区居住の方 ・☎03-5261-3110 月曜日から金曜日の午前9時から午後9時まで 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の午前9時から午後5時まで 多摩・島しょ地区居住の方(多摩支所) ・☎042-522-4232 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く ※多摩支所の電話相談受付時間外は、03-5261-3110へおかけください。
	LINE相談	「女性は一とふるLINE@東京」 毎日 午後2時から午後8時まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。 IDを検索 「ホーム」>「友だち追加」>「検索」ID:@977srej 
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/j_soudan.html	

E 子供食堂

概要	地域の子供や保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事をとりながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組です。困難を抱える子供たちへの支援を中心に活動している食堂や、地域のさまざまな子供たちを対象とした交流拠点を設けようとしている食堂、子供たちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとする食堂など、さまざまな運営形態があります。
対象	全ての子供と保護者、地域住民など
主な支援内容	無料または低額でのあたたかい食事の提供
連絡先等	食堂によって対象、開催場所、時間、費用等が異なります。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/kodomoshokudou.html (「子供食堂推進事業 東京都」で検索)

F みんなの人権110番【法務局・地方法務局】

概要	差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。
主な支援内容	電話すると、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は法務局職員または人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します(インターネット及びSNS(LINE)でも相談を受け付けています。詳細はホームページにてご確認ください。)
連絡先等	☎0570-003-110 [受付時間]月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
URL	https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html (「法務省 人権相談」で検索)

G 法テラス(日本司法支援センター) 事例11(P.78)参照

H 母子生活支援施設

概要	夫からの暴力や経済的困窮など、さまざまな事情を抱える母子の保護や自立支援を行う施設で、母と子がともに入所できる唯一の児童福祉施設です。
対象	離婚等により生活や子供の養育が困難となった、18歳未満の子供のいる母子家庭
主な支援内容	・入所者の自立のための総合的支援(生活支援・子育て全般に関わる相談援助・就労支援など) ・DV被害者や虐待を受けた児童への支援(心のケアなど) ・退所後のアフターケアや地域支援 ・その他の個別的課題への支援、子供の学習支援など また、入所以外の支援として、緊急一時保護事業や、学童クラブ、ショートステイ・トワイライトステイなどを行う施設もあります。
連絡先等	お住まいの地域にある福祉事務所(P.96参照)、または区・市役所内の母子生活支援施設担当までお問い合わせください。
URL	https://www.tcsw.tvac.or.jp/boshi/navi/about.html (「ぼしナビ」で検索(母子生活支援施設ナビ))

topic ひとり親への支援、仕事と子育ての両立支援

ひとり親家庭に向けた総合的な相談・支援や、子育てと仕事を両立したい親の自立を応援するさまざまな支援があります。

1 東京都ひとり親家庭支援センター はあと

概要	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者に対し、生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、親子交流支援、相談支援員のための研修会、情報提供紙「はあと通信」の発行等を行っています。
対象	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者
主な支援内容	・生活相談(子供・子育てについて、日常生活について、住まい・経済的なこと、ご自身・人間関係のこと) ・養育費相談 ・離婚前後の法律相談 ・親子交流支援 ・離婚前後の親支援講座
連絡先等	〒102-0072 千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階 ☎03-6272-8720 [受付時間]火・水・木・金 9:00～20:30、月・土・日・祝日 9:00～17:30(年末年始を除く)
URL	http://www.haato.or.jp/ (「はあと」で検索)

② 東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋

概要	ひとり親家庭の就業に関する相談や職業の紹介等を行い、ひとり親家庭の自立をお手伝いしています。
対象	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者
主な支援内容	就業相談・就業支援・職業紹介を行っています。 仕事探しの相談や適職診断ツールを用いた相談、応募書類の作成支援、面接についてのアドバイスをいたします。 就業支援講習会やライフプランセミナーなどのキャリアアップ支援も行なっています。
連絡先等	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階 ☎03-3263-3451 [受付時間]9:00～17:30(年末年始を除く通年) ※火・金は20:30まで、日曜は電話相談のみ。
URL	「はあと」に同じ

③ 東京都ひとり親家庭支援センター はあと多摩

概要	生活に関する相談も仕事に関する相談もお受けいたします。また、ひとり親の方やひとり親になる前の方の交流・情報交換を行う「グループ相談会」も開催しています。
対象	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)、寡婦及びその関係者
主な支援内容	・就業相談・就業支援・職業紹介 ・生活相談 ・養育費相談 ・離婚前後の法律相談 ・親子交流支援 ・グループ相談会
連絡先等	〒190-0012 立川市曙町2-8-30 立川わかぐさビル4階 ☎042-506-1182 [受付時間]9:00～17:30(年末年始を除く通年) ※火・金は19:30まで
URL	「はあと」に同じ

④ マザーズハローワーク

概要	子育てをしながら働きたい方を応援するハローワークです。お子様連れの方だけでなく、将来、出産を考えている方や、キャリアを活かせる職場を求めている方等、幅広い層の就職サポートを行っております。
対象	子育て中の方で早期の就職(概ね3か月程度)を目指す方等
主な支援内容	専門の相談担当(就職支援ナビゲーター)が、担当者制の専任相談で仕事と家庭の両立をバックアップしていきます。ご家庭の環境や今までの仕事の経歴に応じて、相談者の実情を踏まえた就職実現プランを作成し、継続した就職支援サービスを行っていきます。
連絡先等	東京 ☎03-5728-8609 日暮里 ☎03-5850-8611 立川 ☎042-529-7465 [受付時間]平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く) ※この他、都内7か所のハローワークに「マザーズコーナー」があります。詳細はホームページにてご確認ください。
URL	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kyushokusha/kyujin_kensaku/_104816.html (「マザーズハローワーク事業 東京」で検索)

事例 13

所属していた非行グループの仲間に誘われ暴力団の一員になり、覚醒剤の取引で逮捕され服役した。刑務所で暴力団離脱指導を受講して離脱の重要性を理解し満期出所したので、組に戻ることなく普通の生活ができるよう人生をやり直したい。しかし、組から連絡があったら断れる自信がない。どこに相談すればいいか。

相談者：本人（21歳男性）

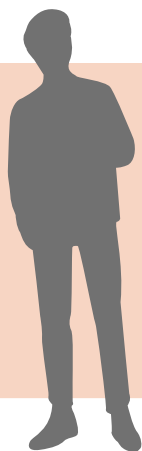
A 警視庁暴力ホットライン 【警視庁暴力団対策課】

i 暴力団に関する事で困っている人のための相談窓口

- 組から連絡が来る前に一刻も早く対策を相談したほうがいいと考え、24時間対応してくれる同窓口に本人が電話した。
- 自分や家族に対する報復、嫌がらせ等が心配だと伝えたところ、連絡が来ても対応しないように指導された。
- 刑務所で離脱指導を受けていたことから、脱会後の支援については、本人もある程度知識は得ていたものの、就労も含めた離脱支援について、警察と**B 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（暴追都民センター）**が連携してバックアップする旨を改めて教示された。

支援の ポイント

- ✓ 法律や機関の支援を受けた暴力団からの離脱
- ✓ 社会復帰のための手段の理解



相談内容

暴力団から抜けて
生活していくためには
どうしたらいいですか？

B 公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター (略称: 暴追都民センター)

i 暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済を図る団体

- 相談委員から、暴力団からの離脱や今後の就労についてさまざまなアドバイスを受け、就労については、本人の希望及び能力に加え、性格や意欲、適性など、本人が抱える問題点をも考慮した上で、就労先(暴力団離脱者就労対策協賛事業所)の紹介を受けることができた。
- 就労に際し、当座の生活資金や寄宿先などに関して差し迫った必要がある場合には、同センターの「更生援助金制度」を活用することができると助言された。
- また、所属していた暴力団との金銭トラブルなど、新たな生活に伴う法律問題などについては、同センターが委嘱している専門弁護士(都内各弁護士会の民事介入暴力対策委員会所属弁護士)に相談できることも教示された。

暴力団からの離脱を進めながら、
就労し社会復帰へ

離脱後、本人の適性や希望に合った
職業に就くためにはこちらへ
⇒P.28「仕事についての相談(成人)」



活用できる機関・団体や制度

A 警視庁暴力ホットライン【警視庁暴力団対策課】

概要	暴力団からの離脱や社会復帰、また、その他暴力団に関するトラブルで困っている方はお気軽にご相談ください。
対象	暴力団に関することで困っている方
主な支援内容	電話相談 ※相談の内容に応じ、担当窓口の紹介
連絡先等	☎03-3580-2222(24時間受付)
URL	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/madoguchi/wide/tsuiho.html （「暴力ホットライン」で検索）

B 公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター（略称：暴追都民センター）

概要	少年に対する暴力団への加入強要や暴力団からの脱退妨害など、暴力団に関する困りごと相談を受け付けています。また、相談の解決には、警視庁と暴力団追放相談委員（弁護士・センター職員）が共同で当たっています。
対象	暴力団員等に関することで困っている方
主な支援内容	・暴力団等の絡む困りごと相談 ・暴力団から離脱し、更生して就労しようとする方への援助 ・組事務所使用差止請求訴訟の提起等 ・暴力団等の不当な行為に係る被害者の救援 ほか
連絡先等	〒101-0047 千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎6階 ☎0120-893-240 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
URL	https://www.boutsui-tokyo.com/ （「暴追都民」で検索）

もう一度、家族のために ～暴力団脱会からの再出発～

私は、都内で建設会社を営んでいました。建設会社と言っても従業員はおらず、一人親方として知人から仕事を回してもらった小さな会社でした。

ある日、知人から紹介されたコンサルタント会社の顧問より仕事を請け負ったのですが、工期内に仕事を終わらせることができず、負債を抱えてしまい、顧問からこの負債分をコンサルタント会社に全額返済するか、会社の傘下に入るかの選択を迫られました。

一人親方のような小さい会社に負債を支払えるだけのお金はなく、結局はコンサルタント会社の傘下に入ることになりました。

当初、負債は顧問が「肩代わりしてやる」と話してくれていたのですが、傘下に入るも、負債が無くなることはありませんでした。

一方で顧問から「自分で仕事を取ってくるな」と私個人が仕事の契約をすることを禁止され、これまで私を信用してくれていた取引先も離れていってしまいました。

コンサルタント会社の傘下となり1カ月間、建設関係の仕事はまったく無く、食うに困っていると、顧問から「俺の仕事を手伝え」と言われ、この時初めて顧問が暴力団幹部であること、さらに「手伝い」とは顧問の運転手や組事務所の当番であることを知りました。

しかし、すでに顧問に自分の住所、電話番号や家族関係を知られており、「ここで断れば、自分だけでなく、妻や子供が危険な目に遭うかもしれない」と考えると恐ろしく、顧問の言うことに従い、仕方なく組員になるしかありませんでした。

組員となり、昼間は顧問と一緒に行動し、また自宅に戻っても組関係者から電話が架かってくるなど、正直、心が休まる暇がありませんでした。

そのうち、組をあげて振り込め詐欺に関わるようになり、その挙げ句逮捕されました。

警察署の留置場によちよち歩きの子の手を引き面会に来た妻に、「子供のために離婚しよう」と切り出したのでした。すると妻は、目に涙を浮かべて「離婚しても、立ち直ってくれると信じている。その時はまた籍を入れよう」と言ってくれ、この時私は家族のために脱会を決意したのです。

そして私は、刑務所で服役中に暴力団離脱プログラムを受け、出所後、覚悟を決めて、地元の警察署に「組織を抜きたい」と相談に行きました。

担当してくれた刑事さんは、私の話を親身になって聞いてくれ、組織から離脱するために必要な支援をもらった結果、晴れて私は暴力団を脱会することができました。

さらに、暴力団追放運動推進都民センターで、就職に向けた支援もしてもらい、そば屋の契約社員として人生の新たなスタートを切ることとなりました。

そば屋では朝から夜遅くまで洗い場や調理を担当し、慣れない仕事ながらも、店長や他の従業員から色々教わり無我夢中で働き、1カ月が過ぎたころ、働きが認められ、正社員になることができました。

今は、そば屋の従業員寮に住み、家族とは別々に暮らしていますが、いつの日か私が打ったそばを家族と一緒に食べることを夢見ながら、仕事に専念する日々を送っております。

暴力団組員になったことで、私は信頼してくれた仕事関係者だけでなく、家族をも失い、一時は後悔と懺悔の時間ばかり過ぎておりましたが、今は一人前の社会人として、また父親として戻れるよう、一步一步前を向き歩き続けています。

※警視庁担当者の聞き取りをもとに作成しています。

支援機関電話番号一覧

※第2章で紹介した支援機関等のうち、詳細を掲載できなかった機関の名称及び電話番号を掲載しています。

事例
01

仕事についての相談(少年・若年者)

地域若者サポートステーション(サポステ)

あだち 若者サポートステーション	03-6806-1401
たちかわ 若者サポートステーション	042-529-3378
むさしの地域 若者サポートステーション	0422-70-5067
しんじゅく 若者サポートステーション	03-6380-2288
せたがや 若者サポートステーション	03-5779-8222
いたばし 若者サポートステーション	03-6915-5731
多摩 若者サポートステーション	042-513-0577
多摩若者サポートステーション 八王子サテライト	042-649-3534
ねりま 若者サポートステーション	03-5848-8341
ちょうふ 若者サポートステーション	042-444-7975

事例
02

仕事についての相談(成人)

ハローワーク(公共職業安定所)

飯田橋 ※ハローワーク飯田橋U-35を含む	03-3812-8609
上野	03-5818-8609
品川	03-5419-8609
大森	03-5493-8609
渋谷	03-3476-8609
新宿(歌舞伎町庁舎)	03-3200-8609
新宿(西新宿庁舎)	03-5325-9593
池袋(池袋本庁舎)	03-3987-8609
池袋(サンシャイン庁舎)	03-5911-8609

王子	03-5390-8609
足立	03-3870-8609
墨田	03-5669-8609
木場	03-3643-8609
八王子	042-648-8609
立川	042-525-8609
青梅	0428-24-8609
三鷹	0422-47-8609
町田	042-732-8609
府中	042-336-8609

都立職業能力開発センター

中央・城北職業能力 開発センター	03-5800-2611
中央・城北職業能力 開発センターしごとセンター校	03-5211-8181
中央・城北職業能力 開発センター高年齢者校	03-3227-5951
中央・城北職業能力 開発センター板橋校	03-3966-4131
中央・城北職業能力 開発センター赤羽校	03-3909-8333
城南職業能力開発センター	03-3472-3411
城南職業能力 開発センター大田校	03-3744-1013
城東職業能力開発センター	03-3605-6140
城東職業能力 開発センター江戸川校	03-5607-3681
城東職業能力 開発センター台東分校	03-3843-5911
多摩職業能力開発センター	042-500-8700
多摩職業能力 開発センター八王子校	042-622-8201

多摩職業能力 開発センター府中校	042-367-8201
東京障害者職業能力開発校	042-341-1411

事例
03

心身の不調、孤立についての相談

保健所、保健センター

西多摩保健所	0428-22-6141
南多摩保健所	042-371-7661
多摩立川保健所	042-524-5171
多摩府中保健所	042-362-2334
多摩小平保健所	042-450-3111
島しょ保健所大島出張所	04992-2-1436
島しょ保健所 大島出張所新島支所	04992-5-1600
島しょ保健所 大島出張所神津島支所	04992-8-0880
島しょ保健所三宅出張所	04994-2-0181
島しょ保健所八丈出張所	04996-2-1291
島しょ保健所小笠原出張所	04998-2-2951
千代田区千代田保健所	03-5211-8175
中央区保健所	03-3541-5930
中央区日本橋保健センター	03-3661-3515
中央区月島保健センター	03-5560-0765
中央区晴海保健センター	03-6381-2972
港区みなと保健所	03-6400-0050
新宿区保健所	03-3209-1111
新宿区牛込保健センター	03-3260-6231
新宿区四谷保健センター	03-3351-5161
新宿区東新宿保健センター	03-3200-1026

新宿区落合保健センター	03-3952-7161
文京区文京保健所	03-5803-1223
文京区保健サービスセンター	03-5803-1805
文京区保健サービスセンター 本郷支所	03-3821-5106
台東区台東保健所	03-3847-9401
台東区浅草保健相談センター	03-3844-8171
墨田区保健所(健康推進課)	03-3622-9152
江東区城東保健相談所	03-3637-6521
江東区深川保健相談所	03-3641-1181
江東区深川南部保健相談所	03-5632-2291
江東区城東南部保健相談所	03-5606-5001
品川区保健所 (こころの健康推進担当)	03-5742-7847
品川区品川保健センター	03-3474-2000
品川区大井保健センター	03-3772-2666
品川区荏原保健センター	03-5487-1310
目黒区保健所	03-5722-9586
大田区保健所 (健康医療政策課)	03-5744-1262
大田区保健所 (感染症対策課)	03-4446-2643
大田区保健所(生活衛生課)	03-5764-0691
大田区保健所(健康づくり課)	03-5744-1661
大田区保健所 (大森地域健康課)	03-5764-0661
大田区保健所 (調布地域健康課)	03-3726-4145
大田区保健所 (蒲田地域健康課)	03-5713-1701
大田区保健所 (荏谷・羽田地域健康課)	03-3743-4161
世田谷区世田谷保健所 (健康推進課)	03-5432-2947
世田谷区世田谷総合支所保健 福祉センター(健康づくり課)	03-5432-2893

世田谷区北沢総合支所保健福祉センター(健康づくり課)	03-6804-9355
世田谷区玉川総合支所保健福祉センター(健康づくり課)	03-3702-1948
世田谷区砧総合支所保健福祉センター(健康づくり課)	03-3483-3161
世田谷区烏山総合支所保健福祉センター(健康づくり課)	03-3308-8228
渋谷区保健所	03-3463-1211
渋谷区中央保健相談所	03-3463-1211
渋谷区恵比寿保健相談所	03-3443-6251
渋谷区幡ヶ谷保健相談所	03-3374-7591
中野区保健所	03-3382-6661
中野区 中部すこやか福祉センター	03-3367-7788
中野区 北部すこやか福祉センター	03-3389-4321
中野区 南部すこやか福祉センター	03-3382-1750
中野区 鷺宮すこやか福祉センター	03-3336-7111
杉並保健所(健康推進課)	03-3391-1355
杉並保健所(生活衛生課)	03-3391-1991
杉並保健所(保健予防課)	03-3391-1025
杉並区荻窪保健センター	03-3391-0015
杉並区高井戸保健センター	03-3334-4304
杉並区高円寺保健センター	03-3311-0116
杉並区上井草保健センター	03-3394-1212
杉並区和泉保健センター	03-3313-9331
豊島区池袋保健所 (地域保健課)	03-3987-4203
豊島区池袋保健所 (生活衛生課)	03-3987-4175
豊島区健康推進課	03-3987-4174
豊島区長崎健康相談所	03-3957-1191
北区保健所(生活衛生課)	03-3919-0376

北区保健所(保健予防課)	03-3919-3101
北区王子健康支援センター	03-3919-7588
北区赤羽健康支援センター	03-3903-6481
北区滝野川健康支援センター	03-3915-0184
荒川区保健所(生活衛生課)	03-3802-4216
荒川区保健所(健康推進課)	03-3802-4247
荒川区保健所(保健予防課)	03-3802-4243
板橋区保健所(健康推進課)	03-3579-2329
板橋区板橋健康福祉センター	03-3579-2333
板橋区 上板橋健康福祉センター	03-3937-1041
板橋区赤塚健康福祉センター	03-3979-0511
板橋区志村健康福祉センター	03-3969-3836
板橋区 高島平健康福祉センター	03-3938-8621
練馬区保健所(生活衛生課)	03-5984-2483
練馬区保健所(保健予防課)	03-5984-4764
練馬区豊玉保健相談所	03-3992-1188
練馬区北保健相談所	03-3931-1347
練馬区光が丘保健相談所	03-5997-7722
練馬区石神井保健相談所	03-3996-0634
練馬区大泉保健相談所	03-3921-0217
練馬区関保健相談所	03-3929-5381
足立区足立保健所 (生活衛生課)	03-3880-5361
足立区足立保健所 (感染症対策課)	03-3880-5372
足立区足立保健所(中央本町 地域・保健総合支援課)	03-3880-5351
足立区竹の塚保健センター	03-3855-5082
足立区江北保健センター	03-3896-4004

足立区千住保健センター	03-3888-4277
足立区東部保健センター	03-3606-4171
葛飾区保健所	03-3602-1222
葛飾区保健所(地域保健課)	03-3602-1231
葛飾区保健所(生活衛生課)	03-3602-1242
葛飾区保健所(健康推進課)	03-3602-1268
葛飾区保健所(保健予防課)	03-3602-1274
葛飾区青戸保健センター	03-3602-1284
葛飾区金町保健センター	03-3607-4141
葛飾区新小岩保健センター	03-3696-3781
葛飾区水元保健センター	03-3627-1911
江戸川保健所(保健予防課)	03-5661-2464
江戸川区 中央健康サポートセンター	03-5661-2467
江戸川区 小岩健康サポートセンター	03-3658-3171
江戸川区 東部健康サポートセンター	03-3678-6441
江戸川区 清新町健康サポートセンター	03-3878-1221
江戸川区 葛西健康サポートセンター	03-3688-0154
江戸川区 鹿骨健康サポートセンター	03-3678-8711
江戸川区 小松川健康サポートセンター	03-3683-5531
江戸川区 なぎさ健康サポートセンター	03-5675-2515
八王子市保健所(保健対策課)	042-645-5196
八王子市 大横保健福祉センター	042-925-9128
八王子市 東浅川保健福祉センター	042-667-1331
八王子市 南大沢保健福祉センター	042-682-2020
町田市保健所中町庁舎	042-722-0621
町田市健康福祉会館	042-725-5471

町田市鶴川保健センター	042-736-1600
立川市子育て支援 ・保健センター(健康推進課)	042-527-3632
武蔵野市立保健センター	0422-51-7006
三鷹市総合保健センター	0422-24-7145
青梅市健康センター	0428-23-2191
府中市保健センター	042-368-5311
昭島市保健福祉センター 「あいぼっく」	042-544-5126
調布市保健センター	042-441-6100
小金井市保健センター	042-321-1240
小平市健康センター	042-346-3700
日野市生活・保健センター	042-581-4111
東村山市保健福祉総合セン ター「いきいきプラザ」	042-393-5111
国分寺市役所(健康推進課)	042-312-8627
国立市保健センター	042-572-6111
西東京市 保谷保健福祉総合センター	042-439-3526
福生市保健センター	042-552-0061
狛江市保健センター (あいとぴあセンター)	03-3488-1181
東大和市立保健センター	042-565-5211
清瀬市役所(健康推進課)	042-497-2076
東久留米市 わくわく健康プラザ	042-477-0022
武蔵村山市保健相談センター	042-565-9315
多摩市立健康センター	042-376-9139
多摩市こども家庭センター (にじたま)	042-376-9177
稲城市保健センター	042-378-3421
羽村市保健センター	042-555-1111
あきる野市役所(福祉総務課)	042-518-7075

瑞穂町保健センター(健康課)	042-557-5089
日の出町保健センター	042-588-5426
檜原村やすらぎの里	042-598-3121
奥多摩町保健福祉センター	0428-83-2777
大島けんこうセンター	04992-2-1482
新島村さわやか健康センター	04992-5-1856
神津島村保健センター	04992-8-0010
八丈町保健福祉センター	04996-2-5570
青ヶ島村保健福祉センター	04996-9-0111

事例
06

障害についての相談

千代田区立 障害者福祉センター	03-3291-0600
中央区基幹相談支援センター	03-6264-3957
港区 障害者基幹相談支援センター	03-3578-2826
新宿区基幹相談支援センター	03-5273-4302
文京区 障害者就労支援センター	03-5805-1600
台東区松が谷福祉会館 障害者自立支援センター	03-5246-9651
台東区精神障害者地域生活 支援センターあさがお	03-5823-4298
品川区基幹相談支援センター	03-5742-6711
目黒 障害者就労支援センター	03-5794-8180
大田区立障がい者 総合サポートセンター	03-5728-9433
世田谷区 基幹相談支援センター	03-6379-0644
渋谷区障がい者 基幹相談支援センター	03-5457-0887
中野区 健康福祉部障害福祉課	03-3228-8706
杉並区基幹相談支援センター	03-5335-7672
荒川区 障害者基幹相談支援センター	03-3801-8060

豊島区立 心身障害者福祉センター	03-3953-2811
北区 障害者基幹相談支援センター	03-3905-7226
板橋区基幹相談支援センター	03-6906-5728
練馬区豊玉障害者地域生活 支援センター	03-3557-9222
練馬区光が丘障害者地域生活 支援センター	03-5997-7858
練馬区石神井障害者地域生活 支援センター	03-3997-2181
練馬区大泉障害者地域生活 支援センター	03-3925-7371
足立区障がい福祉センター	03-5681-0132
江戸川区福祉部障害者福祉課	03-5662-0089
武蔵野市基幹相談 支援センター	0422-60-1847
三鷹市基幹相談支援センター	0422-29-8267
青梅市 健康福祉部障がい者福祉課	0428-22-1111
府中市基幹相談支援センター	042-335-4167
調布市 福祉健康部障害福祉課	042-481-7094
町田市障がい福祉課	042-724-2147
小金井市障害者 地域自立生活支援センター	042-381-8811
東村山市 基幹相談支援センター	042-394-1555
国分寺市障害者基幹相談 支援センター	042-320-1300
福生市福祉保健部 障害福祉課相談支援係	042-551-1691
狛江市 障がい者就労支援センター	03-5438-3533
東大和市 総合福祉センター	042-516-3981
東大和市 精神障害者地域 生活支援センター ウエルカム	042-564-0888
東大和市 健幸福祉部障害福祉課	042-563-2111
武蔵村山市 障害者就労支援センター「とらい」	042-560-7839
稲城市福祉部障害福祉課	042-378-2111
あきる野市 障がい者基幹相談支援センター	042-559-0368

西東京市 健康福祉部障害福祉課	042-420-2805
西東京市 基幹相談支援センター えぼっく	042-452-0075
瑞穂町 基幹相談支援センター	042-557-8812
八丈町基幹相談支援センター	04996-2-5570

事例
08

生活困窮、住居についての相談

生活困窮者自立相談支援機関窓口

千代田区保健福祉部 生活支援課	03-5211-4126
中央区 京橋ふくしの総合相談窓口	03-3546-5303
港区生活・就労支援センター	03-5114-8826
新宿区生活支援相談窓口	03-5273-3853
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3546
文京区 自立相談支援窓口	03-5803-1917
台東区福祉部保護課 生活困窮者支援担当	03-5246-1158
くらし・しごと相談室 すみだ	03-5608-6289
江東区生活支援部 保護第一課	03-3647-8487
江東区生活支援部 保護第二課	03-3637-3741
品川区 暮らし・しごと応援センター	03-5742-9117
めぐろ くらしの相談窓口	03-5722-9370
大田区生活再建・就労 サポートセンターJOBOTA	03-6423-0251
ぶらっとホーム世田谷	03-5431-5355
渋谷区生活支援相談窓口	03-3463-2116
中野くらしサポート	03-3228-8950
杉並区くらしのサポート ステーション(生活自立支援窓口)	03-3391-1751
豊島区くらし・しごと 相談支援センター	03-4566-2454
北区くらしとしごと 相談センター	03-6454-3104

荒川区 仕事・生活サポートデスク	03-3802-3094
板橋区 いたばし暮らしのサポートセンター板橋本部	03-6912-4591
板橋区 いたばし暮らしのサポートセンター赤塚分室	03-6904-1332
板橋区 いたばし暮らしのサポートセンター志村分室	03-5948-7088
練馬区 生活サポートセンター	03-3993-9963
足立区 福祉まるごと相談課東部拠点担当	03-3880-5705
足立区 福祉まるごと相談課西部拠点係	03-5888-4571
葛飾区 自立相談支援窓口	03-5654-8625
江戸川区 くらしごと相談室 中央	03-5662-0085
江戸川区 くらしごと相談室 小岩	03-5876-7730
江戸川区 くらしごと相談室 葛西	03-5659-6626
八王子市生活自立支援課	042-620-7462
立川市くらし・しごと サポートセンター	042-503-4308
立川市くらし・しごと サポートセンター就労サポートたちかわ	042-595-9775
武蔵野市生活福祉課 生活相談係	0422-60-1254
三鷹市生活・就労支援窓口	0422-24-6083
青梅市生活自立支援窓口	0428-22-1111
府中市暮らしと仕事の相談	042-335-4191
昭島市くらし・しごと サポートセンター	042-519-2033
調布ライフサポート	042-481-7693
町田市地域福祉部 生活援護課生活・就労相談	042-724-4013
小金井市福祉総合相談窓口	042-386-0295
こだいら生活相談 支援センター	042-349-0151
日野市健康福祉部セーフティネットコールセ ンターくらしの自立相談支援窓口みらいと	042-514-8574
日野市くらしの自立相談支援窓口 みらいとサテライトセンター	042-514-9855
東村山市くらし・しごとサポー トセンターほっとシティ東村山	042-306-3427

東村山市就労サポートセンター ジョブラ東村山	042-306-4510
自立生活サポートセンター こくぶんじ	042-324-8401
国立市福祉総合相談 ふくふく窓口	042-572-2111
福生市福祉保健部 社会福祉課(就労と福祉の相談)	042-551-1511
狛江市こまYELL (こまえーる)	03-3430-1111
東大和市くらし・しごと 応援センター そえる	042-563-2111
きよせ生活相談支援センター いっぽ	042-495-5567
東久留米市役所福祉総務課	042-470-7777
武蔵村山市 市民なやみごと相談窓口	042-565-1111
多摩市 しごと・くらしサポートステーション	042-338-6942
稲城市福祉くらしの総合窓口	042-378-2111
羽村市生活自立相談窓口	042-555-1111
あきる野市 生活・就労相談窓口	042-558-1927
西東京市 生活サポート相談窓口(田無庁舎)	042-420-2809
西東京市 生活サポート相談窓口(保谷庁舎)	042-438-4023
西多摩くらしの相談センター	0428-25-3501
東京都大島支庁 総務課福祉担当	04992-2-4421
東京都三宅支庁 総務課福祉担当	04994-8-5011
東京都八丈支庁 総務課福祉担当	04996-2-1112
東京都小笠原支庁 総務課行政担当	04998-2-3230

福祉事務所

千代田区	03-3264-2111
中央区	03-3543-0211
港区芝地区総合支所	03-3578-3111
港区麻布地区総合支所	03-3583-4151

港区赤坂地区総合支所	03-5413-7011
港区高輪地区総合支所	03-5421-7611
港区芝浦港南地区総合支所	03-3456-4151
新宿区	03-3209-1111
文京区	03-3812-7111
台東区	03-5246-1111
墨田区	03-5608-1111
江東区(第一課)	03-3645-3101
江東区(第二課)	03-3637-2701
品川区	03-3777-1111
目黒区	03-3715-1111
大田区(大森生活福祉課)	03-5764-0665
大田区(調布生活福祉課)	03-3726-0791
大田区(蒲田生活福祉課)	03-5713-1706
大田区 (糀谷・羽田生活福祉課)	03-3741-6521
世田谷区世田谷	03-5432-2841
世田谷区北沢	03-6804-7770
世田谷区玉川	03-3702-1730
世田谷区砧	03-3482-1343
世田谷区烏山	03-3326-6111
渋谷区	03-3463-1211
中野区	03-3389-1111
杉並区(高円寺事務所)	03-5306-2611
杉並区(荻窪事務所)	03-3398-9104
杉並区(高井戸事務所)	03-3332-7221
豊島区(生活福祉課)	03-3981-1111

豊島区(西部生活福祉課)	03-5917-5760
北区	03-3908-1111
荒川区	03-3802-3111
板橋区(板橋福祉課)	03-3579-2322
板橋区(赤塚福祉課)	03-3938-5126
板橋区(志村福祉課)	03-3968-2331
練馬区練馬総合	03-3993-1111
練馬区石神井総合	03-5393-2801
練馬区光が丘総合	03-5997-7713
練馬区大泉総合	03-5905-5262
足立区 (中部第一福祉課)	03-3880-5875
足立区 (中部第二福祉課)	03-3880-5419
足立区(千住福祉課)	03-3888-3142
足立区(東部福祉課)	03-3605-7129
足立区(西部福祉課)	03-3897-5013
足立区(北部福祉課)	03-5831-5797
葛飾区(西生活課)	03-3695-1111
葛飾区(東生活課)	03-3607-2152
江戸川区(第一課)	03-3652-1151
江戸川区(第二課)	03-3657-7855
江戸川区(第三課)	03-5659-6610
八王子市	042-626-3111
立川市	042-523-2111
武蔵野市	0422-51-5131
三鷹市	0422-45-1151
青梅市	0428-22-1111

府中市	042-364-4111
昭島市	042-544-5111
調布市	042-481-7111
町田市	042-722-3111
小金井市	042-383-1111
小平市	042-341-1211
日野市	042-585-1111
東村山市	042-393-5111
国分寺市	042-325-0111
国立市	042-576-2111
福生市	042-551-1511
狛江市	03-3430-1111
東大和市	042-563-2111
清瀬市	042-492-5111
東久留米市	042-470-7777
武蔵村山市(保護第一係)	042-565-1111
武蔵村山市(保護第二係)	042-590-2230
多摩市	042-375-8111
稲城市	042-378-2111
羽村市	042-555-1111
あきる野市	042-558-1111
西東京市	042-464-1311
西多摩	0428-22-1165
大島支庁	04992-2-4421
三宅支庁	04994-2-1311
八丈支庁	04996-2-1112

小笠原支庁	04998-2-3230
-------	--------------

事例
12

DV、児童虐待についての相談

子供家庭支援センター

千代田区立児童・家庭支援センター	03-3256-8150
中央区立子ども家庭支援センター	03-3542-6322
港区子ども家庭支援センター	03-5962-7215
新宿区立子ども総合センター	03-3232-0675
文京区子ども家庭支援センター	03-5803-1109
台東区日本堤子ども家庭支援センター	03-5824-2571
墨田区子育て支援総合センター	03-3622-1150
江東区南砂子ども家庭支援センター	03-5617-7772
品川区子ども家庭支援センター	03-6421-5236
目黒区子ども家庭支援センター	03-5722-9743
大田区子ども家庭支援センター	03-5753-7830
世田谷区 せたがや子ども家庭支援センター	03-5432-2915
渋谷区子ども家庭支援センター	0120-135-415
中野区子ども・若者支援センター	03-5937-3267
杉並子ども家庭支援センター	03-5356-2602
豊島区子ども家庭支援センター	03-6858-2302
北区子ども家庭支援センター	03-3914-9565
荒川区子ども家庭総合センター	03-3802-3765
板橋区子ども家庭総合支援センター	03-5944-2373
練馬区子ども家庭支援センター	03-3993-8155
足立区こども家庭相談室	03-3852-3535
葛飾区子ども総合センター	03-3602-1386

江戸川区こども家庭センター	03-5678-1810
八王子市こども家庭支援センター大横	042-634-8377
八王子市こども家庭支援センター東浅川	042-661-0072
八王子市こども家庭支援センター南大沢	042-678-3100
立川市子ども家庭センター	042-528-6871
武蔵野市子ども家庭支援センター	0422-55-9002
三鷹市子ども家庭支援センターりぼん	0422-40-5925
青梅市こども家庭センター	0428-24-2126
府中市子育て世代包括支援センター「みらい」	042-319-0072
昭島市こども家庭センター子ども家庭支援係	042-543-9046
調布市子ども家庭支援センターすこやか	042-481-7731
町田市子ども家庭支援課	042-724-4419
小金井市こども家庭センター	042-321-3146
小平市子ども家庭支援センター	042-348-2102
日野市子ども家庭支援センター	042-506-2152
東村山市子ども家庭支援センター	042-390-2271
国分寺市こども家庭センター	042-321-1809
国立市子ども家庭支援センター	042-573-0192
福生市こども家庭センター	042-539-2555
狛江市子ども家庭課	03-5761-7990
東大和市子ども家庭センター	042-563-2111
清瀬市子ども家庭支援センター	042-495-7701
東久留米市こども家庭センター	042-471-0910
武蔵村山市子ども家庭支援センター	042-590-1152
多摩市こども家庭センター(にじたま)	042-355-3777
稲城市子ども家庭支援センター	042-378-6366

羽村市 子ども家庭センター	042-578-2882
あきる野市 こども家庭センター	042-550-3313
西東京市 子ども家庭センター	042-439-0081
瑞穂町 子ども家庭支援センター	042-568-0051
日の出町 こども家庭センター	042-597-6177
檜原村 こども家庭センター	042-598-3122
奥多摩町 子ども家庭支援センター	0428-85-1788
大島町 子ども家庭支援センター	04992-2-2398
利島村 子ども家庭支援センター	04992-9-0018
新島村 こども家庭センター	04992-5-1856
神津島村 子ども家庭支援センター	04992-8-1180
三宅村 子ども家庭支援センター	04994-5-0982
御蔵島村 子ども家庭支援センター	04994-8-2121
八丈町 子ども家庭支援センター	04996-2-4300
小笠原村 子ども家庭支援センター	04998-2-3939

東京都児童相談所

児童相談センター	03-5937-2314 03-5937-2317
北児童相談所	03-3913-5421
品川児童相談所	03-3474-5442
立川児童相談所	042-523-1321
杉並児童相談所	03-5370-6001
江東児童相談所	03-3640-5432
小平児童相談所	042-467-3711
八王子児童相談所	042-624-1141
足立児童相談所	03-3854-1181

多摩児童相談所	042-372-5600
練馬児童相談所	03-6915-8253
町田児童相談所	042-851-9357

特別区児童相談所

世田谷区児童相談所	03-6379-0697
港区児童相談所	03-5962-6500
荒川区子ども家庭総合センター (児童相談所)	03-3802-3765
江戸川区児童相談所 (はあとポート)	03-5678-1810
中野区児童相談所	03-5937-3289
板橋区子ども家庭総合支援センター (児童相談所)	03-5944-2373
豊島区児童相談所	03-6758-7910
葛飾区児童相談所	03-5698-0303
品川区児童相談所	03-6712-8261
文京区児童相談所	03-3811-5241

犯罪の被害にあわれた方や そのご家族のための相談窓口

犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

03-3222-9050

東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが設置する相談窓口です。電話・面接相談、裁判所等への付添いなどを行っています。

索引

※民間支援団体などの固有名詞は、本ガイドブックで取り上げた事例において紹介しているものです。このほかに、同様の活動を行っている団体等がある可能性もあります。

あ行

愛の手帳…………… 49
NA(ナルコティクス アノニマス) …… 61、65
(特定非営利活動法人)上野ダルク …… 63

か行

家族会…………… 61
家庭裁判所…………… 14
仮釈放・少年院からの仮退院等 …… 20
キッズひまわりホットライン …… 39、41
(東京都)教育相談センター …… 44、46
協力雇用主…………… 21、29、30、37
居住支援法人…………… 57、58
ぐ犯少年…………… 12
刑事施設…………… 11
警視庁少年センター …… 68、70
警視庁暴力ホットライン …… 86、88
検察庁…………… 11
更生保護施設…………… 21
更生保護就労支援事業…………… 29
更生保護女性会…………… 21
高等学校卒業程度認定試験…………… 45
高齢者安心電話…………… 75、78
高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」
…………… 75、77
高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり〜な」
…………… 75、77
(国立研究開発法人)
国立精神・神経医療研究センター病院 …… 62
こころといのちのほっとライン(東京都自殺相談ダイヤル)
…………… 33、35
こたエール(ネット・スマホのトラブル相談窓口)
…………… 38、40
子供家庭支援センター …… 81、82、98
子供食堂…………… 80、83
子どもの人権110番 …… 39、40

子どものための法律相談 …… 39、40

さ行

再犯防止推進計画(国)…………… 5
(東京都)再犯防止推進計画…………… 6
再犯の防止等の推進に関する法律
(再犯防止推進法)…………… 5
児童自立支援施設…………… 15
児童相談所…………… 68、81、82、99
社会福祉協議会…………… 74、76
(認定特定非営利活動法人)ジャパンマック
…………… 64
就労移行支援事業所…………… 49、50、53
(区市町村)障害者基幹相談支援センター
…………… 49、94
(東京都)障害者サービス情報 …… 49
障害者就業・生活支援センター …… 52、54
(区市町村)障害者就労支援センター 49、50
障害者手帳…………… 49
奨学金制度…………… 45、46
(東京都立)小児総合医療センター
「こころの電話相談室」 …… 49、51
少年院…………… 15
少年鑑別所…………… 14
少年刑務所…………… 15
昭和大学烏山病院…………… 62
(都立)職業能力開発センター… 29、30、90、91
触法少年…………… 12
(東京都)女性相談支援センター …… 81、83
自立援助ホーム …… 57、59
自立支援医療制度…………… 33、35
自立準備ホーム …… 21
(認定特定非営利活動法人)
自立生活サポートセンター・もやい… 57、59
身体障害者手帳…………… 49
生活環境の調整…………… 20
生活困窮者自立支援制度…………… 57

生活困窮者自立相談支援機関窓口… 56、58、95
 生活保護制度…………… 57
 精神障害者保健福祉手帳…………… 49
 (都立(総合))精神保健福祉センター
 ……………… 32、34、60
 成年後見センター「しんらい」 …… 75、77

た行

ダルク(DARC) ……………… 60、63
 (特定非営利活動法人)ダルク女性ハウス … 64
 地域生活定着支援センター ……………… 21
 地域包括支援センター ……………… 75、76
 地域若者サポートステーション(サポステ)
 ……………… 24、26、90
 通信制高校…………… 45、46
 東京いのちの電話 ……………… 33、36
 東京ウィメンズプラザ ……………… 80、82
 東京しごとセンター ……………… 25、27
 東京障害者職業センター ……………… 52、55
 東京障害者職業能力開発校…………… 52、55、91
 東京ジョブコーチ ……………… 53、54
 東京多摩いのちの電話 ……………… 33、36
 (特定非営利活動法人)東京ダルク …… 63
 TOKYOチャレンジネット ……………… 56、58
 都営住宅…………… 57
 特別調整…………… 20

な行

ナラノン(Nar-Anon)…………… 61、65
 日本いのちの電話連盟 ……………… 33、36
 (特定非営利活動法人)日本子どもソーシャルワーク協会
 ……………… 69、71

は行

(特定非営利活動法人)八王子ダルク …… 64
 (東京都)発達障害者支援センター(TOSCA)
 ……………… 48、50
 ハローワーク(公共職業安定所)
 ……………… 28、30、53、54、90

犯罪少年…………… 12
 (特定非営利活動法人)非行克服支援センター
 ……………… 69、71
 (公益社団法人)被害者支援都民センター… 99
 非行少年…………… 12
 (東京都)ひとり親家庭センター はあと… 84
 (東京都)ひとり親家庭センター はあと飯田橋
 ……………… 85
 (東京都)ひとり親家庭センター はあと多摩
 ……………… 85
 BBS 会 ……………… 21
 福祉事務所…………… 96
 法テラス(日本司法支援センター)… 75、78、80
 法務少年支援センター ……………… 14、68、70
 (公益財団法人)暴力団追放運動推進都民センター
 (暴追都民センター) ……………… 87、88
 保健所・保健センター …… 32、34、60、91
 保護観察…………… 18
 保護観察所…………… 11、15
 母子生活支援施設…………… 80、84
 (特定非営利活動法人)BONDプロジェクト…………… 42

ま行

マザーズハローワーク ……………… 85
 マック(MAC)…………… 60、64
 (東京都立)松沢病院…………… 63
 民生委員・児童委員 ……………… 74、76
 みんなの人権 ……………… 80、84
 無料低額診療等事業…………… 33、35

や行

薬物依存症の治療に対応可能な医療機関
 ……………… 60、62

わ行

(一般社団法人)若草プロジェクト …… 42
 (東京都)若者総合相談センター若ナビα
 ……………… 24、26、38、68
 わかものハローワーク ……………… 25、27

非行少年・再犯防止支援ガイドブック

RE:STARTを応援するあなたへ

〔令和7年度版〕

登録番号 (7) 15

令和8年1月 発行

発行 東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 都民安全課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-2747

印刷 有限会社 千歳タイプレス

リサイクル適性®

この印刷物は、紙類へ
リサイクルできます。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのサラちゃん



安全安心まちづくりを推進する
マスコットキャラクター
「みまもりいぬ」



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃん

